

令和 2 年度 認証評価

愛知学泉短期大学 自己点検・評価報告書

令和 2 年 7 月

目次

自己点検・評価報告書	3
1. 自己点検・評価の基礎資料	4
2. 自己点検・評価の組織と活動	14
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	19
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	20
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	26
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	29
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	35
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	36
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	45
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	61
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	62
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	73
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	77
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	79
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	86
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]	86
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	89
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	92
【資料】	
[様式 9] 提出資料一覧	
[様式 10] 備付資料一覧	
[様式 11～17] 基礎データ	

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、愛知学泉短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 2 年 7 月

理事長

寺 部 暁

学長

安 藤 正 人

ALO

津 島 忍

様式 4—自己点検・評価の基礎資料

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

<学校法人の沿革>

1906（明治 39）年	寺部三蔵・寺部だいが裁縫塾を開いた。
1912（明治 45）年	安城裁縫女学校を設置した。
1917（大正 6）年	安城女子職業学校に名称変更した。
1924（大正 13）年	財団法人安城女子職業学校を設置した。
1930（昭和 5）年	財団法人安城女子専門学校を設置した。
1948（昭和 23）年	安城学園女子中学校を設置した。 安城女子職業学校を安城学園女子高等学校に組織変更した。
1958（昭和 33）年	安城学園女子高等学校を安城学園女子短期大学附属高等学校に名称変更した。
1964（昭和 39）年	岡崎城西高等学校を設置した。
1966（昭和 41）年	愛知女子大学家政学部家政学科を設置した。
1968（昭和 43）年	愛知女子大学を安城学園大学に名称変更した。
1987（昭和 62）年	愛知学泉大学経営学部経営学科を設置した。 愛知学泉大学家政学部を男女共学とした。 愛知学泉大学は中国・北京第二外国語学院と教育学術交流協定を締結した。
1989（平成元）年	愛知学泉大学は米国・ニューイングランド大学と教育学術交流協定を締結した。
1993（平成 5）年	愛知学泉大学経営学部経営情報学科を設置した。
1998（平成 10）年	愛知学泉大学にコミュニティ政策学部コミュニティ政策学科を設置した。
2000（平成 12）年	愛知学泉大学は中国・復旦大学と教育学術交流協定を締結した。
2002（平成 14）年	愛知学泉大学家政学部家政学科を家政学専攻・管理栄養士専攻の二専攻体制とした。
2008（平成 20）年	愛知学泉大学家政学部家政学科こどもの生活専攻を設置し三専攻体制とした。
2010（平成 22）年	愛知学泉大学経営学部経営情報学科を廃止した。
2011（平成 23）年	愛知学泉大学経営学部、コミュニティ政策学部の学生募集を停止した。 愛知学泉大学現代マネジメント学部現代マネジメント学科を設置した。
2012（平成 24）年	安城学園創立 100 周年記念式典を挙行了した。
2017（平成 29）年	安城学園創立 105 周年記念式典を挙行了した。
2018（平成 30）年	愛知学泉大学現代マネジメント学部の学生募集を停止した。

2020（令和 2）年	愛知学泉大学家政学部をライフスタイル学科、管理栄養学科、こどもの生活学科の 3 学科体制とした。
-------------	--

<短期大学の沿革>

1950（昭和 25）年	安城学園女子短期大学被服科、生活科を設置した。
1963（昭和 38）年	安城学園女子短期大学に家政科を設置した。
1979（昭和 54）年	安城学園大学短期大学部幼児教育科を安城学園女子短期大学幼児教育科へ組織変更した。
1982（昭和 57）年	安城学園女子短期大学を愛知学泉女子短期大学に名称変更した。 愛知学泉女子短期大学に国際教養科を設置した。
1983（昭和 58）年	愛知学泉女子短期大学はカナダ・カピラノ大学と姉妹校の協定を締結した。
1995（平成 7）年	愛知学泉女子短期大学は中国・北京第二外国語学院と教育学術交流協定を締結した。
2000（平成 12）年	愛知学泉女子短期大学を愛知学泉短期大学に名称変更した。
2001（平成 13）年	愛知学泉短期大学（幼児教育科を除く）を男女共学とした。
2003（平成 15）年	愛知学泉短期大学生活科を食物栄養科に名称変更した。
2004（平成 16）年	愛知学泉短期大学食物栄養科と幼児教育科をそれぞれ食物栄養学科と幼児教育学科に名称変更した。 愛知学泉短期大学に生活デザイン総合学科を設置した。
2005（平成 17）年	愛知学泉短期大学国際教養科を廃止した。
2006（平成 18）年	愛知学泉短期大学家政科と服飾科を廃止した。
2007（平成 19）年	（財）短期大学基準協会による認証評価で「適格」の認定を受けた。 愛知学泉短期大学幼児教育学科を安城市桜井キャンパスから岡崎キャンパスへ移転し、統合した。 愛知学泉大学・愛知学泉短期大学は韓国・烏山大学と学術文化交流協定を締結した。
2010（平成 22）年	愛知学泉短期大学と湊川短期大学（兵庫県三田市）との間で教育研究活動に関し、相互に点検評価作業を実施した。
2012（平成 24）年	愛知学泉大学・愛知学泉短期大学は台湾・慈済科学技術大学と学術文化交流協定を締結した。
2014（平成 26）年	（一財）短期大学基準協会による認証評価で「適格」の認定を受けた。
2016（平成 28）年	愛知学泉短期大学と湊川短期大学（兵庫県三田市）との間で教育研究活動に関し、相互に点検評価作業を実施した。
2018（平成 30）年	愛知学泉短期大学食物栄養学科の入学定員を 40 名から 70 名に増員し、生活デザイン総合学科の入学定員を 160 名から 130 名に減員した。

2019（平成 31）年	愛知学泉短期大学幼児教育学科を男女共学とした。
--------------	-------------------------

(2) 学校法人の概要

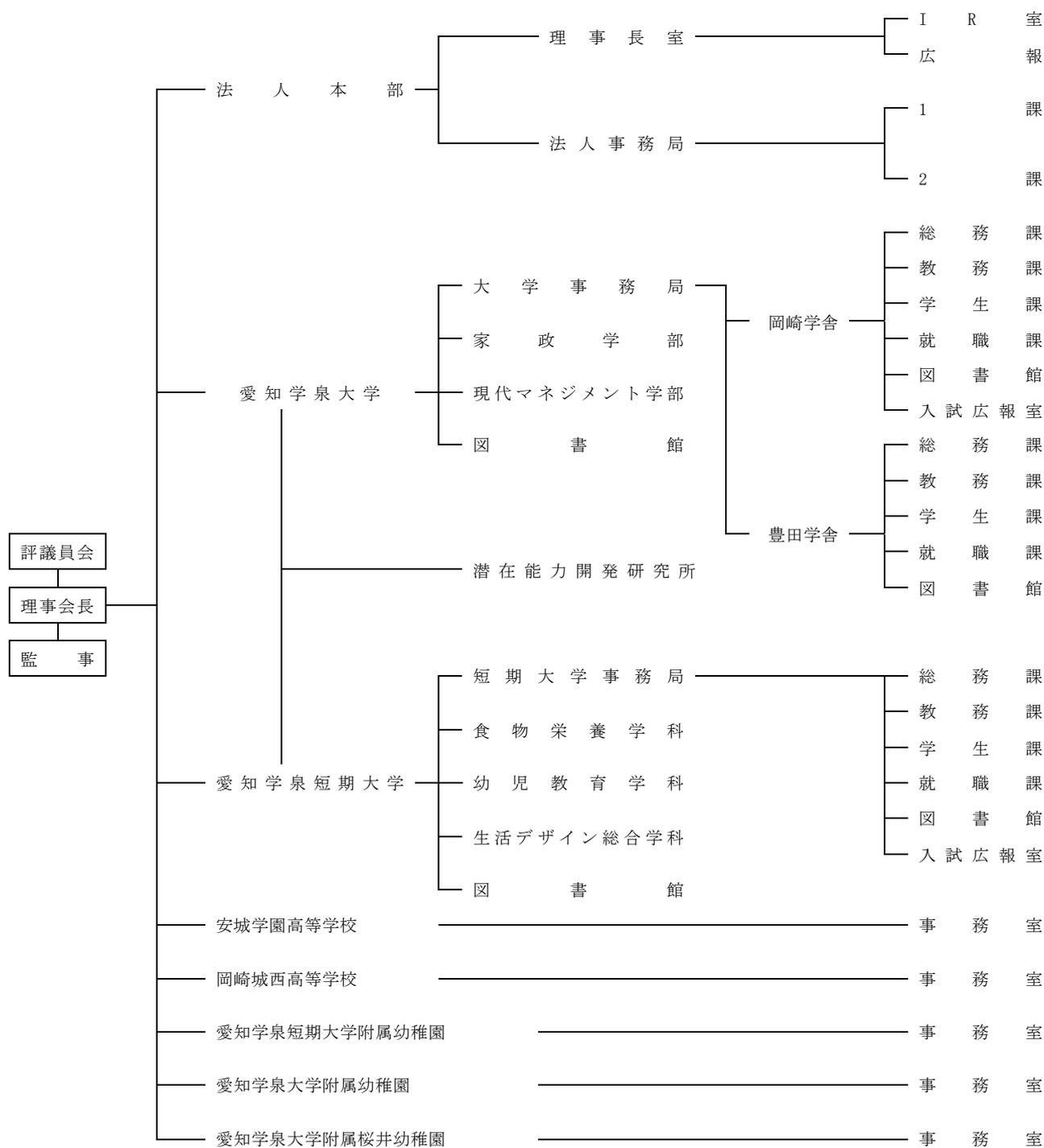
- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数

令和 2 年 5 月 1 日現在（単位：人）

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍数
愛知学泉大学				
家政学部	〒444-8520 岡崎市舩越町上川成 28			
ライフスタイル学科/家政学専攻		40	160	115
管理栄養学科/管理栄養士専攻		80	320	260
こどもの生活学科/こどもの生活専攻		70	280	152
現代マネジメント学部	〒471-8532 豊田市大池町汐取 1			
現代マネジメント学科		—	400	133
小計		190	1,160	660
愛知学泉短期大学	〒444-8520 岡崎市舩越町上川成 28			
食物栄養学科		70	140	107
幼児教育学科		120	240	142
生活デザイン総合学科		130	260	311
小計		320	640	560
安城学園高等学校	〒446-0036 安城市小堤町 4 番 25 号			
普通科		480	1,440	1,139
商業科		80	240	171
小計		560	1,680	1,310
岡崎城西高等学校	〒444-0942 岡崎市中園町川成 98			
普通科		540	1,620	1,650
愛知学泉短期大学附属幼稚園	〒446-0036 安城市小堤町 4 番 25 号	69	209	206
愛知学泉大学附属幼稚園	〒446-0026 安城市安城町栗ノ木 41-1	104	314	305
愛知学泉大学附属桜井幼稚園	〒444-1154 安城市桜井町稻荷東 20-3	88	280	305
合計		1,871	5,903	4,996

(3) 学校法人・短期大学の組織図

令和2年5月1日現在



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

- 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）
- 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

[注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分してください。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。
- 認証評価を受ける前年度の令和元（2019）年度を起点に過去 5 年間について記載してください。

■立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

本学は、愛知県岡崎市舳越町上川成 28 に本部を置いており、岡崎市中心部から西北へ車で約 15 分の清閑な住宅地の中に位置している。2016（平成 28）年度に市制 100 周年を迎えた岡崎市は人口 38.7 万人（2019（令和元）年 5 月 1 日現在）の中核市である。徳川家康ゆかりの岡崎城を中心に栄えた城下町であり、愛知県東部を流れる矢作川と乙川が合流し、水と緑に囲まれた歴史と文化の街である。市内には教育機関・施設や史跡が多くあり、市の規模に比して文教都市の色合いが濃い。また、国道 1 号線、東名高速道路、第二東名高速道路、JR 東海道本線、名古屋鉄道線、愛知環状鉄道線等の交通の便にも優れており、伝統地場産品である石工製品、花火、八丁味噌等が全国的に有名である。岡崎市と隣接する周辺各市を含む三河地域は人口約 235 万余人、県内人口の約 31.4%である。

【入学者数と充足率】

2015（平成 27） 年度（320）		2016（平成 28） 年度（320）		2017（平成 29） 年度（320）		2018（平成 30） 年度（320）		2019（令和元） 年度（320）	
入学者数 （人）	充足率 （%）	入学者数 （人）	充足率 （%）	入学者数 （人）	充足率 （%）	入学者数 （人）	充足率 （%）	入学者数 （人）	充足率 （%）
298	93.1	316	98.8	270	84.4	270	84.4	290	90.6

※年度の（320）は 3 学科の入学定員 ※入学者数は入学時の数

上表に見られるように、2015（平成 27）年度に短期大学全体の入学定員充足率は 93.1%であった。2016（平成 28）年度には短期大学全体の入学定員充足率は 98.8%まで回復したが、2017（平成 29）年度以降も、未充足の状況が続いている。一方、本学の基盤である三河地域は、自動車関連企業を始めとする製造業が進出・立地し、これに伴う住宅や商業施設の堅調な進出・増加が目立っている。今後も地域社会における人材の確かな需要が見込まれる。

■学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

【学生の出身地別人数及び割合（県別）】

地域	2015（平成27）年度		2016（平成28）年度		2017（平成29）年度		2018（平成30）年度		2019（令和元）年度	
	人数 （人）	割合 （%）	人数 （人）	割合 （%）	人数 （人）	割合 （%）	人数 （人）	割合 （%）	人数 （人）	割合 （%）
愛知	254	85.2	264	83.5	223	82.6	227	84.1	251	86.6
静岡	16	5.4	21	6.7	20	7.4	20	7.4	16	5.5
岐阜	6	2.0	13	4.1	12	4.5	7	2.6	6	2.0
三重	11	3.7	5	1.6	2	0.7	9	3.3	4	1.4
その他	11	3.7	13	4.1	13	4.8	7	2.6	13	4.5

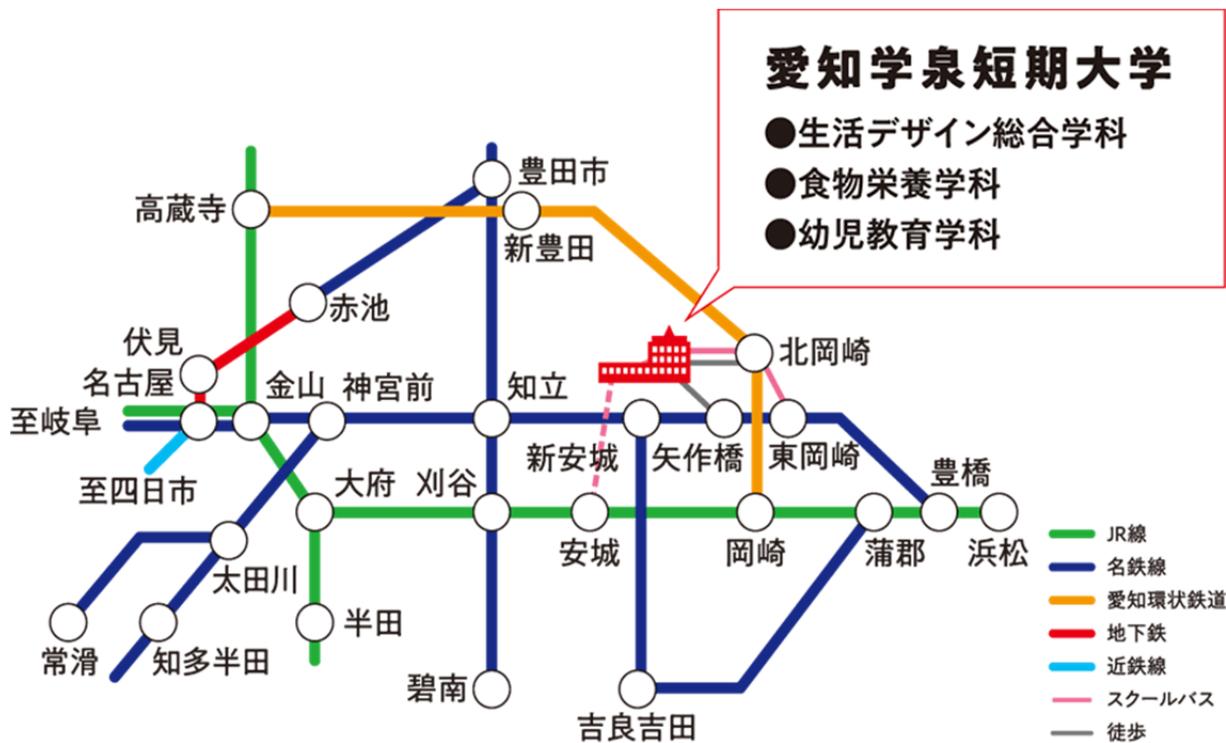
【学生の出身地別人数及び割合（愛知県）】

地域	2015（平成27）年度		2016（平成28）年度		2017（平成29）年度		2018（平成30）年度		2019（令和元）年度	
	人数 （人）	割合 （%）	人数 （人）	割合 （%）	人数 （人）	割合 （%）	人数 （人）	割合 （%）	人数 （人）	割合 （%）
西三河	158	62.2	155	58.7	138	61.9	144	63.4	154	61.3
東三河	50	19.7	64	24.2	47	21.0	42	18.6	51	20.3
名古屋	16	6.3	16	6.1	14	6.3	13	5.7	11	4.4
尾張	20	7.9	19	7.2	14	6.3	17	7.5	21	8.4
知多	10	3.9	10	3.8	10	4.5	11	4.8	14	5.6

上表、県別及び愛知県内の表に見られるように、学生の出身地別人数及び割合（県別）の過去5ヶ年間の推移は、愛知県内出身者が入学者数の82.6%～86.6%を占めている。他府県では、通学圏内である静岡県、次いで岐阜県や三重県、その他となっている。愛知県内では、本学所在地の西三河地域が58.7%～63.4%を占め、次いで東三河が18.6%～24.2%である。

- 地域社会のニーズ
- 地域社会の産業の状況
- 短期大学所在の市区町村の全体図

■短期大学所在の市の全体図



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。(基準別評価票における指摘への対応は任意)

<p>(a) 改善を要する事項 (向上・充実のための課題)</p>
<p>基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果 [テーマ C 自己点検評価] 提出された自己点検・評価報告書の作成では記載方法上で不備が認められたので、今後より一層の自己点検・評価への組織的な取り組みが望まれる。</p> <p>基準Ⅲ 教育資源と財的資源 [テーマ A 人的資源] 研究の機会は確保されているが、専任教員の研究活動に関する規程は整備されていない。従来からの慣例に基づいて行われているが、研究活動の規程の整備が求められる。</p> <p>基準Ⅲ 教育資源と財的資源 [テーマ D 財的資源] 短期大学部門の過去 3 年間の教育研究経費率が低いので、改善が望まれる。</p>
<p>(b) 対策</p>
<p>基準Ⅰ [テーマ C 自己点検評価] 自己点検・評価報告書の記載が不備である旨の指摘を受けた。再度、(一財) 大学・短期大学基準協会が示す評価校マニュアルの記載例を確認して、修正の後、提出した。この指摘を踏まえ、自己点検・評価活動においては、学長以下、事務局長、分掌の長らで組織する同委員会と全教職員の関与によって組織的に取り組むことを再度確認した。</p> <p>基準Ⅲ [テーマ A 人的資源] 指摘のように、従来からの慣例による研究活動の状況を踏まえて、研究活動に関する規程を整備した。</p> <p>基準Ⅲ [テーマ D 財的資源] 短期大学の 2016 (平成 28) 年度、2017 (平成 29) 年度、2018 (平成 30) 年度における経常収支差額の平均は黒字幅 12%を超えている。しかし、2018 (平成 30) 年度の短期大学の経常収支差額の黒字幅は 5%に留まった。改めて、学園の経営改善計画に基づき、今後の短期大学の経常収支差額の黒字幅 10%を実現するとともにこれを維持し、且つ、教育研究経費率を改善し、現状の 15%から 20%台へ引き上げることを計画している。このためには、人件費比率を現状の 60%から 50%へ引き下げることが必須であると認識している。一方、本学は地域社会の人材需要の動向を踏まえて、3 学科の入学定員の適正化を図るため、2018 (平成 30) 年度から食物栄養学科の入学定員を 40 名から 70 名に増員した。生活デザイン総合学科については 160 名から 130 名に減員し、従来からの 320 名体制を維持することとした。さらに、教育環境の向上を目的に、2019 (平成 31) 年度から新たな校舎 (6 号館) を新築・稼働させて、安定した経営を図ることとする等、対応策を講じている。</p>
<p>(c) 成果</p>
<p>基準Ⅰ [テーマ C 自己点検評価] 日常の自己点検・評価の活動並びに次回の認証評価の受審を踏まえて、本学教育の内部</p>

質保証に資する組織的で実効性のある取り組みを継続して行っている。

基準Ⅲ [テーマ A 人的資源]

規程を整備したことで、教員の研究活動は活性化し、また、機器・備品の使用と管理の状況は適正となっている。

基準Ⅲ [テーマ D 財的資源]

資金収支の教育研究経費比率の改善に向けて、引き続き、「第二期経営改善計画」に基づいて、人件費支出の適正水準化に向けて段階的な改善に努めている。

② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
学園寄附行為の見直しに伴う本学学則の見直しを行った。
(b) 対策
上記寄附行為の変更に伴って見直しを行った本学学則の総則において、建学の精神（第1条）、本学の教育目標（第2条）、学科の教育目標（第4条）、キャリア教育（第5条）、リメディアル教育の実施（第6条）、自己点検・評価委員会の設置（第7条）、教育内容・教育方法の改善（FD委員会の設置）（第8条）、「短期大学士」の学位授与に係る3つのポリシー策定（第10条）、3つのポリシー（細則）、第三者評価（認証評価）の受審（第11条）について定め、組織的な取り組みを継続して行う体制を明文化した。
(c) 成果
教育改革にあたり、学則を変更して本学の教学マネジメント体制と教育の内部質保証の確立を明確にし、これらの成果について学内外に公表している。

③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
なし
(b) 改善後の状況等
なし

④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
なし
(b) 履行状況

なし

(6) 短期大学の情報の公表について

■ 令和2(2020)年5月1日現在

① 教育情報の公表について

No.	事 項	公 表 方 法 等
1	大学の教育研究上の目的に関すること	本学 Web サイトに掲載「教育情報の公表」 https://www.gakusen.ac.jp/t/ippan/c/1-1.pdf
2	卒業認定・学位授与の方針	本学 Web サイトに掲載「教育情報の公表 (ディプロマ・ポリシー)」 https://www.gakusen.ac.jp/t/ippan/c/2-7.pdf
3	教育課程編成・実施の方針	本学 Web サイト掲載「教育情報の公表 (カリキュラム・ポリシー)」 https://www.gakusen.ac.jp/t/ippan/c/2-6-2.pdf
4	入学者受入れの方針	本学 Web サイト掲載「教育情報の公表 (アドミッション・ポリシー)」 https://www.gakusen.ac.jp/t/ippan/c/2-2.pdf
5	教育研究上の基本組織に関すること	本学 Web サイト掲載「教育情報の公表」 https://www.gakusen.ac.jp/t/ippan/c/1-2.pdf
6	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること	本学 Web サイトに掲載「教育情報の公表」 https://www.gakusen.ac.jp/t/ippan/c/1-2.pdf https://www.gakusen.ac.jp/t/ippan/info2-1.html
7	入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること	本学 Web サイトに掲載「教育情報の公表」 https://www.gakusen.ac.jp/t/ippan/c/2-3.pdf https://www.gakusen.ac.jp/t/ippan/c/2-4.pdf
8	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること	本学 Web サイトに掲載「教育情報の公表」 https://www.gakusen.ac.jp/t/ippan/c/2-5-1_20.pdf https://www.gakusen.ac.jp/t/zaigakusei/syllabus_shoku.html https://www.gakusen.ac.jp/t/zaigakusei/syllabus_yo.html https://www.gakusen.ac.jp/t/zaigakusei/syllabus_design.html
9	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること	本学 Web サイトに掲載「教育情報の公表」 https://www.gakusen.ac.jp/t/ippan/c/2-6-1.pdf https://www.gakusen.ac.jp/t/ippan/c/2-6-2.pdf

10	校地、校舎等の施設及び設備 その他の学生の教育研究環境に関すること	本学 Web サイトに掲載「教育情報の公表」 https://www.gakusen.ac.jp/t/ippan/access.html https://www.gakusen.ac.jp/t/ippan/c/1-3_n.pdf https://www.gakusen.ac.jp/t/jyukensei/campus/club.html
11	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること	本学 Web サイトに掲載「教育情報の公表」 https://www.gakusen.ac.jp/t/jyukensei/gakuhi/index.html
12	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること	本学 Web サイト及び刊行物に掲載 https://www.gakusen.ac.jp/t/zaigakusei/top.html https://www.gakusen.ac.jp/t/zaigakusei/gakuseika.html https://www.gakusen.ac.jp/t/zaigakusei/shusyoku-ka.html

② 学校法人の情報の公表・公開について

事 項	公 表・公 開 方 法 等
寄附行為、監査報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、役員名簿、役員に対する報酬等の支給の基準	本学 Web サイトに掲載 https://www.anjogakuen.jp/public-information/ https://www.anjogakuen.jp/data/disclosure/

[注]

- 上記①・②ともに、ウェブサイトで公表している場合は URL を記載してください。

(7) 公的資金の適正管理の状況（令和元（2019）年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

公的資金の管理は、「愛知学泉短期大学における公的研究費の不正使用防止規程」に基づき行っている。学長は、本学の公的資金の管理・運営の統括に関する最終責任を負い、短期大学事務局の長は最終責任者を補佐している。また、公的資金の適正使用に関する相談は短期大学総務課会計担当を窓口としている。

2. 自己点検・評価の組織と活動

- 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）
- 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）
- 組織が機能していることの記述（根拠を基に）
- 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和元（2019）年度を中心に）

本学は、自己点検・自己評価委員会規程に基づき、自己点検・評価の活動を立案・実施

することを目的として、自己点検・自己評価委員会（以下、委員会）を置いている。学長・学科長・各学科の教員の中から学長が指名した各2人・事務局長及び事務長、その他学長が必要と認めた者を構成員として、本学の自主的な自己点検・自己評価に関する事項、認証評価に向けた自己点検・自己評価に関する事項、3つのポリシーを踏まえた本学の取り組みに関する自己点検・自己評価に関する事項、その他、上記以外の理事長・学長の諮問事項を所掌している。

○自己点検・自己評価委員会構成員

2019（令和元）年度 校務組織

学長 安藤正人

1. 各分掌長及び委員名

分 掌	分掌長	委 員
教務部	長谷川	後藤、江良、早瀬（須）、谷村
学生部	津島	神谷（良）、山本（淳）、伊藤（照）、菅瀬
就職指導委員会	鈴木（幸）	木村（典）、河合、服部（哲）、石川（博）
国際交流委員会	青山	[加藤（み）]
図書館・紀要委員会	千賀	[岡本]、江良
研究所	[館]	山本（淳）、秦
まちづくり委員会	山本（豊）	[相原]、[加藤（彰）]

[]は大学家政学部所属

2. 所属及び学科長

学 科	学科長	所 属
生活デザイン総合学科	小山田	菅瀬、青山、長谷川、山本（豊）、神谷（良）、木村（典）、後藤、千賀、江良、河合
		横田（裕）、丸茂、谷口、大塚、[鈴木（れ）]、[竹川]、[山田]
食物栄養学科	横田（正）	山本（淳）、早瀬（須）、鈴木（幸）、熊崎、服部（哲）
		古山、斧淵、木村（咲）
幼児教育学科	岡田	津島、石川（博）、児玉、伊藤（智）、井手、谷村、伊藤（照）、本多、服部（壮）、秦
		野々山、早瀬（果）、[石川（泰）]

[]は非常勤

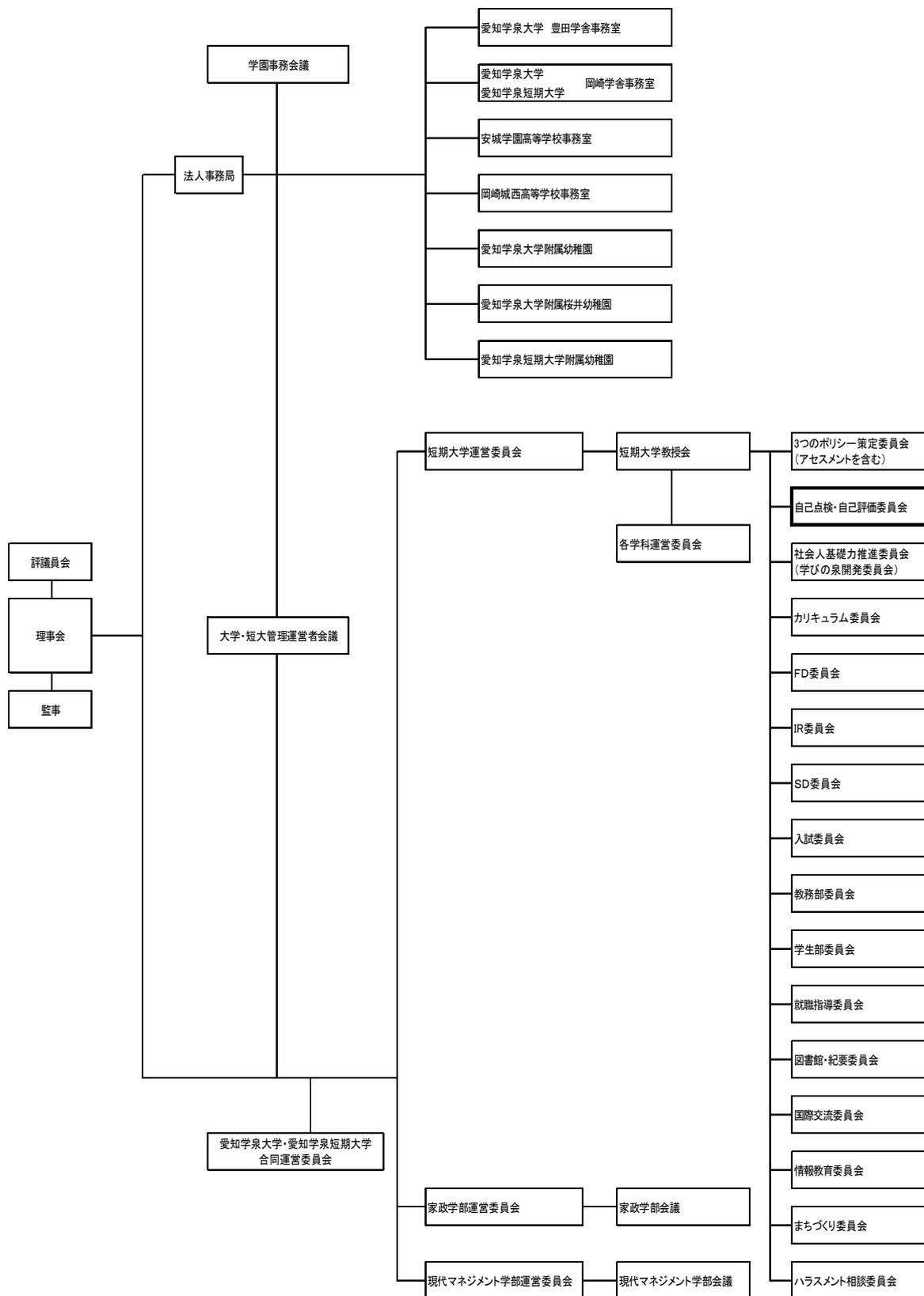
3. 各委員会

委員会名	委 員
運営委員会	安藤（正）、長谷川、津島、鈴木（幸）、青山、山本（豊）、菅瀬、千賀、小山田、秦、横田（正）、岡田、森脇、知久、久米
カリキュラム委員会	安藤（正）、長谷川、小山田、秦、横田（正）、岡田、鈴木（幸）、森脇、久米
入試委員会	安藤（正）、長谷川、津島、鈴木（幸）、菅瀬、小山田、秦、横田（正）、岡田、森脇、久米、知久、中島
情報教育委員会	神谷（良）、伊藤（智）、[龍田]、[太田]
ハラスメント相談委員	木村（典）、[林]
学生会顧問	菅瀬 〈副顧問〉伊藤（智）、[相原]
FD委員会	安藤（正）、長谷川、小山田、秦、横田（正）、岡田、鈴木（幸）、森脇、久米、[吉川]
社会人基礎力推進委員会	安藤（正）、長谷川、小山田、秦、横田（正）、鈴木（幸）、岡田、服部（壮）、久米
自己点検・自己評価委員会	安藤（正）、長谷川、津島、小山田、秦、横田（正）、岡田、鈴木（幸）、山本（豊）、菅瀬、森脇、久米、[堀本]
3 ポリシー策定委員会	安藤（正）、長谷川、津島、小山田、秦、横田（正）、岡田、鈴木（幸）、森脇、久米、知久

[]は法人本部または大学家政学部所属

○自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）

・愛知学泉短期大学組織図（各種会議・委員会関係）



○組織が機能していることの記述（根拠を基に）

委員会の活動状況

2019（令和元）年度は、5月に第1回目の自己点検・自己評価委員会（以下、委員会という）を開催して、前年度の教育・研究活動並びに管理運営、財務等に亘る点検・評価作業を開始するため、（一財）大学・短期大学基準協会が認証評価の基準とする基準Ⅰから同基準Ⅳの各テーマと区分及びその観点に則して実施することを決定している。各テーマと区分及びその観点に則した点検・評価は、学長の他、学科長、各校務分掌長及び事務局次長と事務長らが分担して組織的に作業部会を組織して実施に当たることとした。また、法人事務局長には、学園全体として管理運営と財務に関する点検・評価作業について依頼している。

学長は、教授会において具体的な活動業務についての指示を全教職員に対して発出している。また、事務局次長及び事務長は、事務分掌を始め校務分掌をまたがる点検と評価の作業については事務職員間と連携する体制をとり、種々の資料、統計資料、委員会議事録、規程集等の確認（点検）を行っている。一連の点検・評価作業は概ね7月末までに終了し、作業結果を委員会に提出している。8月から11月の期間で、委員会では提出された点検・評価結果を各基準に照らし、取りまとめている。このような手順を経て委員会では、「自己点検・評価報告書」として公表するため、提起された課題を含め当該年度の報告内容を決定している。概ね、12月を目途に、当該前年度の「自己点検・評価報告書」を印刷・製本及び本学ホームページ上で公表している。

一方、委員会で各基準に則して提起された課題については、大学・短期大学管理運営者会議、教授会、運営委員会及び各分掌の委員会（愛知学泉短期大学の組織図 各種会議・委員会関係組織図 参照）に対し学長や各分掌長が諮問して改善策を作成し、教授会で決定している。さらに、学長は理事会に対しても規程の変更や財政的な支援を要する事項についてはその行動計画を提案し、学園全体で改善に向けた策を講じている。また、毎年度で作成する本学事業計画にも自己点検・評価の成果を反映させている。

本学は、2006（平成18）年度、第1クールでの第三者評価を受審して「適格」の機関別評価を得ている。2013（平成25）年度には、第2回目の第三者評価を受審して、前回指摘を受けた向上・充実のための課題に対する進捗状況と現状に対して「適格」の評価を得ている。

さらに、委員会は学長の諮問による活動として相互評価の実施についても掌握し、2009（平成21）年度には、湊川短期大学（兵庫県三田市）との間で、互いの教育活動の現状について相互評価を実施した。その成果は、「相互評価報告書」として2010（平成22）年6月に公表した。2016（平成28）年度には、前回と同様に湊川短期大学との間で、第2回目の相互の評価活動を実施し、2017（平成29）年6月に「相互評価報告書」を公表している。

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I -A 建学の精神]

＜根拠資料＞

提出資料

- 1 Campus Life2019（学生便覧）学則 P116
- 2 学校案内 2019 P46
- 3 学校案内 2020 P44
- 7 Syllabus2019 食物栄養学科
- 8 Syllabus2019 幼児教育学科
- 9 Syllabus2019 生活デザイン総合学科

備付資料

- 1 寺部だい自伝「おもいでぐさ」
- 2 創立記念「教育にイノベーションを」
- 3 安城学園百年誌
- 4 学校法人安城学園用語集
- 5 安城学園教職員憲章
- 6 愛知学泉大学・短期大学 公開講座「生活と文化」
- 7 「子どもと親のための公開講座」、「健康づくり特別支援講座」、春のげんきまつり協賛「親子できこう ちっちゃなコンサート 17 ほら！春だよ♪」令和元年度岡崎げんき館提案事業
- 8 科目等履修生規程、平成 31 年度前期科目等履修生受講者一覧、令和元年度後期科目等履修生受講者一覧、令和元年度前期科目等履修生単位修得状況
- 9 2019 年度公開講座オープンフィールド案内、オープンフィールド受付名簿
- 10 食物栄養学科「むらさきかん」でむらさき麦の料理教室、食育教室に参加してみませんか？むらさきかんで楽しい食育教室
- 11 名古屋土曜学習プログラム（名古屋市教育委員会主催）
- 12 令和元年度 第 46 回岡崎市民大学（岡崎市主催）
- 13 令和元年度 第 33 回秋の南公園まつり（岡崎市主催）、令和元年度「はるフェスタ♪・みなどん誕生祭」（（一社）岡崎パブリックサービス主催）
- 14 生活デザイン総合学科「ハッピーハロウィンりぶら 2019」（岡崎市主催）
- 15 「地域活性化研究（第 19 号）」岡崎大学懇話会産学共同助成事業（岡崎大学懇話会主催）
- 16 生活デザイン総合学科 2019 年度産学連携事業報告「全国販売を目指したアクセサリの商品化」、日本中央交通（株）との産学連携に関する協定書
- 17 生活デザイン総合学科「認知症カフェでの活動 2019」
（有）デイサービス青空との産学連携に関する覚書、（株）縁サポートサービスとの産学連携に関する協定書

- 18 食物栄養学科「2019年愛知学泉短期大学食物栄養学科との連携」麩屋万商店レシピ開発産業連携事業、麩屋万商店との産学連携に関する協定書
- 19 食物栄養学科、生活デザイン総合学科
第16回「むらさき麦まつり」(藤川まちづくり協議会主催)、藤川まちづくり協議会との産学連携に関する協定書
- 20 生活デザイン総合学科「おかざきカントリーフェスタ2019」(合同会社オリーブ主催)
- 21 「第19回学生フォーラム」(岡崎大学懇話会)
- 22 愛知県立岩津高等学校・愛知学泉短期大学 高大連携事業
- 23 幼児教育学科「学泉のお姉さん・お兄さんと遊ぼう!」岡崎げんき館活動
- 24 2019年度東北被災地支援活動 安城学園高校&大学岡崎学舎(高大連携活動)
- 25 「花のとう2019」
- 26 「第11回たつみがおかふるさと夏祭り」
- 27 学泉木曜サロンのご案内
- 28 第1回やはぎ・飛鳥まつり in 北野廃寺報告書
- 29 幼児教育学科ボランティア活動
- 30 生活デザイン総合学科ボランティア活動

備付資料-規程集

- 2 学校法人安城学園規程集 学校法人安城学園寄附行為1-5 第4条「建学の理念」
- 3 学校法人安城学園規程集 学校法人安城学園寄附行為1-5 第5条「建学の精神」
- 4 学校法人安城学園規程集 学校法人安城学園寄附行為1-5 第9条「教育方針」
- 17 愛知学泉短期大学規程集 愛知学泉短期大学学則 第1条「建学の精神」

[区分 基準 I-A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準 I-A-1 の現状>

本学を設置する学校法人安城学園(本学園)は、1912(明治45)年に創設した安城裁縫女学校を出発点としている。創設者の寺部三蔵・だい夫妻は当時の官尊民卑や男尊女卑の風潮に抗して、「男に生まれようと女に生まれようと、この世に生を受けた限り誰でも無限の可能性を持っている。その一人ひとりの潜在能力を可能性の限界まで引き出すのが教育である。」という教育信条に基づいて、学問を庶民の間に広めるとともに女性の地位向上を立学の趣旨とした。創立者寺部だいの生き方は自伝を集約した『おもいでぐさ』(備付-1)に記され、本学園の「建学の理念と精神」そのものである。従来の「建学の精神」は、

「真心・努力・奉仕・感謝」であり、この四大精神の実践をとおして「家庭と職場に温かい心と新しい息吹を与えることのできる人間を育成すること」である（備付 - 3）。

2016（平成 28）年度の理事会において、時代と社会の変化を踏まえた本学園の建学の精神を検証・見直した。これによる新しい「建学の精神」は、「生命体構想」に基づき、「宇宙の中の一つの生命体である人が、個人として自立しつつありとあらゆる生命体と共生することによって、生きる意志と生きる力と生きる歓びに満ち溢れた鵬のような大局的な存在となること」とした。尚、本法人の寄附行為第 5 条第 2 項に、「本学園の設置校の歴史と伝統」を踏まえ、かつ「設立時の建学の精神」の基礎の上に立って、「建学の精神を理解し、実践することが肝要である」と明記している（備付 - 規程集 3）。

この見直しを受けて、本学は、2017（平成 29）年度に、寄附行為で定めた「建学の精神」を、本学の「建学の精神」として学則に定めた（提出 - 1、備付 - 規程集 17）。このように、社会人として「生きる意志と生きる力と生きる歓びに満ち溢れた鵬のような大局的な存在となること」を定めた「建学の精神」は、本学の教育理念・理想を示しており、私立学校法第 1 条にある「自主性」を有している。また、学則第 1 条で本学の目的は、『「建学の精神」の実践をとおして、創立者が目指した経済的・政治的・文化的に自立できる社会人を育成することによって、地域と国際社会に貢献すること」とあるように、「建学の精神」は教育基本法に照らして明確であり、かつ私立学校法に基づいた「公共性」を有している（提出 - 1、2、3）。

本学は、学園創設以来の「庶民性」と「先見性」を「建学の理念」として堅持している。「庶民性」とは「民が栄えてはじめて国も栄える」という思想であり、一人ひとりの民が豊かになることによって国全体も豊かになるということである。そのために庶民の間に学問を広めるとともに、その成果を庶民の間に還元することである。「先見性」とは、来るべき社会・来るべき時代・来るべき文明を想定して、教育の理想像を描くことができること、その理想像の実現に向けた育成のために全知全能を傾注することである（備付 - 規程集 2）。

本学は、この「建学の理念」と「建学の精神」に基づき、教育・研究活動を行っており、各学科の教育目標として、「建学の精神」を核にした教育を強力に推進し、創立者が目指した「経済的・政治的・文化的に自立できる社会人を育成する」こととしている。2012（平成 24）年度の創立 100 周年を機に、社会の変化に対応するための新しい教育モデル「知・徳・体・行」の下、「建学の精神を核にした教育」、「社会人基礎力を核にした教育」、「pisa 型学力を核にした教育」を本学の教育の三本柱とした。2017（平成 29）年度、これをさらに発展させ、「智・徳・体・感・行」に基づいた 3 つの挑戦（不得意への挑戦、上達への挑戦、未知への挑戦）プログラムから構成される自学・共学システムの開発に取り組み、これに基づいて教育を行うこととした（提出 - 1、P116、備付 - 規程集 4）。

「建学の精神」と「建学の理念」は上記『おもいでぐさ』の他、年頭の学園「新年交礼会」での理事長挨拶、「Campus Life2019（学生便覧）」、各周年記念誌等（備付 - 2、3）にも著してあり、学生・教職員で共有している。また、志願者・保護者・企業・同窓会等の学外に対しては、本学ホームページや大学ポートレート、教育後援会後の保護者会等とおして理解をいただいている。

年度末の大学・短期大学総括会議及び大学・短期大学管理運営者等会議では「建学の精神」を始め、本学の使命・目的等について、学生や教職員の活動で具現化し活動できるよ

う、定期的な点検を実施している。尚、ここで記載した「本学独自で使用する用語」は、学校法人安城学園用語集（備付 - 4）に示している。

[区分 基準 I -A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準 I -A-2 の現状>

本学では、本学園の「安城学園教職員憲章」で示すように「三河のまちづくり」への貢献を目的とし（備付 - 5）、地域・社会の幅広いニーズに応え、教育・研究資源の社会への還元を図るために、生涯学習事業を始めとして、地域・社会に向けた公開講座、住民参加事業等を下記のとおり実施している。

(1) 公開講座、生涯学習事業、正規授業の開放（リカレント教育を含む）等

①本学が主催する市民を対象とした公開講座「生活と文化」（於：愛知学泉大学・短期大学）を、2019（令和元）11月3日、2020（令和2）年2月8日、22日にそれぞれ開催した。2月29日、3月7日については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となった（備付 - 6）。

②岡崎げんき館事業として、短期大学と大学家政学部で「子どもと親のための公開講座」（全12回実施）、「健康づくり特別支援講座」（2回実施）を実施した。一方、予定していた春のげんきまつり協賛「親子できこう ちっちゃなコンサート17 ほら！春だよ♪」は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となった（備付 - 7）。

③正規授業の開放については、科目等履修生の制度を設けている。2019（令和元）年度は前期に3人が4科目、後期に3人が6科目を受講し、それぞれ単位を認定した（備付 - 8）。

④生活デザイン総合学科では、市民を対象にしたカリキュラムとして「オープンフィールド」を開設し、「華道入門」他3件の学習の場を提供した（備付 - 9）。

⑤食物栄養学科では、藤川まちづくり協議会及び岡崎市東部地域交流センターと連携して、地域住民に対してむらさき麦の料理教室を開講した（備付 - 10）。

(2) 地方公共団体、企業、団体等との連携

岡崎市を始めとする地方公共団体、企業、文化団体との間で協定を締結して目的を明確化し、地域貢献と地域活性化に取り組んでいる。本学が取り組んでいる産官学連携事業は以下のとおりである。

①官学連携事業

○地域社会・行政との交流事業

1) 名古屋市教育委員会主催事業として、2014（平成26）年度から継続して名古屋土曜学習プログラムに参画し、2019（令和元）年度は2件の講座を実施した（備付 - 11）。

2) 岡崎市社会文化部市民協働推進課と連携して毎年1回、市民大学を実施している。2019（令和元）年度は、第46回岡崎市民大学として、1件の講座を実施した（備付-12）。

3) 岡崎市都市整備公園緑地課主催の岡崎市南公園のイベントに2017（平成29）年度から生活デザイン総合学科の学生が参加し協力している。2019（令和元）年度は、1件の活動を実施した。尚、「はるフェスタ♪・みなどん誕生祭」は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となった（備付-13）。

4) 岡崎市は、内藤ルネの生誕地であることから、市をあげて内藤ルネの魅力を発信するプロジェクトを実施しており、岡崎市主催の「ハッピーハロウィンりぶら2019」において、生活デザイン総合学科の学生がルネガールファッションショーに参加し協力した（備付-14）。

○岡崎大学懇話会交流事業

岡崎大学懇話会産学共同研究助成事業は、2019（令和元）年度に第20回地域活性化フォーラム（愛知産業大学・愛知産業大学短期大学にて開催）を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となった。

本研究成果は地域活性化研究（第19号）に掲載され、2020（令和2）年8月に発刊予定である（備付-15）。

②産学連携事業

○TMP2019 アクセサリー全国販売プロジェクト<日本中央交通（株）と協定締結>

生活デザイン総合学科では、日本中央交通（株）ドリームストーン事業部と産学連携活動をとおして、全国販売するアクセサリーの商品開発を行った。2019（令和元）年度は、アクセサリー5アイテムが商品化され全国販売され、3,310点の販売実績を上げた（備付-16）。

○認知症カフェ事業<（有）デイサービス青空、（株）縁サポートサービスと協定締結>

生活デザイン総合学科では、岡崎市内の高齢者施設「デイサービスあおぞら」で、2019（令和元）年8月・2020（令和2）年2月の第2火曜日に若年性認知症の家族同士の交流ができるように、レクリエーションを実施した。「認知症対応型はなれ縁」では80歳以上で一人暮らしの高齢者を対象に、毎月1回、第4日曜日、認知症カフェの運営をした。レクリエーション活動、健康啓発活動、簡単な健康チェックを行った。学生たちが積極的に高齢者、若年性認知症の方や家族に関わり地域貢献活動を展開した（備付-17）。

○麩屋万商店レシピ開発産学連携事業<麩屋万商店と協定締結>

食物栄養学科では、産学連携事業として麩を使ったレシピを開発した。その中から、麩屋万商店が選抜したレシピをホームページ上に紹介して麩の消費拡大を図った（備付-18）。

○藤川まちづくり協議会との連携事業<藤川まちづくり協議会と協定締結>

食物栄養学科の学生は、2019（令和元）年5月11日に開催された「むらさき麦まつりお菓子グランプリ」の企画と運営で、「むらさき麦お菓子グランプリ」を担当した。また、「むらさき麦お菓子グランプリ」では、生活デザイン総合学科の学生が「グランプリ」、食物栄養学科の学生は、「プロ審査賞」を受賞した（備付-19）。

③商工業交流事業

○おかざきカントリーフェスタ出店

生活デザイン総合学科では、岡崎市内で開催された「おかざきカントリーフェスタ」(2019(令和元)年7月19日・出店100店舗)にアクセサリショップを出店した。多くの来場者と積極的に関わり、地域交流活動を図った(備付-20)。

④教育機関での交流活動(岡崎大学懇話会・学生会活動)

○第19回学生フォーラム(2019(令和元)年12月7日開催、場所:愛知産業大学・愛知産業大学短期大学)

本学からは、生活デザイン総合学科が『地域貢献活動「やはぎ・飛鳥まつり in 北野廃寺」における飛鳥時代衣装の再現制作』、大学家政学部は「岡崎市のかわいいを集めたガイドブックの作成とツアー」を口頭発表した(備付-21)。その他、展示発表は以下に示す8件であった。

- ・笑顔の花を咲かせよう 2019 東北支援プロジェクト
- ・学生の防災意識とその対策
- ・認知症カフェ「オレンジカフェいなぐま」での活動
- ・地域貢献活動“やはぎ飛鳥まつり in 北野廃寺&酒人神社記念缶バッチ制作”
- ・産学連携によるアクセサリの商品化について
- ・学泉木曜サロンの活動 2019年
- ・食を通して笑顔を届けよう！(ゼミ活動の報告)
- ・郡上素材！開発コンペ参加取り組み

⑤高大教育連携事業(愛知県立岩津高等学校)

本学は2019(令和元)年10月10日に愛知県立岩津高等学校と「高大教育連携協定」を締結した。協定では地域活動での連携、また将来の職業選択を見据えた「なるには講座」を開講し、岩津高等学校におけるキャリア教育の一環とした展開を行うこと、大学が実施する講義等に聴講生として高校生を受け入れることを約束している。両校の関係は2011(平成23)年度から毎年、本学の食物栄養学科と岩津高等学校の調理国際科との間で本学施設における栄養学の実習体験を契機に連携活動が始まっていたが、食物・調理だけでなく幅広く両校の連携をさらに深めていくことを目的として協定締結に至った。最初の活動は、2019(令和元)年12月6日(金)に岩津高等学校において、家庭クラブの料理講習会「和風ロールケーキ」作成をテーマに、生活デザイン総合学科の学生2人を講師として派遣し、高校生11人にその作り方を伝授しながら相互の交流を図った。一方、3月2日(月)には、岩津高等学校の生活デザイン科1年生対象に「なるには講座」3講座を催す予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となった(備付-22)。

(3) 教職員及び学生のボランティア活動等

①岡崎げんき館活動

岡崎げんき館における学生ボランティア「学泉のお姉さん・お兄さんと遊ぼう！」事業(全29回)では、3歳未満の子どもとその保護者を対象に、幼児教育学科及び大学家政学部こどもの生活専攻の学生が中心となり、音楽や絵本、工作等の「あそび」をとおして多彩なプログラムを提供している。このプログラムは、多くのリピーターに支持

され好評を得ている。保育者を目指す学生にとっては、通常の学外実習で幼児と接する機会があることに加え、本ボランティア活動をとおして保護者とのコミュニケーション等、極めて貴重な機会となっており、日頃の学習成果を実践で活かす場となっている（備付 - 23）。

②東日本大震災被災地支援活動、高大連携活動

生活デザイン総合学科の学生を中心として、2012（平成 24）年から「笑顔の花を咲かせよう！」をテーマに、東日本大震災被災地を訪問し、ボランティア活動を継続的にを行い、2019（令和元）年で 8 年目を迎えた。2019（令和元）年度 1 回目の活動は 8 月 5 日～8 日の日程で学生 2 人、教員 3 人の 5 人で、岩手県大船渡市盛町の伝統ある灯ろう七夕祭りに参加して祭りのお手伝いをし、住民の方々と交流を図った。2 回目の活動は 8 月 16 日～19 日の日程で学生 10 人、教員 2 人の 12 人で、昨年引き続き気仙沼市大島地区の小学校体育館に地元の小学生、保育園児を招いて、手遊び歌、ゲームや工作を行い、交流をとおして親睦を図った（備付 - 24）。

③「花のとう」地域貢献、高大連携活動

2019（令和元）年 5 月 12 日（日）地域の祭り「花のとう」（主催：矢作商店会）のステージ企画では、生活デザイン総合学科のファッションショーと合唱部が歌声を披露した。「ちびっこ広場」では、ちびっこ広場工作のカーネーション、母の日缶バッチ、魚釣りゲーム、その他で学生会、大学祭実行委員会による会場交通整理及び警備を行った。ブースには 180 人の子どもたちが来場した。2019（令和元）年度は、高大連携事業として系列校である岡崎城西高等学校生徒会と本学学生会が協同で企画・運営を行い祭りを盛り上げた（備付 - 25）。

④「たつみがおか ふるさと夏祭り」地域活動

2019（令和元）年 7 月 21 日（日）「たつみがおか ふるさと夏祭り」（主催：一般社団法人岡崎パブリックサービス・サンエイ共同事業体）の「子どもむけコーナー」に、学生会のさかなつりゲーム&お菓子つかみ、本学生活デザイン総合学科による輪投げゲーム、ボランティア活動チームによるポストカード作り、缶バッチ制作が行われた（備付 - 26）。

⑤学泉木曜サロン活動

生活デザイン総合学科では、大学近隣の地域担当の橋目地域包括支援センターと協働し、地域住民の方を招いた「学泉木曜サロン」を、2019（令和元）年度は年 6 回（4 月・6 月・9 月・11 月・12 月・2 月）第四木曜日に開催した。

「学泉木曜サロン」の運営は、生活デザイン総合学科のゼミ活動の一環で行っており、学生が主体となってサロンの内容を企画し、地域の方々との交流と活性化に貢献している。毎回 40 人を超える参加者があり、定着している（備付 - 27）。

⑥第 1 回「やはぎ・飛鳥まつり in 北野廃寺」地域貢献・ボランティア活動

国の史跡に指定されている北野廃寺がある岡崎市において、第 1 回「やはぎ・飛鳥まつり in 北野廃寺」が 2019（令和元）年 9 月 15 日に開催された。地元にある本学、生活デザイン総合学科は、飛鳥時代中期の衣装の再現制作・発表を行った。また、食物栄養学科・生活デザイン総合学科では、飛鳥時代の食事の復元展示を実施した（備付 - 28）。

⑦幼児教育学科ボランティア活動

幼児教育学科では、安城アンフォーレでの「マザリーズひろば」地域の0歳児親子への赤ちゃん体操、絵本の読み聞かせ活動を始め、6件のボランティア活動を実施した（備付 - 29）。

⑧生活デザイン総合学科ボランティア活動

岡崎市図書館での書架整理ボランティア活動を始め、7件のボランティア活動を実施した（備付 - 30）。

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の課題>

本学は、学園寄附行為の変更に伴って、創設時に定めた「建学の精神」の見直しを行い、2017（平成 29）年度に本学学則を改正して新たな「建学の精神」を制定した。学生や保護者、教職員等の各ステークホルダーに対しては新たな「建学の精神」に基づく教育実施について周知徹底を図るため、理事長や学長からの様々な媒体による広報をとおして、分かりやすい説明に心掛けている。今後とも、学内外で「建学の精神」の具現化を図ることを目的とした教育実践に努めることとしている。

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の特記事項>

本学の建学の精神については、入学式の学長式辞及び初年次教育で学生に周知されている。また、各学科においてもオリエンテーションや「無限の可能性開発講座」、「キャリアデザイン講座」「学びとライフプランニング」等の基礎科目の中で創設者の教育信条を周知している（提出 - 7、8、9）。

さらには、創立記念日（11月22日）に際して、理事長から全学生へメッセージが送られ、全教職員を上げて、本学の教育の原点を振り返る機会となっている。

[テーマ 基準 I -B 教育の効果]

<根拠資料>

提出資料

- 1 Campus Life2019（学生便覧）学則 P116
愛知学泉短期大学の3つのポリシーに関する細則 P83～94
- 11 2019年度学生募集要項・入学願書
- 12 2020年度学生募集要項・入学願書

備付資料

- 31 AP、CP、DPに基づくアセスメントの概要
- 32 授業科目及び教育課程における学修成果の評価の方針（アセスメント・ポリシー）
- 33 愛知学泉大学・愛知学泉短期大学「第9回学びの泉グランプリ」

備付資料-規程集

- 17 愛知学泉短期大学規程集 愛知学泉短期大学学則 第1条「建学の精神」
- 18 愛知学泉短期大学規程集 愛知学泉短期大学学則 第2条及び第3条「教育目標」

37 愛知学泉短期大学規程集 愛知学泉短期大学 FD 委員会規程 1 - 19

41 愛知学泉短期大学規程集 愛知学泉短期大学 3 つのポリシー策定委員会規程 1 - 23

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。（学習成果の点検については、基準 II-A-6）

<区分 基準 I-B-1 の現状>

本学の教育目標は、「建学の精神」を基に確立しており、学則並びに「学位授与の方針」等で表明している。すなわち、本学の教育目標は社会的に自立して生きていく上で必要な①スキル・リテラシー教養等に関する一般知識・技能と②職業に関する基礎的・体系的な専門知識・技能と③建学の精神・社会人基礎力・pisa型学力・直観力・自然体を統合的に身に付けて、地域及び国際社会に貢献する社会人を育成することとしている（提出 - 1 - P116）。

また、各学科の教育目的・目標は、本学の教育目標と教育方針の下に、「真心・努力・奉仕・感謝」の四大精神の実践をとおして、社会的に自立して生きていく上で必要な①スキル・リテラシー・教養等に関する一般知識・技能と②職業に関する基礎的・体系的な専門知識・技能として、食物栄養学科では、食と健康に関する専門職に必要な専門的知識・技能、幼児教育学科では、幼児教育及び保育に関する専門職に必要な専門的知識・技能、生活デザイン総合学科では、変化する社会の中で自己の価値観を確立しながら職業の選択だけでなくライフスタイルを自らデザインできる能力に必要な専門的知識・技能、そして、③建学の精神・社会人基礎力・pisa型学力を統合的に身に付け、社会に出てからはこれらの知識・技能をベースに生涯学習社会の中で自己の潜在能力をさらに開発しながら、職場と地域の課題に貢献できる人材を育成することとしている（提出 - 1、備付 - 規程集17、18）。このように、教育目的や目標は、学則で規定しており、Campus Life2019（学生便覧）、本学ホームページ等で学内外に広く公表している。

各学科では、教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に適切に応えているかについて、FD 委員会が主導して教務部委員会や学生部委員会、就職指導委員会、入試委員会がそれぞれ協働して、卒業生や地域・企業等の意見・要望等を受けながら、定期的かつ組織的に点検している（備付 - 規程集 37）。

[区分 基準 I-B-2 学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。

- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-2 の現状>

本学は、各学科の学習成果について「建学の精神」及び教育の目的・目標に基づき、「カリキュラム・ポリシー」の中で定めている。具体的には、「カリキュラム・ポリシー」の学習成果についての項目では、①建学の精神と倫理観の修得②文章理解・コミュニケーションスキル・数量的スキル・情報処理スキルなど汎用的能力の修得③獲得した知識等を活用し、新たな課題に適応して解決する pisa 型学力の修得④文化・社会・自然に関する知識修得と理解⑤態度・志向性・自己管理能力・チームワークなど行動特性の獲得⑥専門的な知識や技術・技能の修得等の学習成果を明示している。資格対応についての項目では、これら学習の成果の具体例として、取得可能な免許・資格等を例示している(提出 - 1 - P83~94)。学習の成果を含む「三つの方針」は、Campus Life2019 (学生便覧) や志願者用の学生募集要項 (提出 - 11、12)、本学ホームページ等で学内外に対して表明している。

学習成果については、「AP、CP、DP に基づくアセスメントの概要」及び「授業科目及び教育課程における学修成果の評価の方針 (アセスメント・ポリシー)」に基づいて (備付 - 31、32)、FD 委員会、教務部委員会、就職指導委員会、各学科の調査・研究成果等関連する各委員会の査定等を実施している。具体的には、学科レベルとしては定期試験結果、修得単位数、外部アセスメントテスト結果、履修カルテ・学修ポートフォリオ、GPA 成績分布、進級率、各種検定合格率、学外実習評価、学習行動アンケート等である。また、数的測定以外では、幼児教育学科や生活デザイン総合学科でのゼミ活動の成果発表会等がある。食物栄養学科では、(一社) 全国栄養士養成施設協会が実施する「栄養士実力認定試験」を受験し、機関別の学習成果を確認している。これらの成果については、可能な限り公表している。また、短期大学設置基準 (第 4 章 教育課程) に照らして、成績判定における学習成果について点検している。

[区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針 (三つの方針) を一体的に策定し、公表している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

<区分 基準 I-B-3 の現状>

本学は、学則第 10 条でディプロマ・ポリシー (学位授与の方針)、アドミッション・ポリシー (入学者受入の方針)、カリキュラム・ポリシー (教育課程編成と実施の方針) の「三つの方針」の策定を規定し (備付 - 規程集 41)、各学科の具体的な内容は細則で定めて学内外に表明している。各学科についての「三つの方針」は、細則の第 2 条で食物栄養学科を、第 3 条で幼児教育学科を、第 4 条では生活デザイン総合学科について明示している。

策定にあたっての基本方針としては、「建学の精神」に基づく本学教育の学習成果であるディプロマ・ポリシーを基に、これに帰結するアドミッション・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの三者が一貫性と整合性を保ちつつ本学に関心を持つ者が十分に理解できる表現と内容である。教職員は「三つの方針」を確認しながら教育活動に従事している。すなわち、オープンキャンパスにおける高校生との相談会や学科説明で、この方針の具体的内容について説明し、入学後には、オリエンテーションで教育課程の編成方針や卒業認定と学位授与の方針等、教育活動の詳細について説明している。また、本学は「三つの方針」に基づく「AP、CP、DPに基づくアセスメントの概要」を策定している（備付 - 31）。例えば、次年度の「三つの方針」は、「AP、CP、DPに基づくアセスメントの概要」を受けて、IR室やFD委員会、教務部委員会、就職指導委員会、入試委員会、各学科運営委員会等と連携して調査研究を行って査定し、これら委員会の指摘事項等を踏まえて、「3つのポリシー策定委員会」が改善案を作成する等、組織的な検討を経て教授会で最終決定している。

本学の「三つの方針」は、Campus Life2019（学生便覧）（提出 - 1 - P83～94）、本学ホームページ、学生募集要項等（提出 - 11、12）で学内外に広く公表している。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

本学の教育やその効果については、卒業生や就職先、企業等から企業訪問時や実習巡回時に、それぞれアンケート等で検証している。さらに、学習の成果を示す各種数的指標を活用した IR 機能の強化については、教育の質保証の視点から、今後の重要な取り組み課題と認識している。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

本学3学科の教育方針の柱として、建学の精神の実践、社会人基礎力の育成、pisa型学力の獲得が掲げられ、学位を授与するにあたって重視する項目となっている。毎年、大学・短期大学全学生参加の「学びの泉グランプリ大会」を12月に開催して、各学科のPBL活動をはじめとする様々な取り組みが、本学教育の目標に照らして、どのように展開されたのか共有を図るため、成果が発表されている（備付 - 33）。

[テーマ 基準 I-C 内部質保証]

<根拠資料>

提出資料

- 6 愛知学泉短期大学自己点検・自己評価委員会規程
- 7 Syllabus2019 食物栄養学科
- 8 Syllabus2019 幼児教育学科
- 9 Syllabus2019 生活デザイン総合学科

備付資料

- 31 AP、CP、DPに基づくアセスメントの概要
- 32 授業科目及び教育課程における学修成果の評価の方針（アセスメント・ポリシー）

- 34 2017（平成 29）年度愛知学泉短期大学自己点検・評価報告書
- 35 2018（平成 30）年度愛知学泉短期大学自己点検・評価報告書
- 36 2019（令和元）年度愛知学泉短期大学自己点検・評価報告書
- 37 2020（令和 2）年度分掌事業計画
- 38 2017（平成 29）年度 湊川短期大学・愛知学泉短期大学 相互評価報告書
- 39 令和元年度公開授業参観担当一覧、公開授業参観判定状況一覧
- 40 2019 年度 授業評価アンケート結果
- 41 食物栄養学科、幼児教育学科「学修ポートフォリオ」
生活デザイン総合学科「履修カルテ」
- 42 PROG テスト（ジェネリックスキルテスト）
- 43 2019（令和元）年度分掌事業報告
- 44 令和元年度 愛知学泉大学・短期大学総括報告書
- 45 食物栄養学科 栄養士養成施設指導調査報告書
- 46 令和元年度「教員評価チェックシート」（教員評価結果）
- 47 愛知学泉短期大学 ティーチング・ポートフォリオ
- 48 2019 年度評価基準（ルーブリック）
- 49 安城学園報告討論会

備付資料-規程集

- 36 愛知学泉短期大学規程集 愛知学泉短期大学自己点検・自己評価委員会規程 1 - 18
- 50 愛知学泉短期大学規程集 愛知学泉短期大学の教育目標を実現する上で必要な教員評価の実施に関する規程 2 - 11

[区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 日常的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I-C-1 の現状>

本学は、「自己点検・自己評価委員会規程」を定め、自己点検・評価活動の体制を整えている（提出 - 6、備付 - 規定集 36）。毎年、5 月に第 1 回目の自己点検・自己評価委員会（以下、委員会）を開催して、前年度の教育・研究活動並びに管理運営、財務等にわたり、（一財）大学・短期大学基準協会が認証評価の基準とする I～IV の基準とそれらの観点に則して、点検・評価作業を全学的に実施する旨、決定している。自己点検・評価作業は、学長

以下、学科長、各校務分掌長及び事務局次長、事務長らが分担して作業部会を構成して、実施に当たっている。また、法人事務局長には、学園全体として管理運営と財務に関する点検・評価作業について依頼している。一連の点検・評価作業は概ね7月末までに終了して、作業結果を委員会に提出している。8月から11月の間、開催する委員会では提出された点検・評価結果を各基準に照らして取りまとめ「自己点検・評価報告書」として印刷・製本し12月頃に公表している。同時にホームページ上で公開している（備付-34、35、36）。並行して、委員会で各基準に則して提起された課題については、系列大学二学部・短期大学の管理運営者会議を始め、教授会、運営委員会で学長が諮問し、これを受けて各分掌の委員会（学校法人・短期大学の組織図 各種会議・委員会関係組織図参照）が改善策を作成し、最終的に教授会で決定しており、自己点検・評価活動には全教職員が直接関与する体制となっている。学長は、理事会に対しても規程の変更や財政的な支援を要する事項についてはその行動計画を提案し、学園全体で改善に向けた策を講じている。毎年度に作成する本学事業計画にも自己点検・評価の成果を反映させている（備付-37）。

一方、必要に応じて、企業、岡崎大学懇話会や商工会議所、卒業生、二校の系列高等学校及び地元の教育連携協定高等学校等の外部者との意見聴取の機会を設けて、本学の教育目的・目標に基づく教育成果や教育全般にわたり意見を求めて、教育改善に役立てている。さらに、毎年6月には、本学園が設置する幼稚園三園・高等学校二校・併設大学二学部と本学が一堂に集まる「安城学園報告討論会」を開催して学園全体の教職員が教育に係る課題を共有するため、教育の改革・改善に資する課題の確認（基調報告）と実践報告に伴う討論研修会を行っている。この機会に二校の系列高等学校との間では、懸案の教育連携の種々の課題についても組織的に意見交換を実施している。また、系列以外の高等学校との間では、本学入試説明会等の機会に、高等学校側担当者に対して本学の現況や教育の成果について学長及び事務局次長が説明して意見を求めている。得られた意見等は、さらなる本学教育の内部質保証の改善策に盛り込むよう努めている。

自己点検・自己評価委員会では、学長の諮問による評価活動として、「相互評価」の実施についても掌握している。2009（平成21）年度には、湊川短期大学（兵庫県三田市）との間で、互いの教育活動の現状について第1回の「相互評価」を実施し、その成果は、「相互評価報告書」として公表した。2016（平成28）年度には、同様に湊川短期大学との間で第2回目の相互の評価活動を実施し、第1回目で指摘のあった両短期大学の課題に対する改善・進捗の確認と教育の内部質保証に向けたさらなる改善方針と改善策等について相互に点検評価して、「報告書」として取りまとめ公表した（備付-38）。

[区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I-C-2 の現状>

本学では、教育の質保証に関する事項は、PDCA の手法に基づいて組織的に改善を図ることとしている。すなわち、学習成果については、「三つの方針」に基づく「AP、CP、DP に基づくアセスメントの概要」及び「授業科目及び教育課程における学修成果の評価の方針（アセスメント・ポリシー）」に従って、FD 委員会が主導して、機関レベル・教育課程レベル・学科レベルで教務部委員会、学生部委員会、就職指導委員会、入試委員会、各学科等と協働して査定を行っている（備付 - 31、32）。個々の授業レベルでは、FD 委員会、教育能力の向上と改善に向けて、教員の「授業公開」の取り組みの中で教員に対するルーブリック形式による授業評価を実施している。評価結果は、点数化（5 段階）と授業参観コメントを教員に返却し、自己点検を促している（備付 - 39）。また、FD 委員会は、教務部委員会や学生部委員会を主導して、学生の授業以外の学習時間・学生の授業に対する満足度を調査し、また、学生からの教員に対する授業改善要望等について前期・後期末に実施する学生による「授業評価アンケート」で把握し、この結果に基づいて教育課程の改善計画を提出することとなっている（備付 - 40）。教務部委員会は、カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施の方針）に関する教育内容の向上・充実に向けて、Syllabus を定期的に点検している。学習内容と到達目標、15 週にわたる各授業の到達レベルの基準、各授業の予習と復習内容、評価方法については知識の確認・発表・社会人基礎力（学修態度）を総合して評価する等の記載事項の見直しを継続して実施している（提出 - 7、8、9）。さらに、退学率、履修系統図の活用、学生一人ひとりの履修カルテや学修ポートフォリオの作成、履修単位の上限設定（CAP 制）や弾力的運用等を検討して、適切な教務指導に役立てている（備付 - 41）。

就職指導委員会は、卒業生の進路先に対し本学の学習成果に伴うスキルの評価や定着率等を調査している。この他、食物栄養学科では（一社）全国栄養士養成施設協会が実施する栄養士実力認定試験を毎年 2 年次の学生が受験し、その機関別評価によって教育の実効性を担保、あるいは検証の機会としている。同様に、各学科では免許・資格の取得率の把握による教育実質化の担保や PROG テスト（ジェネリックスキルテスト）も毎年実施して学生の成長の度合いを確認して、個別の指導に役立てている（備付 - 42）。3 つのポリシー策定委員会では、「AP、CP、DP に基づくアセスメントの概要」と「授業科目及び教育課程における学修成果の評価の方針（アセスメント・ポリシー）」についても、毎年、点検し改善に努めている。

本学では年度末（3 月）には、校務分掌の長及び専任教員に対して当該年度の教育・研究活動、校務活動、社会的活動等の実施状況について PDCA サイクルを活用して業務報告書の作成を義務付けている（備付 - 43）。さらに、系列大学二学部と本学の全教職員参加による自己点検・評価会議として業務総括報告会を定例で 3 月に開催している（備付 - 44）。これらの取り組みによって、教員個人及び校務分掌についての年度内の業務実施状況を総括して、教育の向上・充実の改善策を次年度に向けてそれぞれの事業計画作成に反映させている。

本学は、学校教育法、私立学校法、短期大学設置基準の他、関係省庁所管の法令等を遵守することを教育実施の基本としている。また、これら関係法令の変更時には速やかに適宜必要な措置を講じて法令遵守に努めている。例えば、最近の教育改革に関する法改正や

食物栄養学科及び幼児教育学科では、監督官庁が法令により実施する栄養士あるいは保育士養成施設の各指導調査を受けて、指摘事項に対しては必要な改善措置を講じている（備付 - 45）。教員の資質向上に関連しては「愛知学泉短期大学の教育目標を実現する上で必要な教員評価の実施に関する規程」に従い、教員評価委員会による「教員評価」を実施している（備付 - 46、備付 - 規程集 50）。さらに、2018（平成 30）年度からは、教員一人ひとりに対して、PDCA の手法を取り入れてティーチング・ポートフォリオの作成を義務付けており、授業や研究活動へ取り組む姿勢の省察・確認と自己啓発や分析に役立っている（備付 - 47）。

尚、2017（平成 29）年度及び 2018（平成 30）年度の「私立大学等改革総合支援事業（タイプ I）」では、本学が取り組んでいる改革改善の取り組みが採択されて、連続して特別補助金の交付を受けた。

<テーマ 基準 I -C 内部質保証の課題>

各学科では、教育目的・目標に照らした教育の質を保証するため、教員の授業改善の観点から、「授業公開」、「学生による授業評価アンケート」の実施や「教員評価」、卒業生や高等学校からの意見聴取等を行って、教授法や本学教育目標達成への改善努力の醸成を図っており、今後も内部質保証の観点で発展的に取り組むこととしている。

<テーマ 基準 I -C 内部質保証の特記事項>

本学は、学則で規定するように、学習や行動を促す上で必須な能力である「社会人基礎力」を核とする教育を、2007（平成 19）年度から展開している。そして、2019（平成 31）年度からは、各授業における行動特性獲得の成果について評価を行い、従来からの科目の学習成果の成績と合わせて総合的に評価（単位取得、卒業要件化）している。そのため、各教員は「社会人基礎力」の獲得を評価するために、各科目の授業に対応した「社会人基礎力」の行動特性（コンピテンシー）についての評価基準（ルーブリック）を作成して厳格な評価実施に役立っている（備付 - 48）。

FD・SD 活動の一環として、1999（平成 11）年度から、毎年 6 月、本学を含む学園各設置校の教職員が一堂に会し、学園及び各設置校の教育（教授法）並びに職能改善に向けた実践報告及び今日的課題について、討論会を開催している。この研修は学園全体の共通認識の下で、不断の教育改革・改善に向けて一致協力すべく、意識改革の機会となっている（備付 - 49）。

本学園では例年、年始にあたり幼稚園から大学までの全教職員を対象に新年交礼会を、さらに年度末には納会を行っている。これらは何れも建学の精神を踏まえた教育の遂行を再確認し、諸課題を共有する有意義な機会の一つとなっている。

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

本学の特色・個性である「建学の精神」に基づく教育を基盤に、本学では「社会人基礎力」「pisa 型学力」をそれぞれ核とする教育を推進するために、2017（平成 29）年度から

は、さらに発展させて、「智性」「徳性」「行動」「直観力」「自然体」を「統合的に身に付ける」ための「智・徳・体・感・行」に基づく各学科教育に取り組むことを学則に明記し、推進している。

FD 委員会は、「AP、CP、DP に基づくアセスメントの概要」及び「授業科目及び教育課程における学修成果の評価の方針（アセスメント・ポリシー）」に基づいて、本学教育に対する学生による「授業評価アンケート」を前期末・後期末に実施して、何れもそれらの結果は組織的に授業や教育環境の改善に活用している（備付 - 40）。また、各教員の資質向上に向けて「授業公開」を前期・後期でそれぞれ 1 回実施し、学科の枠を超えて教員相互に教授方法を学び合う機会を設け（備付 - 39）、さらに規程に基づく「教員評価」を毎年実施して、基準を下回る教員には授業実施や業務の改善計画の提出を求めている（備付 - 46）。さらに、ティーチング・ポートフォリオの作成及び研修会（グループワーク）を実施しており、短期大学全体で教育実施に対する改善について努力を払っている（備付 - 47）。

全教職員が、主体的に、定期的に、自己点検・評価の作業に関わる体制の醸成が図られている。併せて、大学・短期大学管理運営者会議や理事会では、未整備であった各種の規程の整備を行った。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

学生や保護者、教職員等の各ステークホルダーに対しては新たな「建学の精神」に基づく教育実施について周知徹底を図るため、理事長や学長からのメッセージとして、様々な媒体による広報をとおして、分かりやすく説明している。今後とも、学内外で「建学の精神」の具現化を図り、地域の高等教育機関として貢献できるよう努めることとしている。

「AP、CP、DP に基づくアセスメントの概要」及び「授業科目及び教育課程における学修成果の評価の方針（アセスメント・ポリシー）」に基づいて、例えば、教育の目的・目標並びに学習の成果について外部者である卒業生や地方公共団体・就職先の企業等の関係者から本学教育全般並びに学習成果に対する改善・充実の意見（能力やスキルの提案）を聴取して、教育の質保証に繋ぐよう努力すべきと認識している。

IR 機能の強化充実に向けて、「入試成績」「GPA」「各種アンケート結果」等の各指標に対する分析を継続し、改善に結びつけるよう教育の内部質保証に資する取り組みを行うこととしている。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

＜根拠資料＞

提出資料

- 1 Campus Life2019（学生便覧）
「愛知学泉短期大学の3つのポリシー」に関する細則 P83～94
- 7 Syllabus2019 食物栄養学科
- 8 Syllabus2019 幼児教育学科
- 9 Syllabus2019 生活デザイン総合学科
- 11 2019 年度学生募集要項・入学願書
- 12 2020 年度学生募集要項・入学願書

備付資料

- 40 2019 年度 授業評価アンケート結果
- 41 食物栄養学科、幼児教育学科「学修ポートフォリオ」
生活デザイン総合学科「履修カルテ」
- 42 PROG テスト（ジェネリックスキルテスト）
- 44 令和元年度 愛知学泉大学・短期大学総括報告書
- 50 履修系統図
- 51 食物栄養学科 栄養士実力認定試験結果
- 52 食物栄養学科 医事管理士、医療管理秘書士認定試験結果
- 53 幼児教育学科 幼児学ゼミナール研究報告抄録集
- 54 幼児教育学科 教育実習Ⅰ・Ⅱ、保育実習Ⅰ・Ⅱ、施設実習Ⅰ・Ⅱの結果
- 55 各種検定結果
- 56 就職内定状況
- 57 入試説明会開催案内
- 58 令和元年度入試説明会アンケート
- 59 高校巡回報告書
- 60 食物栄養学科 栄養士資格取得者名簿
- 61 幼児教育学科 幼稚園教諭二種免許取得者名簿
- 62 幼児教育学科 保育士資格取得者名簿
- 63 資格取得一覧
- 64 GPA 指導報告書
- 65 GPA 成績分布
- 66 卒業生アンケート結果（2018（平成30）年度卒業生）
- 67 企業アンケート結果
- 68 2019（令和元）年度教学監査議事録
- 69 2018（平成30）年度外部評価者会議議事録

70 企業訪問報告書

71 ディプロマサプリメント

[区分 基準Ⅱ-A-1 短期大学士の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ① 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定めている。
- (3) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (4) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-1 の現状>

食物栄養学科、幼児教育学科及び生活デザイン総合学科の短期大学士の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は、それぞれの学科の教育目標と教育方針及び学習成果に対応して卒業要件単位数、成績評価の基準、資格取得の要件等を明確に示している。

各学科の学位授与の方針については、食物栄養学科を例に示す。本学の教育目標と教育方針の下に、「真心・努力・奉仕・感謝」の四大精神の実践をとおして、社会的に自立して生きていく上で必要な①スキル・リテラシー・教養等に関する一般的知識・技能と②食と健康に関する専門職に必要な専門的知識・技能と③建学の精神・社会人基礎力・pisa型学力を統合的に身に付け、社会に出てからはこれらの知識・技能をベースに生涯学習社会の中で自己の潜在能力をさらに開発しながら、職場と地域の課題解決に貢献できる人材を育成することである。所定の単位を修得した者に対し卒業を認定し、短期大学士（食物栄養学）の学位を授与している。また、対応する学習成果として取得する栄養士の資格については、栄養士法施行規則で定められた科目を履修するとしており、厳格に実施している。幼児教育学科の学位授与の方針は、②の文言について、「幼児教育及び保育に関する専門職に必要な専門的知識・技能」とし、所定の単位を修得した者に対し卒業を認定し、短期大学士（幼児教育学）の学位を授与している。また、対応する学習成果として取得する幼稚園教諭二種免許及び保育士資格取得に関する規則等に定められた科目を履修するとしており、厳格に実施している。同様に、生活デザイン総合学科の学位授与の方針は、②の文言について、「変化する社会の中で自己の価値観を確立しながら職業選択だけでなく、ライフスタイルを自らデザインできる能力に必要な専門的知識・技能」とし、所定の単位を修得した者に卒業を認定して短期大学士（地域総合科学）の学位を授与している。そして、いずれの学科の卒業生ともに国内はもとより海外において留学やさまざまな領域で活躍している。このように本学の卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性を有している。

各学科の学位授与の方針、卒業要件、成績評価基準、資格取得要件については、Campus Life2019（学生便覧）及び Syllabus に明確に示している。さらにホームページや入試案内

パンフレットに掲載し、広く学外に表明し周知している。当該年度の学科の卒業認定及び学位授与の方針は、FD委員会及び3つのポリシー策定委員会で定期的に点検し、次年度に向けた改善を行っている。

[区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程を、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ① 学科・専攻課程の学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ② 単位の実質化を図り、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ③ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ④ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
 - ⑤ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 学科・専攻課程の教員を、経歴・業績を基に、短期大学設置基準の教員の資格にのっとり適切に配置している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2の現状>

食物栄養学科、幼児教育学科及び生活デザイン総合学科では、それぞれの卒業認定と学位授与の方針に基づき、教育課程を具体的に明示して授業科目を編成している（提出-1）。また、学科ごとに短期大学設置基準にのっとり体系的に編成されており、詳細についてはCampus Life2019（学生便覧）及びSyllabusに明示されている。さらには、2016（平成28）年度から「履修系統図」を作成し、カリキュラムの体系性をわかりやすく示している（備付-50）。各学科では、1年間で修得できる単位数の上限（CAP制）を設定し、Campus Life2019（学生便覧）に明示して学生の能力に合った指導を実施している。Syllabusには、科目の到達目標、15週にわたっての授業内容、準備学習の内容と修得に要する時間、授業時間数、成績評価の方法と基準、使用する教科書が示され、さらに学位授与の方針の一つである社会人基礎力育成に関する各授業での実践目標が提示されている。また、15週の学習内容に対して学習成果の結果をフィードバックする方法が明示され、学習成果の獲得に向けて学生にわかりやすい内容となっている（提出-7、8、9）。成績評価については、科目の特性に合わせて、筆記試験、小テスト、レポート、成果発表、社会人基礎力（学修態度）、その他について得点化して、総合評価している。

食物栄養学科及び幼児教育学科では、専門職養成という学科の特質から、法令に基づいた

教育課程が編成されている。同様に、経歴・業績を基に、短期大学設置基準の教員資格にのっとり適切に教員配置がなされている。尚、これらは監督官庁の監査・指導を受けて運用されている。生活デザイン総合学科では、教育目標を踏まえて設定された157科目に及ぶ科目数で専門領域を横断的に学ぶことができるように編成されている。また、教員は専任・非常勤講師いずれにおいても法令及び経歴・業績を基に、短期大学設置基準の教員資格にのっとり適切に教員配置がなされている。各学科の教育課程は、学位授与の方針と共に時代や社会のニーズ、関係法令の改正に伴う変更等を常に意識し、年度ごとまたは隔年ごとに学科内で検討し、外部評価者の意見を取り入れて、改善に努めている。

【区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-3の現状>

【食物栄養学科】

食物栄養学科では教養科目として、「実用英語」「科学概論」「心理学」「人間関係論」「情報処理演習」等13科目を履修できるようにし、必要な教養を培えるようにしている。「科学概論」は「生化学」、「食品学」や「解剖学」等の化学系科目の基礎となり、「情報処理演習」や「文書作成法演習」のコンピュータ関連の科目は、医療事務の資格や栄養士学外実習、栄養教育の媒体作りの基礎となる等、専門教育科目と連動し、知識・技術を深められるよう編成されており、Syllabusに明確に記されている（提出-7）。教養教育の効果については、栄養士学外実習や2年次後期に実施される栄養士実力認定試験、医事管理士、医療管理秘書士認定試験等の結果を評価し、改善に取り組んでいる（備付-51、52）。

【幼児教育学科】

幼児教育学科では教養科目として、「日本国憲法」「文章表現とコミュニケーション」等を取り入れ、基礎教養を身に付けるとともに、広く社会人としての人間性を学ぶことをめざしている。また、健康な身体作りを目的とした「体育講義」「体育実技」を配置している。さらに、国際社会を見据え「英会話」やコンピュータを使用した「情報処理演習」等14科目を履修できるようにし、必要な教養を培えるようにしている。専門教育科目として「保育の本質・目的の理解に関する科目」、「保育の対象を理解する科目」、「保育の内容・方法の理解に関する科目」、「保育の表現技術に関する科目」を設定し、教育・保育実習と連動して、知識・技術がより深められるよう編成されており、Syllabusに明確に記されている（提出-8）。教養教育の効果については、2年次の「幼児学ゼミナール」において、幼児教育・保育の専門性を深めた学びとして研究報告抄録集にまとめられている（備付-53）。学生の履修状況や「教育実習Ⅰ・Ⅱ」や「保育実習Ⅰ・Ⅱ」、「施設実習Ⅰ・Ⅱ」等の結果を参考に評価し、改善に取り組んでいる（備付-54）。

【生活デザイン総合学科】

生活デザイン総合学科ではベーシックフィールドの中に教養科目として「コンピュータ基礎演習」「生涯スポーツ」「心のはたらき」「健康管理論」「国際理解」等 12 科目を履修できるようにし、必要な教養を培えるようにしている。「コンピュータ基礎演習」は基礎科目として配置され、ビジネス情報、情報デザインユニットの専門科目へ連動するよう編成されている。「国際理解」「世界の観光事情」は異文化ユニットの専門性の導入となる基礎科目として配置されている。また、「生涯スポーツ」「健康管理論」は健康に関する基礎科目として、スポーツ、介護ユニットの専門科目と連動し、それぞれの知識や技術が応用できるように編成されている。科目の内容と他科目との関連については Syllabus に明確に記載されている（提出 - 9）。教養教育の効果については、学生の履修状況と合わせて、PROG テスト（ジェネリックスキルテスト）、パソコン系の検定試験結果等より評価し（備付 - 55）、また、連動している専門科目の修得状況を評価し、改善に取り組んでいる。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-4 の現状>

【食物栄養学科】

食物栄養学科では 1 年次に「無限の可能性開発講座Ⅰ・Ⅱ」「キャリアデザイン講座」「特別演習」を開講している。「無限の可能性開発講座Ⅰ・Ⅱ」では、社会に出て仕事を行う際に求められる社会人基礎力の理解と、栄養士や医療事務としてチームで効率良く働くために必要な能力である「発信力」「傾聴力」「柔軟性」「規律性」等の向上やコミュニケーション能力を高めるための授業内容で編成し実施している（提出 - 7）。「キャリアデザイン講座」では、栄養士の仕事や役割、職業倫理等を理解するために、現役の栄養士に来校してもらい、その実情についての講話を実施している。また、「特別演習」では「マナーとエチケット」「働くことの意義」をテーマにした講義を実践している。カリキュラム後半では、就職活動に必要なエントリーシートの作成や面接指導、筆記試験対策等をとおして資質を高め、職業選択に繋げる教育体制を整え、実施している。これらの授業は、社会人基礎力やマナー等、実生活に必要な能力の育成にも繋がっている。このように短期大学設置基準にのっとり、教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育を実施している。職業教育の効果については、学生の履修状況や希望する業態や業種への就職状況等から評価し、改善に取り組んでいる（備付 - 56）。

【幼児教育学科】

幼児教育学科では 1 年次に「無限の可能性開発講座Ⅰ・Ⅱ」を開講し、一人ひとりの無

限の可能性を限界まで引き出し、保育職に必要な技術や保育職を志す人としての人間形成を目的とした基礎的科目として実施している（提出 - 8）。また、1 年次後期には「キャリアデザインⅠ」、2 年次前期「キャリアデザインⅡ」を開講している。この授業は保育者としての知識、実技や人間観から自己分析、一般教養対策、公務員採用試験対策等幅広く就職に必要な教育内容となっている。このように短期大学設置基準にのっとり、教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育を実施している。職業教育の効果については、学生の履修状況や希望する業種への就職状況等から評価し、改善に取り組んでいる（備付 - 56）。

【生活デザイン総合学科】

生活デザイン総合学科では 1 年次に「キャリアデザインⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」と「インターンシップ」の授業があり、キャリア教育に力を入れている。必須科目の「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」では、職業観から自己分析、一般教養対策、企業研究等、幅広く就職に必要な教育を必修科目として編成している。「キャリアデザインⅢ・Ⅳ」は、就職活動に必要な面接、書類作成等の能力をさらに高めたい学生が受講できるように選択科目として編成している（提出 - 9）。さらに「インターンシップ」では、実際に現場での職業体験をとおして必要な能力を高めたい学生が受講できるように編成し実施している。また、実生活にも必要な行動特性を育成し、社会人基礎力を身に付けるための授業として「無限の可能性開発講座Ⅰ・Ⅱ」を 1 年次の必修科目として編成している。このように短期大学設置基準にのっとり、教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育を実施している。職業教育の効果については、学生の履修状況や希望する業態や業種への就職状況等から評価し、改善に取り組んでいる（備付 - 56）。

【区分 基準Ⅱ-A-5 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法（推薦、一般、AO 選抜等）は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-5 の現状>

食物栄養学科は栄養士養成施設として、人間が生きていく基本である「食」をとおして、人々の健康を維持・増進、生活の質（QOL）を高めることができる人材を養成している。幼児教育学科では幼稚園教諭・保育士養成施設として、子どもの成長と幸福を願い、保育者として社会に貢献したいという志を持った人材を養成している。生活デザイン総合学科では多様な分野の科目履修によって得られる幅広い教養と専門性を基に、自己の進路設計等に必要の資質を有する人材を養成している。このような各学科の教育目標や学位授与の方針、学習成果に対応して、学科ごとに入学者受入れの方針を定めている（提出 - 11、12）。入学者受入れの方針は、本学への入学を希望する受験生に対して作成している学生募集要項の他、各学科別の入試ガイドや AO 入試ガイド、ホームページ上にも明確に記載し広く受験生への周知を図っている。

本学各学科の入学者受入れの方針では、学力の 3 要素について高等学校等における基礎的・基本的な知識・技能、必要な思考力・判断力・表現力等の能力、主体的に多様な人々と協働して学習に取り組む態度等を具体的に定め、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。

入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。推薦入試では高等学校レベルの基礎的な国語力を基礎学力テスト（常識テスト）で図り、面接試験の中では各学科の受入れ方針とのマッチングを確認している。一般入試では入学後に必要となる国語力を測る学力試験に加え、英語・生物・日本史の選択科目から各学科で必要とされる基礎的な学力を確認することとしている。AO 入試ではエントリー者に対して自己 PR またはプレゼンテーション（5 分間、幼児教育学科は 10 分間）と面談（25 分間、幼児教育学科は 20 分間）を実施している。複数の教員で学科の理解や学ぶ意欲等を事前に確認し、その上で出願へ進むシステムを採用している。この他、社会人入試・留学生入試・特別選抜入試の面接試験は教員が複数で担当し、学科単位で受入れ方針の確認を行っている。

推薦入試では調査書等の出願書類だけでなく高等学校レベルの国語力を基礎学力テストで測るほか、特技資格等として資格や検定、生徒会、部活動、ボランティア活動など高等学校での活動歴を評価する選抜方法で公正かつ適正に実施している。AO 入試においては面接試験のほか、自己 PR やプレゼンテーションを実施し、また事前に提出される志望理由書に記載された高等学校での様々な活動歴を面談の中で評価することとしている。一般入試（Ⅰ期・Ⅱ期）においては受験生の知識・技能に加え、思考力・判断力・表現力を評価するために試験問題を記述式で作成している。また、Ⅱ期入試では学力試験に加えて高等学校から提出される調査書も評価項目としている。以上のとおり、各学科の入学者選抜において、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針を踏まえた入学者受入れの方針に基づき、学力の 3 要素を多面的・総合的に適正に評価するものとしている。

学納金、その他入学に必要な経費については、本学への入学を希望する受験生用に作成している学生募集要項に、授業料その他入学に必要な経費を明示している。入試ガイドやホームページ上にも必要経費を記載し広く受験生への周知を図っている。

アドミッション・オフィス等として、事務局内に入試広報室（併設大学家政学部と兼担で専任事務職員 4 人、派遣社員 2 人）を配置して整備しており、広報・入試事務を一元的に行っている。3 月のスプリングカレッジを皮切りに年間 5 回のオープンキャンパス等を企画立案し、進学相談会や高校訪問をとおして、これらへの参加要請等を行っている。受

験雑誌への広告出稿、交通広告、新聞広告等も年間をとおして計画的に実施している。また、Web サイトにおけるホームページ上での情報発信も広報活動において重要であると位置付け、専任職員と派遣職員がタイムリーな情報発信を行っている。入試事務は専任職員全員で担当し出願受付から合否発表、入学手続きまで遺漏なく遂行している。

受験の問い合わせ等に対しても適切に対応している。受験生や保護者からの問い合わせに対しては、ダイヤルインによる直通電話や FAX・メールで対応している。短期大学要覧等の諸資料にはホームページ URL やメールアドレスを明記し受験生等からの問い合わせに迅速に応じている。その他、高等学校単位での見学会や個別の見学も随時受入れ、関係学科はいつでも問い合わせに対応できるようにしている。さらに、各高等学校内で行われる進学相談会にも積極的に参加し、受験希望者の進学相談に応じている。

入学者受入れの方針については、高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検し、改善に取り組んでいる。すなわち、系列高等学校とは綿密な連携を図っており、特に3年生担任会に対しては本学の入学者受入れの方針を具体的に説明して意見を聴取している。また、各学科の入試委員及び入試広報室職員が、5月と9月に各高等学校を訪問し、高等学校側の意見を聴取して点検に役立てている。さらに、毎年、本学の他に外部会場を設けて「入試説明会」を行い、地域の高等学校教員対象の意見交換をとおして理解を深めるとともに入学者受入れの方針の改善に努めている（備付 - 57、58、59）。

【区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6 の現状>

本学は、「三つの方針」で示すように「建学の精神」「pisa 型学力」「社会人基礎力」をそれぞれ核とする教育の実践に努めており、各学科の教育目標に基づく具体的な学習成果は、基準Ⅰ-B-2 で記載したように、教育課程編成・実施の方針の中で、明確に示している。各学科の学習成果は、具体性があり、2年間の一定期間内で獲得可能である。例えば、ゼミナール発表会、卒業ファッションショー、学びの泉グランプリ大会等で学内外に向けて発表しており、それぞれは厳密な評価を受けている。また、学習成果は、外部の PROG テスト（ジェネリックスキルテスト）の結果、資格取得、検定合格率、就職率等の量的な指標によって測定が可能である。これら学習成果には、学外での発表や産学連携事業等外部機関との連携の取り組みとして示されており、実際的な価値があるといえる。

【食物栄養学科】

食物栄養学科の具体的な学習成果は、栄養士、医事管理士、医療管理秘書士の資格取得と栄養士実力認定試験の結果及び社会人基礎力の向上である。2019（令和元）年度の栄養士資格の取得率は 100%（備付 - 60）であり、医事管理士及び医療管理秘書士については、資格取得を希望した学生全員が合格している（備付 - 52）。また、2年次後期に実施される

(一社) 全国栄養士養成施設協会主催の栄養士実力認定試験の成績の結果は、短期大学全体の平均点を上回っており、カリキュラム内容の検証に役立てている(備付-51)。

尚、本学科を含む3学科全てで社会人基礎力獲得の学習成果は、各科目の授業をとおして評価している。

【幼児教育学科】

幼児教育学科の具体的な学習成果は、幼稚園教諭二種免許及び保育士資格の取得と社会人基礎力の向上である。2019(令和元)年度の幼稚園教諭二種免許は、95.1%、保育士96.1%であった(備付-61、62)。

また、レクリエーション・インストラクターについては、資格取得を希望した学生全員の94%(17人/18人)が取得した。

【生活デザイン総合学科】

生活デザイン総合学科の具体的な学習成果は、ビジネス実務士、情報処理士、ウェブデザイン実務士、上級秘書士(メディカル秘書)、図書館司書、レクリエーション・インストラクター、介護職員初任者研修の7つの資格取得と社会人基礎力の向上である。2019(令和元)年度の各資格の取得者数は、ビジネス実務士7人、情報処理士16人、ウェブデザイン実務士7人、上級秘書士(メディカル秘書)13人、図書館司書11人、レクリエーション・インストラクター1人、介護職員初任者研修4人であった(備付-63)。

また、スポーツインストラクター、フードスペシャリスト、ピアヘルパー、健康管理士一般指導員の4つの資格は授業を履修することによって受験資格を得ており、2019(令和元)年度の受験状況は、フードスペシャリスト5人、ピアヘルパー1人に留まり、受験者は全員合格している。スポーツインストラクター、健康管理士一般指導員の受験者はいなかった。

2年次には、ゼミナール活動の成果として、10月24日に「学びの泉グランプリ大会学科予選」として、全ゼミナールの発表会を行い、2月15日にはファッション系のゼミナールの発表会として「卒業ファッションショー」で日頃の成果を確認した。

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積(ポートフォリオ)、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生・雇用者への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7の現状>

本学は、3 学科ともに学習成果の獲得状況について、履修カルテや学修ポートフォリオを作成し（備付 - 41）、学習の振り返りを学期ごとに実施している。また、学期ごとに GPA 値を算出して、GPA 値が前期 1.5 以下、後期 1.3 以下の学生に対しては指導教授が特別指導に当たっている。2 期連続して、GPA 値が低い学生に対しては、保護者同席の面談及び指導を実施している（備付 - 64）。

各科目については、GPA 成績分布グラフを活用して（備付 - 65）、学科ごとに成績の平準化の観点から教務部委員会、FD 委員会で点検を行っている。分析結果から、試験のあり方、科目内容の難易度、著しい受講者数の変動等の課題について検討している。さらに、学位取得率、栄養士資格取得率、保育士資格・幼稚園教諭二種免許取得率について教務部委員会で確認後、学習成果獲得状況を把握し、教授会で報告している。

本学は、学期ごとに授業評価アンケートを全科目で実施しており（備付 - 40）、その中で授業評価だけでなく、学生が学習に対する取り組みの自己評価の調査もしており、授業外の学習時間等を把握している。その結果を踏まえて、教員は課題のあり方や内容を検討し、正課外学習への働きかけを行っている。

食物栄養学科や幼児教育学科では、資格取得のための全学生に学外実習が課されているが、生活デザイン総合学科では、インターンシップを授業科目として配置し、2019（令和元）年度は、50 人の学生が参加している。インターンシップの実施状況は就職指導委員会等の関連会議で報告し、就職支援と結び付けて活用している。また、毎年、卒業生へのアンケート調査を実施し、就職先における学習成果の活用状況を調査し、採用企業には、アンケート調査や教員による企業訪問の際に聞き取り調査を行って、就職指導委員会がまとめ学内で共有する仕組みができていく（備付 - 66、67）。

学習成果については、FD 委員会を中心に IR 機能を駆使して可能な範囲の分析・評価を行って、ホームページ、大学広報、短期大学要覧等に具体的に示し、学内外に公表している。また、毎年 3 月末に実施される自己点検・評価のための大学・短期大学総括会議（2019（令和元）年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面開催した）にて、留学参加率、大学編入学率、学籍異動の詳細、就職率等を全教職員に報告し、大学全体を挙げて点検している（備付 - 44）。さらに、外部の評価委員に対して、学習成果の獲得状況を報告し、外部評価者による会議で点検し、意見聴取している。2019（令和元）年度は、監事による点検評価として、教学監査を導入し実施した（備付 - 68、69）。

【区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-A-8 の現状>

本学では、3 学科ともに毎年、卒業生の就職先（企業・幼稚園・保育所・施設等）への訪問を全教員で実施しており、卒業生の活躍状況や本学の教育に関する調査をしている。2019（令和元）年度は、延べ 147 社の企業訪問を実施した。また、食物栄養学科や幼児教育学科では在学生の实習先への巡回の際に、過年度卒業生の状況把握について同様に行って

いる。これらの情報は、「報告書」としてまとめ、関係部署に提供している（備付 - 70）。また、学内ネットワークで閲覧できるようにし、各学科、教員間で情報を共有している。2018（平成 30）年度からは、卒業生（1～3 年経過卒業生）を対象に大学での学習、卒業後の進路の状況についてアンケート調査を実施しており、2019（令和元）年度は、8 月に行った。その結果、本学での教育内容は 85.6%の卒業生が満足しており、教員の指導の満足度も 83.3%と高い評価が得られた。本学で修得した知識や技能については、現在の仕事で 84.2%が役立っていると回答しており、本学で学んだ内容が活かされていることが確認できた（備付 - 66）。これらの結果については、教務部委員会、就職指導委員会、FD 委員会で内容を精査し、教授会で全教員に報告し、教育活動や学生指導に役立てている。

さらには、聴取した結果を各学科の授業に反映させ、カリキュラム改正・授業内容の改善に活かす等、学習成果の点検に活用している。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

本学は、「三つの方針」に基づき、教育活動を実施し、学習成果をより体系的に把握し、査定するために「AP、CP、DPに基づくアセスメントの概要」を 2018（平成 30）年度に制定した。「AP、CP、DPに基づくアセスメントの概要」を基に卒業時、教育課程の学年次及び科目における学習成果の達成度を評価し、PDCA サイクルにそって検証している。また、2018（平成 30）年度から卒業時には全学生に対して教育活動に関するアンケートを実施し、学習成果の獲得状況、満足度を調査している。さらには、卒業生に対しても在学中の学習の満足度、職場や日常生活における学習成果の活用状況の調査を実施している。これらの結果は、FD 委員会で検証して教育改善につながる仕組みを確立すること。さらに、IR 機能の充実を図り、教育の内部質保証の向上に向けた取り組みを積極的に推進していく必要がある。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

本学の学位授与の方針に含まれている「社会人基礎力」の獲得については、特に力を入れており、全科目の中で「社会人基礎力」が発揮できるように教員が工夫して授業内容に組み入れている。従って、学生は 2 年間の学習をとおして知識の修得だけでなく、行動特性の成長も鍛えられている。これらの成果については、卒業時にディプロマサプリメントとして、成長度がわかる資料を作成し、成績証明書と一緒に配布している（備付 - 71）。

また、「社会人基礎力」の獲得を取り入れた授業展開については、全教員が公開授業をとおしてお互いに学び合う努力を重ねている。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

<根拠資料>

提出資料

- 1 Campus Life2019（学生便覧）
- 7 Syllabus2019 食物栄養学科
- 8 Syllabus2019 幼児教育学科

9 Syllabus2019 生活デザイン総合学科

備付資料

- 21 「第19回学生フォーラム」(岡崎大学懇話会)
- 27 学泉木曜サロンのご案内
- 33 愛知学泉大学・愛知学泉短期大学「第9回学びの泉グランプリ」
- 40 2019年度 授業評価アンケート結果
- 41 食物栄養学科、幼児教育学科「学修ポートフォリオ」
生活デザイン総合学科「履修カルテ」
- 51 食物栄養学科 栄養士実力認定試験結果
- 52 食物栄養学科 医事管理士、医療管理秘書士認定試験結果
- 55 各種検定結果
- 60 食物栄養学科 栄養士資格取得者名簿
- 61 幼児教育学科 幼稚園教諭二種免許取得者名簿
- 62 幼児教育学科 保育士資格取得者名簿
- 63 資格取得一覧
- 64 GPA 指導報告書
- 72 非常勤講師懇談会案内、議事録
- 73 FD・SD 研修会案内、研修資料、出席者名簿
- 74 入学前課題案内、課題
- 75 令和元年度オリエンテーション資料
- 76 リメディアルテスト結果
- 77 オフィスアワー一覧
- 78 コンテスト結果「第47回岡崎市民美術展」「第72回岡崎市美術展」「第60回西尾市民美術展」「2019 染織意匠図案コンペ」「NDK フレッシュコンテスト2019」
- 79 食物栄養学科 栄養士学外実習ガイドブック
- 80 食物栄養学科 栄養士学外実習記録ノート
- 81 成績一覧表
- 82 成績通知書、保護者案内文
- 83 幼児教育学科「実習の手引き」
- 84 学生生活に関する調査
- 85 幼児教育学科「2019年度夏期休暇及びそれ以外における就職活動について」
- 86 生活デザイン総合学科 履修登録事前説明会
- 87 学生相談勉強会
- 88 留学希望者募集案内
- 89 留学生数及び海外派遣学生数
- 90 留学生受入れ資料
- 91 愛知学泉大学・愛知学泉短期大学 合理的配慮ガイドライン
- 92 幼児教育学科 保育職セミナー資料
- 93 - ①就職先一覧表(平成29年度)

- 93 - ②就職先一覧表（平成 30 年度）
- 93 - ③就職先一覧表（令和元年度）
- 94 就職対策講座
- 95 生活デザイン総合学科 保護者会資料
- 122 大学・短期大学運営委員会議事録
- 123 大学・短期大学連絡会議議事録

備付資料 - 規程集

- 64 愛知学泉大学とカピラノ大学間の交流に関する覚書 9 - 2
- 65 学校法人安城学園愛知学泉短期大学と鳥山大学との交流協力に関する覚書 9 - 4
- 66 学校法人安城学園愛知学泉短期大学と鳥山大学との学術・文化交流に関する協定 9 - 5

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 教員は、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 教員は、学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教員は、教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 事務職員は、所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 事務職員は、学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 教職員は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、学生の図書館又は学習資源センター等の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に

活用し、管理している。

- ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1の現状>

本学では、学科の学習成果の獲得に向けて、全教員が学位授与の方針に対応した成績評価基準を各授業科目ごとに作成し（提出 - 7、8、9）、学習成果の獲得状況を評価している。また、学期ごとに成績表及び GPA 値を学科長、教務部委員、指導教授に開示して、学習指導に当たる指導教授が学生の学習成果の獲得状況を把握し、きめ細やかな学習指導を行っている。さらに、GPA 値が前期 1.5 以下、後期 1.3 以下の学生については、指導教授、教務部委員及び学科長が成績改善に向けて特別指導を実施している（備付 - 64）。

本学 3 学科では、学期ごとに「授業評価アンケート」を全授業科目で実施している。アンケート結果については、担当部署で集計した上で、結果を各教員にフィードバックし、それぞれに講評をまとめて、授業改善に役立てている（備付 - 40）。また、各学科ごとの結果のまとめは FD 委員が行い、FD 委員会として内容を取りまとめている。講評結果については、ホームページをはじめ教務課及び図書館に設置して、教職員及び学生等に公開している。全教員は FD 活動の一環として、専任教員全員が公開授業を実施し、各教員は 3 科目の参観をとおして教員相互に学び合い、より良い授業が展開できることを目指している。

専任教員は、学科運営会議をとおして授業担当者間で授業内容の確認を定期的に行い、内容の調整や意思の疎通を図っている。非常勤講師に対しても、年 1 回非常勤講師懇談会を各学科で実施し、授業内容や学生の動向等について意見交換し、学科の教育目標達成のために協力を仰いでいる（備付 - 72）。

本学では、学科独自の履修カルテ・学修ポートフォリオを用いて、学科の教育目的・目標の達成状況を把握している。その際には、各クラスに配置された指導教授が主に指導に当たり、科目の履修指導や卒業に至る指導を行っている。生活デザイン総合学科では、一人ひとりのカリキュラムが異なるため、特別科目「学びとライフプランニング」を 2 年間配置し、その中で履修指導を始め、一人ひとりに合った進路指導を行っている。学生は履修カルテ・学修ポートフォリオをもとに達成状況を確認して、目標設定や課題解決のための行動設定に役立てている（備付 - 41）。

事務職員は、分掌の会議参加や教員との情報交換を日常的に行い、所属部署の職務をとおして、学生の学習成果獲得に向けて支援している。特に、助手・研究補助員は実習や演習授業の補助に入って、学生の学習面でのサポートを行っている。そして、多様な学生の教育目的達成に向けて大いに貢献している。

2019（令和元）年は FD・SD 活動として、全教職員対象に年 5 回の研修会を計画した。すなわち、9 月には「人工知能（AI）の今とこれから：画像解析領域から見える展望」、1 月には「シラバス作成及び点検」、2 月には「ティーチング・ポートフォリオ・ワークショップ」「授業評価アンケートの検討会」を実施した。3 月に予定していた講演会「子どもに教える時にほんとうに大切なこと」は、新型コロナウイルス感染防止のため中止した。研修で修得した事項については、それぞれの部署で活用して日々の業務に役立てている（備付 - 73）。

授業教材や視聴覚機器等については、学習成果の獲得に向けて、教務部委員会・教務課・SE と連携して、適正かつ効率的な運用と配置、維持管理を行い支援するとともに成績記録等を規程に基づき適切に保管している。また、学内 LAN 及びコンピュータ使用については、多くの授業で活用し、学生の利用促進を図っている。従って 9 教室ある情報教室の使用頻度は高くなっている。一部の授業では、ICT 教育が実践され、コンピュータを適切に活用した試みが積極的に行われている。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続き者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 学習成果の獲得に向けて、通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 学習成果の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 必要に応じて学習成果の獲得に向けて、留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき学習支援方を点検している。

<区分 基準Ⅱ-B-2 の現状>

本学 3 学科では、入学手続き者に対して、短期大学の授業や学生生活に関する情報をパンフレットにて提供しており、併せて入学前課題を郵送し（備付 - 74）、基礎学力の向上に努めている。

入学直後に学習成果の獲得に向けてオリエンテーションを実施し、その中で学習の動機付けに焦点を合わせた学習方法の解説や科目選択のためのガイダンスを行っている（備付 - 75）。その際には、学習成果の獲得に向けて Syllabus や Campus Life（学生便覧）を配布し、活用して学生指導に当たっている。

基礎学力が不足する学生に対しては、2016（平成 28）年度後期から時間外で「言語表現」について、2017（平成 29）年度後期からは、「数的理解」の補習授業も実施している（備付 - 76）。また、全教員がオフィスアワーの時間を設定することにより（備付 - 77）、学生が

気軽に学習上の悩みや相談ができる環境をつくり、一人ひとりきめ細やかな指導ができる体制を整備している。さらには、学習成果の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀な学生には、各種検定への働きかけや特別指導、外部コンクールへの作品出品等、授業以外での学習についても積極的に支援している。その結果、多くの学生が各種検定で合格を果たし、デザインやファッションコンテストでは上位入賞者を輩出している（備付 - 55、78）。

留学については、オリエンテーション等でプログラムの説明をし、応募を呼び掛けている。本学では、生活デザイン総合学科の学生を中心に、カナダと韓国の各姉妹校である大学とは長期の交換留学を相互に実施している。カナダのカピラノ大学とは交換留学生を4ヶ月の期間で相互に受入れをしている。また、韓国の烏山大学とは交換留学生を1年間の期間で相互に派遣及び受入れている。何れの留学についても旅費・授業料等は互いの提携校で負担しており、経済的な負担を最小限に学習できる制度となっている（備付 - 規程集 64、65、66）。

学習成果の獲得状況については、3学科ともに履修カルテ・学修ポートフォリオ、授業評価アンケートの集計結果、各科目の成績評価、検定の合格率、資格の取得率等のデータを分析し、学習支援について改善を行いながら取り組んでいる。

【食物栄養学科】

食物栄養学科では、入学手続者に対して入学前の学習指導として食と健康に関する専門的な知識・技術を獲得すること、基礎的な「数的理解」の学力が必要であること等の動機付けの課題を与えている（備付 - 74）。入学時には、2日間のオリエンテーションを実施している（備付 - 75）。その際には、Campus Life（学生便覧）、食物栄養学科の Syllabus を配布し、栄養士、医事管理士、医療管理秘書士の資格取得に必要な科目の選択と履修方法、有意義な学生生活を送るためのアドバイスをしている。学習方法については、初回の授業時に Syllabus を使い、科目の概要や隣接領域科目との関連及び授業に臨む姿勢等の他に、学習目標及び到達目標、「社会人基礎力」について説明している。また、使用するテキストの概要及び参考文献、履修に必要な予備知識や技能、学習上の助言等を行い、その科目を履修する意義等について解説している。また、「栄養士学外実習ガイドブック」「栄養士学外実習記録ノート」（備付 - 79、80）を作成し、配布している。これは学外実習を効果的に実施することを目的としたもので、社会人としてのマナーや実習施設訪問時の心構え、実習に取り組む姿勢等が記載され、栄養士学外実習の手引書となっている。

理解度の高い学生に関しては、状況に応じて個別指導を実施し、専門書等を紹介している。さらに、岡崎市内4大学の学生との協働による「学生フォーラム」での研究発表やコンテストへの参加を働きかけている（備付 - 21）。また、（一社）全国栄養士養成施設協会が実施する「栄養士実力認定試験」に向けては、2年生全員を対象に学科の全教員が担当して、延べ7回の補習授業を行い学力の向上を図っている。

本学科では、「指導教授制」の下、全教員が学習上の悩みや進路・実習先選び等について相談に応じている。また、配置している助手・研究補助員（3人）は、教員と学生の橋渡しや学生への様々な助言に携わっている。

学習成果の獲得状況については、各資格の取得状況や栄養士実力認定試験の結果、各科目の成績評価や授業評価アンケートの集計結果、さらには学修ポートフォリオ等の量的・

質的データを分析し、学習支援について改善しながら取り組んでいる（備付 - 40、41、51、52、60、81、82）。

【幼児教育学科】

幼児教育学科では、入学手続者に対して入学前のオリエンテーション、実技（ピアノ）能力によるクラス分け、入学後の実習希望の確認等を行っている。また、入学時には新入生に対し、2日間のオリエンテーションを実施している。その際には、Campus Life（学生便覧）と Syllabus を用いて、資格取得に向け履修登録の方法や学校生活に必要な諸情報の説明を行い、2日目の午後は、学生生活の説明が行われる。保護者に対しては、職員紹介や学校生活の概要説明、諸経費、就職について説明を行っている。1年次後期、2年次の前期・後期の各学期はじめにおいても詳細なオリエンテーションを行っている（備付 - 75）。専門職としての資格・免許取得に欠かせない教育・保育・施設実習の手引書「実習の手引き」を本学科独自で作成し、事前指導に活用している。内容に関しては、法令規定に合わせて、毎年見直し改訂を行い1年次の教育実習前に配布している（備付 - 83）。

学科運営会議において、学生の修学態度や学習成果についての情報交換を行い、全教職員が共有している。特に、欠席が目立つ学生については、早めに保護者と連絡を取り状況把握に努め、全教職員でサポートしている。また、学生生活に関する調査を実施し（備付 - 84）、現状を把握し、各教員に周知して個別面談をとおして学習状況や単位取得状況、就職指導等の対応を個別に行っている。実技系科目については、補習を実施しており、ピアノ指導では、課題曲の修得状況の進度が遅い学生に対し、長期休暇中に指導日を設けて指導している（備付 - 85）。体育実技においても、実技課題が及第しない場合、時間外または長期休暇中に補習指導を実施している。本学科には3人の研究補助員が在籍しており、学生と教員の橋渡しや学生支援、教育補助等の役割を果たし、教育効果の向上に資している。

本学科では、学内コンサート、こどもまつり、研究保育報告会、幼児学ゼミナール報告会等の学科行事を積極的に行っている。それらの多くは、学習の成果を発表する場として機能しており、発表者として選抜された学生にとっては、学習の振り返りや総括になり、更なる学習意欲を喚起している。同時に同級生・上級生の成果の発表は他の学生のモデルとなり、意欲喚起、学習効果の向上に繋がっている。

学習成果の獲得状況は、各資格の取得状況、各科目の成績評価や授業評価アンケートの結果、さらには学修ポートフォリオ等の量的・質的データを分析し、学習支援について改善しながら取り組んでいる（備付 - 40、41、61、62、63、81、82）。

【生活デザイン総合学科】

生活デザイン総合学科では、毎年、入学予定者に対して入学前オリエンテーションを実施して、学習成果の獲得に向けて履修に関する詳細な説明を行っている（備付 - 86）。入学時には、2日間のオリエンテーションを実施している（備付 - 75）。ここでは、Campus Life（学生便覧）と Syllabus を配布し、学習成果の獲得に向けて学習の動機付けに焦点を合わせた授業への取り組む姿勢や学習方法を指導している。また、円滑な学生生活を送るために学内の施設の利用方法や学内の組織についても説明を行っている。さらに、生活デ

デザイン総合学科で取得可能な資格の説明も行い、到達目標設定のために多方面から情報を提供している。学期ごとの科目登録の際には、全体のオリエンテーションを行っているが、それ以外にも必修科目「学びとライフプランニングⅠ・Ⅱ」（2年間通年）を設け、担当教員が学生の関心や進路に基づき、科目選択について個別にきめ細やかなアドバイスを行っている。また、進度の速い学生や優秀な学生に対して、ファッションやデザイン関連のコンテストへの挑戦やビジネス・情報処理系の資格・検定試験に向けた取り組みを奨励し、さらなる学習意欲の動機付けとなっており、担当教員が学習成果の獲得に向け授業内外で指導・支援している。

「キャリアデザインⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」の授業では、就職活動においても基礎学力が重視されることを学生に周知し、基礎学力向上のための対策講座の開講や一般常識問題試験を実施するとともに、学生の基礎学力向上のために指導を行っている。

また、助手・研究補助員（7人）は、学生とコミュニケーションをとり、教員と連携して学生のサポートに当たっている。2年次の「総合ゼミナール」（必修）では、専門分野の教員の下、学生が自分の選んだ学習を深めている。その指導教授が「学びとライフプランニングⅡ」の担当教授でもあり、生活指導及び進路指導を合わせて行っている。

実習・演習の授業では、教員や助手の指導の下で、学生の技能をレベルに合わせて伸ばすことができるよう配慮している。例えば、学習進度に合わせて難易度の異なる教材を設定し、優秀な学生には制作数を増やす等、学習成果の獲得に向けて対応している。また、講義型の授業では、授業外での学習法アドバイスを個別に行っている。さらに、学習成果の獲得に向けて進度の速い学生や優秀な学生に対しては、特別課題（レポートや作品）を課して能力を一層伸ばすように努めている。

学習成果の獲得状況は、各資格取得状況や各科目の成績評価や授業評価アンケートの集計結果、学生の履修カルテ等の量的・質的データを分析し、学習支援について改善しながら取り組んでいる（備付 - 40、41、55、63、81、82）。

【区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。

- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-B-3の現状>

学生生活を支援するための教員組織として、学生部委員会を設置している。構成メンバーは、学生部長、各学科より選出された学生部委員である。学生部委員会は定例会議として月1回開催している。これは、同キャンパス内に併設されている大学家政学部学生委員会及び学生課職員（2人）と合同で行っている。キャンパスが学生にとって快適かつ社会人基礎力を育む教育的な場となるよう、様々な支援や取り組みについて検討・実施している。

日常的な活動としては、キャンパス内でのマナー向上、学生の健康管理、学生会及び保健室と協力した飲酒や喫煙・薬物依存阻止に対する意識啓発、交通事故防止対策の検討・実施等である。また、学内美化の一環としてクリーンキャンペーンを年2回実施し、教室の清掃やゴミ拾い等の活動に学生、教職員で取り組んでいる。さらに、学生の健全な生活を脅かす「社会悪」（ドラッグ・キャッチセールス・ネット犯罪等）についても、学生会及び保健室と連携し、掲示物・チラシ等による啓発活動を進めている。

年間行事として、入学時（新入生）及び前期・後期（在学生）のオリエンテーションの実施、避難・消火訓練（年2回）の実施、学生会が実施する各学生行事への支援や協力活動を行っている。

学生相談は、指導教授や助手、研究補助員が身近にいることから相談しやすい環境にあるが、健康面に関しては、保健室が対応し、心のケア対策として週1回の専門カウンセラーによるカウンセリング（予約制）も実施している（提出-1、P41）。

学生生活を支援するための事務組織体制については、主に学生課が中心となり業務を遂行している。学生部委員会に参加し、学生へのきめ細やかな支援を行うよう努めている。学生課の業務は、学生の生活指導・支援、証明書発行、学内・学外活動支援、修学支援（高等教育修学支援の新制度、奨学金、学研災・学研賠）、保健衛生（定期健康診断の実施、保健室の維持・管理・報告書の作成）、年間行事（オリエンテーション、避難訓練、消火訓練、学泉祭等）の支援である。

ハラスメント相談委員会（併設大学家政学部と合同）には短期大学から1人選任し、必要に応じて会議を開催できるようになっている。

学生会では、学内・地域・国際交流活動と幅広く、年間をとおして延べ30件に及ぶ行事を行っている。これらの活動は、学生会役員と学生会顧問・副顧問とが連携を図りながら実施されている。活動については、顧問をとおして大学・短大運営委員会に報告され、連絡会議にて教職員に報告されている（備付-122、123）。

2011（平成23）年3月11日の東日本大震災直後から、学生会では、被災地に義援金を寄附する活動や被災地での支援交流活動を実施してきた。2012（平成24）年から6年継続された東日本被災地への支援活動は、2017（平成29）年度学校法人安城学園創立105

周年記念において、その功績にて表彰された。その後も継続し、2019（令和元）年度で8年目を迎えた。毎年、新入生に防災意識を高めてもらう活動の一環として、本学専用の「大震災対応マニュアル」を配布した。卒業生には卒業祝いとして卒業証書ホルダーと記念品、新入生には、新入生へのメッセージ、「楽しいキャンパスライフを送るために」の冊子を入学祝いとして贈っている。サークル活動においてもボランティアサークル等の新サークルが結成され、ボランティア活動も積極的に取り組まれるようになった。駅伝サークル等、大会への出場機会も多くなり、活動も年々活発化した。

サークルの活動場所や大学の施設利用については、本学と併設大学家政学部と共同で使用している。スポーツ施設は体育館（アリーナ、卓球場、トレーニング室）、テニスコート、ゴルフゲージ、レクリエーション広場がある。体育の授業や学生会主催の運動会等でグラウンドが必要な場合は、隣接した系列高等学校のグラウンドを利用している。体育授業、クラブ活動やサークル活動等に対応できるように整備を行ってきており十分な施設となっている。

【学生寮、宿舎】入学試験合格者通知発送時に下宿希望案内を同封し、学内寮（白楊寮：定員 32 人、入寮期間 2 年間）、民間アパート（本学学生のみ受け入れ）、不動産会社（大学と連携している不動産会社）の案内を行っている。学生寮（白楊寮）については、希望者が定員超過した場合には抽選により受入れている。

【通学バス運行】

本学と併設の大学家政学部と共同で、スクールバス（大型 3 台、マイクロバス 2 台）による通学バス運行を行っている。

スクールバスは、名鉄東岡崎駅（愛知環状鉄道北岡崎駅経由）、JR 安城駅と大学間で運行し、運行ダイヤは授業形態に合わせて設定し、授業の始業、終業、長期休暇中に対応している。

【駐車場・駐輪場】

大学の校地に 443 台収容の学生駐車場と 340 台収容の自転車駐輪場、35 台収容の原付及び自動二輪車専用駐輪場を設置している。

自動車、原付及び自動二輪車通学は許可制で認めている。学生部委員会と学生課で通学上の注意、駐車・駐輪場の利用心得を指導し、自動車通学許可申請を行い、許可車両には許可ステッカーが交付される。ステッカーを貼付した車両のみ学内駐車場・駐輪場を利用することができる。学生部委員会と学生課では、定期的に駐車場・駐輪場で通学安全指導を行っている。

【奨学金窓口業務】

学生部委員会と学生課では、各種奨学金財団への手続きを行っており、日本学生支援機構への手続き状況は以下のとおりである。尚、取得者の割合は 29.6%である。

2019（令和元）年度日本学生支援機構取得者数（人）（1・2年生）

学 科	第一種	第二種	給付	計
食物栄養学科	9	18	1	28
生活デザイン総合学科	30	46	5	81
幼児教育学科	14	40	1	55
計	53	104	7	164

年度別日本学生支援機構取得者数（人）

採用年度	第一種	第二種	併用	計
2017（平成29）年度	37	99	22	158
2018（平成30）年度	56	95	2	153
2019（令和元）年度	53	104	7	164

【健康管理】

急病、応急手当、日常の健康管理については、学生課と保健室で対応しているが、必要に応じて近隣の病院受診を指示し、健康管理に努めるように指導を行っている。

2012（平成24）年7月からメンタルケアのスクールカウンセラーを配置して専門的な学生対応を行っている。また、教職員に対して、学生相談、カウンセリングの対応及び学生の心身の健康に関する知識を学ぶ『学生相談勉強会』を開催して（備付-87）、臨床心理士や保健所の講師による課題提示、事例に応じたアドバイス等を受けて、学生一人ひとりが順調に学生生活を過ごすことができるように対応、支援に努めている。

各自の健康管理については、関心を持てるように健康・病気に係る情報を定期的に掲示やチラシ等により継続発信しており、毎年4月に実施する学生健康診断の受診率は96%であった。未受診者への指導は指導教授や助手・研究補助員と協力し、検査受診するように多くの対応策を行った。学校感染症に指定されている麻疹・風疹の対応として、学外実習を行う学生には、抗体検査を実施し予防接種を受診させている。

【キャンパスライフ】

日常の学生生活面においては、主に、指導教授が学生の要望、意見、相談等を受けて適宜対応している。また、助手・研究補助員をとおして、学生からキャンパス環境に関する要望や教員に対する要望等が出されることもあり、その都度、検討して学生に回答している。キャンパス内での要望（施設関連・スクールバスダイヤ等）については、随時、学生部委員会で検討して必要な対策を講じている。さらに、「学生生活に関する調査」、「通学方法に関するアンケート」を実施して、学生の日常的な生活向上を目指している（備付-84）。

【留学制度】

留学生の受入、派遣についての生活支援については、国際交流委員会が行っている（備付-88、89、90、備付-規程集64、65、66、67）。

○留学生の受入（長期）

2019（令和元）年度は、韓国の協定締結校・烏山大学から、交換留学生として3人の学生を4月から1年間受入れた。

カナダの協定締結校・カピラノ大学から、交換留学生として2人の学生を4月から7月までの4ヶ月間受入れた。

○留学生の派遣（長期）

韓国の烏山大学へ、生活デザイン総合学科の学生3人を交換留学生として3月初旬から1年間派遣した。

カナダのカピラノ大学へは、短期大学の学生派遣はなく、家政学部の学生1人を交換留学生として8月中旬から12月下旬までの4ヶ月間派遣した。

○短期留学生の受入

2019（令和元）年度は、6月20日から6月27日まで、日本語・日本文化研修プログラムに台湾の慈済科技大学の学生8人を受入れた（岡崎学舎での研修は2日間）。

7月8日～7月27日までの3週間、短期語学研修プログラムに韓国・烏山大学の学生15人を受入れた。

○短期留学生の派遣

2019（令和元）年度、8月8日～8月21日の2週間、韓国・烏山大学での語学・文化研修プログラムを実施した。生活デザイン総合学科の学生を11人、幼児教育学科の学生1人、家政学部の学生4人の合計16人の学生を派遣した。

【社会人学生の支援体制】

社会人学生の支援体制については、該当者がいる場合、本人の希望を聴取し、必要な支援を行うようにしている。

【障がい者の支援体制】

障がい者の支援体制については、車椅子でも利用できるトイレ、スロープ、エレベーターを整備している。また、合理的配慮の必要な学生に対しては、学生部委員会、教務部委員会で検討し、障がいの状態に合わせて学習支援を行っている。2019（令和元）年度は、3人の学生が対象となった（備付 - 91）。

【長期履修生制度】

長期履修生の受入についての制度はあるが、希望者がいない。

【区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

＜区分 基準Ⅱ-B-4の現状＞

各学科より選出された就職指導委員（教員）と就職課職員による就職指導委員会が構成されている。また、就職相談室を設け学生への求人情報の提供、就職相談、履歴書添削、面接指導等を実施している。2019（令和元）年度は、就職指導委員長以下5人の就職指導委員（教員）と2人の専任事務職員、1人の非常勤職員、1人の派遣職員が学生を支援している。尚、前期（4月から7月）、後期（9月から2月まで）にキャリアカウンセラー1人を週1回の割合で配置している。

就職指導委員は各学科の特徴と学生数のバランスを考慮して配置され、2019（令和元）年度は例年どおりの就職支援行事の企画、求人情報の提供、学生の動向、内定状況等を検討するため11回の定例会議を行った。個々の学生に対するきめ細やかな指導と就職意識を向上させるための様々な企画を実行するために努めている。

就職課に専門的な知識を持ったキャリアカウンセラーを配置することにより、希望者は予約制で就職相談室内の別室でキャリアカウンセリングを受け、就職活動で抱えた悩みや不安を解消することができる。カウンセリングにより教員の支援が必要となる事例に関しては、就職指導委員会で情報を共有し、最善策を検討して支援している。

就職相談室では、4人の事務職員が専従して学生の指導に当たっている。委員長以下、就職指導委員は研究室での学生対応だけでなく、就職相談室でも相談・指導に当たっている。就職相談室には、パソコン3台、専用電話、FAXを備え、外部との連絡や情報収集もできる。さらに、採用試験対策の参考図書や問題集も整備している。全ての求人票は、ファイリングするだけではなく掲示も行っている。閲覧用として過去の受験報告書、求人企業のパンフレット、企業展のポスター等の資料を揃えている。学生の利便性にも配慮し、求人票の掲示箇所は就職相談室以外に各学科の共有スペースにも設けている。必要に応じて企業検索システム（J-net）を利用し、求人情報をメール配信している。2月には保育職セミナーを幼児教育学科の1年生を対象に開催し、採用担当者から直接話を聞く機会も設けている（備付-92）。

また、食物栄養学科と生活デザイン総合学科の学生を対象とし、学内に企業等の採用担当者を招き、「学内合同企業説明会」を開催してきた。2019（令和元）年度は就職活動の開始期間が早まる想定に合わせ、3月13日で準備してきたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止とした。企業単独説明会・一次選考会については学内で4件実施した。

その他、民間の職業紹介会社が来学して未内定者に対して企業斡旋を行う機会を設けた。過去3年間の就職内定率は、2017（平成29）年度は就職希望者265人で内定者264人、内定率99.6%、2018（平成30）年度は、就職希望者229人、内定者229人、内定率100.0%であった。2019（令和元）年度は、就職希望者224人、内定者224人、内定率100.0%であった（備付-93-①、93-②、93-③）。

進学については、各学科の教務委員及び指導教授をとおして希望の学生に対して個別指導を行っている。また、留学については、海外の姉妹校であるカピラノ大学（カナダ）、北京第二外国語学院（中国）、烏山大学（韓国）、慈済科技大学（台湾）への長期、短期の交換留学制度を設けているので、国際交流委員会をとおして個別指導を行っている。

【食物栄養学科】

就職指導委員及び学科の教職員は、就職状況の情報交換・分析・対応等を行い、学生の就職支援に活かしている。就職対策としては「特別演習」「栄養士学外実習事前事後指導」「キャリアデザイン講座」の科目で職業観を養成するとともに、就職の優位性を引き出す観点から一般教養模擬試験や小論文、集団面接技法等の対策も実施している（備付 - 94）。また、卒業生の就職内定先へのお礼訪問と次年度の求人状況についての情報収集を6月から8月にかけて実施し、学生の就職支援に活用している。

2019（令和元）年度は、就職内定率 100.0%であった。また、就職を希望する者のうち栄養士職に就いた者の比率は、82.5%であった（備付 - 93 - ①、93 - ②、93 - ③）。さらに、本学科は、栄養士、医事管理士、医療管理秘書士の3種類の資格を取得することができるが、2019（令和元）年度は、これらの資格を活かした就職先の割合が 95.0%であった。

【幼児教育学科】

1年次後期から2年次前期にわたり、「キャリアデザイン」の授業をとおり、就職指導委員、就職課職員が中心となって就職対策指導を進めている。また、6月から8月にかけて就職お礼として幼稚園・保育園を訪問、2年間で計5回実施する学外実習の巡回指導時にも、就職についての情報を収集している。学科内では、卒業時の就職状況資料・情報を基に学科運営会議で分析・検討を行い、さらに就職指導委員はじめ、全教員が2年生のゼミ学生を受け持ち、研究補助員と連携して就職相談・適性相談等きめ細やかな支援に活用している。その結果、2019（令和元）年度は、内定率 100%であった（備付 - 93 - ①、93 - ②、93 - ③）。

【生活デザイン総合学科】

1年次に「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」を必修科目として設置して、就職対策指導を進めている。また、「学びとライフプランニングⅠ・Ⅱ」では、学生が担当教員へ就職活動の報告を行い教員からも助言・指導を行う等、支援する体制を整えている。

2人の就職指導委員を中心に卒業時の就職状況を分析・検討して、その結果を学生の就職支援に活かしている。また、毎年3月に実施している「保護者会」（2019（令和元）年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止）の中でも就職指導委員がパワーポイントや配布資料を使い就職活動の現状を説明し、その後の指導教授との個別懇談でも保護者からの質問に丁寧に答えサポートしている（備付 - 95）。学科運営会議でも就職指導委員から就職関係の議題が出され、教員相互による話し合いを行っており、2019（令和元）年度は就職内定率 100%であった（備付 - 93 - ①、93 - ②、93 - ③）。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

学習成果の獲得に向けて、一部の授業ではICT教育が実践され、コンピュータを活用した試みが行われているが、全学的にはまだまだ不十分である。教員のスキル向上、科目間の連携やデータの共有化等、自主学習の支援を強化する必要がある。

学習成果の獲得状況について、2019（令和元）年度から、IR室が中心となってデータ

を集約して FD 委員会で分析している。しかし、検討結果については実際の学習支援方策へ十分な反映に至っておらず、継続して改善に努めている。

2012（平成 24）年 7 月からメンタルケア対応のスクールカウンセラーを配置して週 1 回の学生相談を実施している。しかし、相談希望学生の増加により、予約が取りにくい状況となってきたおり、2020（令和 2）年度から週 2 回の開設を計画している。

短期大学生は、1 年次夏期休暇期間からインターンシップ等で就職活動をスタートするが、入学後、半年で就業意識を向上させることは困難である。しかし、学生が望む企業等の紹介や希望に応じた就職支援をきめ細やかに進める必要があると認識している。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

本学では、就職活動の際のエントリーシートや面接選考時の自己 PR に活用すること及び社会に出て活躍できる人材育成の観点から、知識を活用して問題を解決する力と人と自分にベストな状態をもたらそうとする力が把握できる PROG テスト（ジェネリックスキルテスト）を導入・実施している。その結果、非常に優れている強みの要素とやや不足気味で弱みの要素を分析し、得意な要素はさらに伸ばし、不足気味の要素は育成向上させるよう支援をしている。さらに、就職支援会社と連携し、学生の適正職種の選出と就職活動状況の把握ができるようにしている。

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

本学の教育の質保証の推進に向けた課題については、各委員会及び教授会等で「AP、CP、DP に基づくアセスメントの概要」及び「授業科目及び教育課程における学修成果の評価の方針（アセスメント・ポリシー）」に添って、学習成果の点検を行い、また、組織的な取り組みとして、同窓会の協力を得て行った卒業生アンケート、授業評価アンケート、CAP 制の点検、GPA の活用等について検証し改善を行った。

「社会人基礎力」については、全ての授業の中で獲得できるよう全学科で取り組んでいる。精神的問題を抱える学生が増えてきていることに対しては、専門カウンセラーによるカウンセリングを月 2 回程度実施している。しかし、今後の学生状況により、より一層の強化が求められる。また、教職員による「学生サポート」のための勉強会も継続して行い、全教職員の意識啓発活動を充実させている。本学主催の学内合同企業説明会の開催や卒業生との懇談等、今後も継続実施することとしている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

学習成果の獲得充実に向けて、各学科では ICT 教育の推進を考えている。「社会人基礎力推進委員会」では、本学独自の「智・徳・体・感・行」に基づく「学びの泉」教育システムの構築を目指して、その中で自学自習システムの構築を計画している。今後、双方向型の ICT 教育を進める中で、学生が使用する情報環境の整備が必要となっている。また、ICT を活用した教育については、各学科の特徴を活かした内容を検討し、自主学習ツールの構築などを目指している。

IR 室による学習成果の獲得状況の分析結果について各学科で検証し、課題を明確にし、教育改善に向けた PDCA サイクルを回転させる取り組みを具体的に進める。

「三つの方針」による教育活動に対しては、「AP、CP、DP に基づくアセスメントの概要」に基づいて、IR を活用して「授業評価アンケート」「就職状況」「就職先アンケート」「卒業生アンケート」「成績評価」「学修態度評価」等のデータ分析を行って、改善点を明確にし、取り組みを進めていく。

メンタルケア対応のスクールカウンセラーによる学生相談室は、現在、週 1 回の開設である。予約が取りにくい状況となっているため、2020（令和 2）年度から週 2 回の開設とするように計画し、学生生活支援のために改善を図ることとしている。

就職活動が意欲的でない学生に対しては、大手就職情報会社と提携し、学生の行動・能力、性格等のデータから適正業種選出のヒントを得ることや Web エントリー状況から就職活動状況を把握して、未活動が確認できた学生には個別に企業紹介等きめ細やかな支援を行っていくこととする。また、一般企業へ就職を希望する学生向けに、少しでも業界や仕事に対する理解を深めさせることを目的に生活デザイン総合学科のインターンシップでは事前指導や実習報告発表会の拡充、食物栄養学科では就職ガイダンス等の開催を 6 回から 9 回に増やす等、より一層就職活動が意欲的になるよう改善した。さらに、幼児教育学科では、就職支援関連の講座を選択科目から必須科目に変更する等、全員に指導が徹底する取り組みをスタートさせた。当面の改善としては、主体性を持って行動を起こすようにすること、学生の素直さや良いところを自分自身で就職先に PR する方法を、「特別演習」や「キャリアデザイン」等の科目の中で個別面接指導や集団面接指導を充実させ体得させることである。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

<根拠資料>

備付資料

- 73 FD・SD 研修会案内、研修会資料、出席者名簿
- 96 専任教員の研究活動状況表（平成 27 年度～令和元年度）[様式 21]
- 97 専任教員「履歴書」（令和 2 年 5 月 1 日現在）
- 98 専任教員「教育研究業績書」（平成 27 年度～令和元年度）
- 99 非常勤教員一覧表[様式 20]
- 100 教員個人の事業報告
- 101 教員個人の事業計画
- 102 - ①愛知学泉大学・愛知学泉短期大学広報（平成 29 年度）No.87
- 102 - ②愛知学泉大学・愛知学泉短期大学広報（平成 29 年度）No.88
- 102 - ③愛知学泉大学・愛知学泉短期大学広報（平成 30 年度）No.89
- 102 - ④愛知学泉大学・愛知学泉短期大学広報（平成 30 年度）No.90
- 102 - ⑤愛知学泉大学・愛知学泉短期大学広報（令和元年度）No.91
- 102 - ⑥愛知学泉大学・愛知学泉短期大学広報（令和元年度）No.92
- 103 教員定数表（令和 2 年 5 月 1 日現在）
- 104 2019 年度栄養士養成施設が実施する社会貢献活動への助成
- 105 外部研究資金獲得状況一覧表（平成 29 年度～令和元年度）[様式 22]
- 106 - ①愛知学泉大学・短期大学紀要（平成 29 年度）
- 106 - ②愛知学泉大学・短期大学紀要（平成 30 年度）
- 106 - ③愛知学泉大学・短期大学紀要（令和元年度）
- 107 教職員マスター（令和 2 年 5 月 1 日）
- 108 愛知学泉短期大学学内 GP 要項
- 109 大規模地震対応消防計画
- 110 緊急連絡網
- 111 SD 研修会案内、研修会資料、出席者名簿（平成 30 年度）
- 134 FD 委員会議事録（平成 29 年度～令和元年度）

備付資料 - 規程集

- 6 学校法人安城学園勤務規程 4 - 1
- 7 学校法人安城学園安全衛生管理規程 4 - 5
- 8 学校法人安城学園管理規程 5 - 1
- 9 学校法人安城学園文書取扱規程 5 - 2
- 10 学校法人安城学園公印取扱規程 5 - 3
- 11 学校法人安城学園経理規程 5 - 4
- 12 学校法人安城学園予算編成規程 5 - 5

- 13 学校法人安城学園予算執行規程 5 - 6
- 14 学校法人安城学園固定資産管理規程 5 - 7
- 15 学校法人安城学園施設等管理規程 5 - 8
- 16 個人情報保護と活用に関する規程 5 - 11
- 37 愛知学泉短期大学 FD 委員会規程 1 - 19
- 47 愛知学泉短期大学教育研究業績評価委員会規程 2 - 8
- 48 愛知学泉短期大学教育職員資格審査委員会規程 2 - 9
- 49 愛知学泉短期大学の教育職員の資格基準に関する細則 2 - 10
- 50 愛知学泉短期大学の教育目標を実現する上で必要な教員評価の実施に関する規程
2 - 11
- 51 勤務規程（大学・短期大学） 2 - 20
- 52 教員海外研修要綱 4 - 6
- 53 『愛知学泉大学紀要』投稿・執筆要項 4 - 7
- 54 『愛知学泉大学紀要』投稿および編集に関する細則 4 - 8
- 57 愛知学泉短期大学研究倫理規程 4 - 11
- 58 愛知学泉大学潜在能力開発研究所規程 4 - 12
- 60 消防計画 7 - 5
- 61 学校法人安城学園安全衛生管理規程 7 - 6
- 62 個人情報保護と活用に関する規程 7 - 7
- 63 愛知学泉大学と北京第二外国語学院との学術文化交流に関する協定書 9 - 1
- 64 愛知学泉大学とカピラノ大学間の交流に関する覚書 9 - 2
- 65 学校法人安城学園愛知学泉短期大学と鳥山大学との交流協力に関する覚書 9 - 4
- 66 学校法人安城学園愛知学泉短期大学と鳥山大学との学術・文化交流に関する協定
9 - 5
- 67 学校法人安城学園愛知学泉大学と慈済学校財団法人慈済技術学院との学術・文化交
流に関する協定書 9 - 12

[区分 基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足しており、それを公表している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を遵守している。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置して

いる。

(7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<区分 基準Ⅲ-A-1の現状>

教授、准教授及び講師の職位（職名）に係る教員組織は、短期大学及び学科の教育目標とカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）に基づいて編成している。

2019（令和元）年5月1日現在の専任教員数（29人）は、3学科ともに教授の数を含め短期大学設置基準（教授10人、全体27人）を充足している。生活デザイン総合学科では学科の教育課程の特性に配慮して基準を上回る教員を配置している。また、各学科には、助手・研究補助員を配置して教育効果の充実を図っている。下段の表に示すように、教員の年齢は20歳代後半から60歳代（65歳定年）にわたっており、平均年齢は55.8歳である。

教員の年齢分布

教員数 (人)	年齢ごとの専任教員数（講師以上）(才)							助手2人 の平均年 齢(才)	備考
	66以上	60～65	50～59	40～49	30～39	29以下	平均 年齢		
29	2	10	11	3	2	1	55.8	50	

令和元年5月1日現在

専任教員は、履歴書及び教育研究業績書の提出、並びに学位、免許・資格等はこれらの写しの提出を求めて事実を確認している。教員の職位（職名）は、教育実績を含む前経歴、研究業績、制作物あるいは作品等を確認して、本学の「教育職員の資格基準に関する細則」（備付-規程集 49）及び「愛知学泉短期大学教育研究業績評価委員会規程」（備付-規程集 47）の定める基準に基づいて決定している。教育実績、研究業績、校務活動、制作物発表等の教員個人に係る業績は、年度ごとに追記報告を求めている。必要に応じて、これら個人の情報や業績等は公表している。専任教員は、半期で平均7コマを担当することを就業規則で規定している。これを原則に、各学科のカリキュラム・ポリシーに基づいて、教養科目や専門科目を専任教員が中心的に担当している。また、「指導教授制」を各学科で採用して、専任教員は学生への指導・助言が日常的に対応できるよう配置している。

非常勤講師については、食物栄養学科では主に医療事務資格に係る科目を中心に17人を採用している。幼児教育学科は個人指導を主とする科目（「音楽表現」、「造形」等）が多く、これらの科目を中心に35人の非常勤講師を採用している。生活デザイン総合学科の教育課程は、ベーシック・フィールド（教養科目群）の他、7フィールドにわたる専門分野で編成されており、157科目を開講している。そのため、特殊な専門科目（「スイーツ実習」、「インテリアデザイン」、「ファッションドローイング」、「ネイルアートⅠ・Ⅱ」、「エアロビクス」、「3D・CG演習」等）の担当を中心に58人の非常勤講師を採用している。非常勤講師の採用についても、専任教員の採用と同様に学位、免許・資格、研究業績、その他の経歴等の提出を求め、教務部委員会とカリキュラム委員会で確認している。このよ

うに、非常勤講師の採用に当たっては短期大学の設置基準の規定を遵守している。

一部の科目については、学科間での兼担及び併設大学の専任教員が兼任している。補助教員は配置していないが、各学科には教育課程編成・実施の方針に基づいて、助手・研究補助員を配置して教育効果や学生指導の充実に努めている。

教員の昇任は、「愛知学泉短期大学教育研究業績評価委員会規程」及び本学の「教育職員の資格基準に関する細則」に基づいて、「大学・短期大学教育職員資格審査委員会」を1月から年度末に数回開催して選考している。すなわち、委員会では、専任教員の在任期間の基準に従って（備付-規程集 48）、助教から講師へ、講師から准教授へ、准教授から教授へ昇任する候補者を確認している。各候補者については、それぞれの学歴・職歴の他、基準に示す在任期間での建学の精神に基づいた教育活動・研究活動・社会活動の実績（備付-規程集 47、備付-98）、社会性・社会力、人格等を総合的に勘案して決定している。その後、候補者との面談を行い、特に上記基準に係る本人の本学教育・研究に対する認識や帰属意識、実践能力等、とりわけ本学園の教育方針である「建学の精神を核とする教育」、「社会人基礎力を核とする教育」、「pisa 型学力を核とする教育」の推進を基本に、基礎学力と専門知識・技術と「社会人基礎力」の3つを統合的に身に付けることができる「智・徳・体・感・行」に基づいた自学・共学システムの開発と実践について積極的に推進する姿勢や能力について慎重に確認している。その後、候補者は理事会審議で承認を得た後、昇任が発令されている。

教員の採用（充足）は、欠員が生じた場合に、適宜、公募によって行っている。その手順は、大学・短期大学人事委員会（理事長、大学学長、大学副学長、短期大学学長、法人事務局長、大学事務局長及び短期大学事務局次長）において、大学と短期大学の当該年度の教員の退職並びに次年度の採用計画を一元的に決定している。この採用計画に基づいて、「就業規則」（備付 - 規程集 6、51）、「愛知学泉短期大学教育研究業績評価委員会規程」（備付 - 規程集 47）及び本学の「教育職員の資格基準に関する細則」（備付 - 規程集 49）に従って、「大学・短期大学教育職員資格審査委員会」（備付 - 規程集 48）で選考している。そして、候補者は理事会の議を経て決定し発令されている。

【区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。】

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員個々人の研究活動の状況を公開している。
- (3) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (4) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (5) 専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。
- (6) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (7) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (8) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (9) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。

(10) FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。

① 教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。

(11) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

専任教員の教育と研究活動に関しては、学長は専門性に加え「智・徳・体・感・行」に基づいた3つの挑戦（不得意への挑戦・上達への挑戦・未知への挑戦）プログラムから構成される自学・共学システムの開発と教育方法に関する研究活動に取り組むよう方針を示している。また、地域に根ざす本学は、各学科の特性を踏まえて学科単位やグループ単位の取り組みとして、地域連携や地域活性化に資する PBL 活動についても推奨しており、各専任教員はこれらの方針を踏まえて教育と研究活動に携わっている。本学は栄養士や保育士養成の教育・研究施設である他、種々の資格・検定に係る専門教育を行っており、各専任教員はそれぞれの科目担当者として適格性を有している（備付 - 96）。また、次表に示す研究実績のように、教員は本学の方針を受けて、専門の研究活動だけでなく地域との連携を念頭に多くが専門性を活かした社会的活動に従事している点が特徴である。現状では、各教員は学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて、教育活動と専門性の研鑽及び多忙な日常の中で地域連携の PBL に係る研究活動に努め、さらに分掌の活動、学生指導等の校務活動に従事している。

2019（令和元）年度 専任教員の研究実績

学科名	氏名	職名	研究業績					国際的 活動の有無	社会的 活動の有無(地域 連携)	備考
			著作数	論文数	学会等 発表数	展覧会 演奏会等	その他			
生活デザイン総合学科	青山 晴美	教授						無	無	
	江良 友子	講師			1			無	有	
	小山田 尚弘	教授						無	有	
	神谷 良夫	准教授					2	無	有	
	河合 詠子	講師						無	有	
	木村 典子	教授		1	1		1	無	有	
	後藤 恵子	准教授					1	無	無	
	菅瀬 君子	教授						無	無	
	千賀 敬之	准教授					2	無	有	
	長谷川 えり子	教授			1		8	無	有	
	山本 豊	教授				3		無	有	
食物栄養学科	安藤 正人	学長・教授						無	無	
	熊崎 稔子	講師		2				無	有	
	鈴木 幸男	准教授						無	無	

食物栄養学科	服部 哲也	講師		1				無	無	
	早瀬 須美子	准教授						無	無	
	山本 淳子	教授		1	3			無	有	
	横田 正	教授						無	有	
幼児教育学科	石川 博章	教授	1			1	2	無	有	
	井手 裕子	准教授						無	有	
	伊藤 照美	講師			2		2	無	有	
	伊藤 智式	准教授					3	無	有	
	岡田 真智子	准教授						無	有	
	児玉 珠美	教授			1		2	無	有	
	谷村 和秀	講師	5	1				無	無	
	津島 忍	教授						無	無	
	秦 真人	教授	1	1			2	無	有	
	服部 壮一郎	講師						無	有	
本多 峰和	講師	1	1	3			無	有		

教員は、年度ごとに個人の事業報告と次年度の事業計画案を提出し、予算編成や決算書作成に供しており、運営委員会や管理運営者会議等で資料として閲覧できるようにしている（備付 - 100、101）。この中で研究活動の状況についても、教育活動、社会的活動と併せて報告している。また、教員個々の研究業績や社会的活動は、教員調書の様式に従って毎年12月に追記しており、さらに一部は毎年発行（10月）の大学広報に目録として掲載・公開して研究活動の活性化を促している（備付 - 102 - ①③⑤）。岡崎大学懇話会（4大学3短期大学で構成）を構成する本学の教員は、同懇話会ホームページ上の大学研究者データベースに名簿と業績等の概要を掲載しており、毎年最新の内容に更新して一般公開している。このように、専任教員は個々の研究活動の状況を公開している。

食物栄養学科の教員は、（一社）全国栄養士養成施設協会から継続して助成金を得て、学生と協働で食育並びに地域連携のPBL活動を実施している（備付 - 104）。生活デザイン総合学科の一部のゼミでは、地元企業と連携して、教育・研究活動を推進してPBL活動を実施し、地域活性化に貢献している。2019（令和元）年度は、幼児教育学科の一部の教員は、継続して個人の科学研究費補助金を確保し、研究を発展させている（備付 - 105）。

本学の研究活動については、規程を整備して、以下の手順で行っている。すなわち、研究活動は「愛知学泉短期大学研究倫理規程」を遵守することを基本として、年度当初に個人の事業計画の中で研究計画を立て、それに基づく研究活動を行っており、研究倫理は定期的に確認している（備付 - 規程集 57）。教員の研究に係る研究経費は、「個人研究費」の名目で、年度ごとに30万円である。これは教員の担当する授業の教材費、研究のための図書購入費、資料印刷費、研究のための学会費や出張費、研究備品購入費等に充てられている。予算執行については「学校法人安城学園予算執行規程」が定められ、適正かつ円滑な執行が行われている（備付 - 規程集 13）。機器備品の購入については、個人研究費の範囲内で可能な場合には購入伺書類の提出後、各教員が購入している。また、高額機器等の購入については、別途

学科の事業計画案に沿って予算要求し、学園研究経費予算枠内で承認を得なければならない。研究費枠内の図書費についても同様に確保されており、図書館との連携による購入が図られている。また、貸与するパソコン及び周辺機器については、大学が購入し専任のSEの管理の下に、日常の整備並びに安全性と情報の管理が適正に行われている。

本学は、教員の研究テーマが人あるいは動物を使用する場合には、研究テーマに対する研究方法と管理が適正に行われるかを事前に確認するため、必要に応じて併設大学家政学部と共同で「人と動物に関する実験倫理委員会」を開催して審査を行い、安全な研究の遂行、人のプライバシーや個人情報の管理と倫理の確保に努めている。事務局次長は、教授会の中で、随時、研究活動に伴う個人研究費や外部資金の使途について、不正の例示を挙げて適正化の啓蒙に努めている。

研究の成果については、本学と併設大学家政学部が共同で年2回刊行する「愛知学泉大学紀要」(備付-106-①、106-②、106-③)への投稿を始め、各学会誌等への投稿や学会発表活動によって行われており、研究成果を発表する機会を確保している。「愛知学泉大学紀要」は、愛知学泉大学潜在能力開発研究所規程(備付-規程集58)に基づく『愛知学泉大学紀要』投稿及び編集に関する細則(備付-規程集54)により潜在能力開発研究所の委員と共同して、編集・発刊に当たっている。教員の投稿は「愛知学泉大学紀要執筆要項」に基づいて行われている(備付-規程集53)。

専任教員には研修や研究のための個人研究室が整備されており、設置基準を充たしている。その他、複数教員や学科全体での教育・研究活動のため共同利用の研究室や実験室、会議・ゼミ室等が整備されている。本学は、教育目標達成に向けた研究活動を奨励するため、毎年、学長裁量経費による「学内GP」の公募を行って、応募者の中から数件程度に助成金を交付している(備付-108)。また、教員の教育目標に対する活動の活性化を目的に、「愛知学泉短期大学の教育目標を実現する上で必要な教員評価の実施に関する規程」を整備して(備付-規程集50)、教育実践に努力する教育を公表し、一方で努力を促すことに役立てる等、全学的な教育の活性化策を講じている。

教員の研究の機会については、個人研究費と共に、週1日の研修日を確保して、土曜日と併せて最大2日間の研究活動日を確保している。また、授業を休業する夏季長期休業期間中では、研究資料収集や研修会出席等のための国内・国外出張は、事前に予定を学長に提出し許可を得てから行われている。

教員の海外研修(1年以内あるいは3ヶ月程度)については、「教員海外研修要綱」によって取り扱い、学長は本人からの申し出によって推薦書を作成し、理事会の議を経て海外研修者を決定している(備付-規程集52)。国際会議出席等に関する規程は定めていないが、従来からの慣例として、学長は予め教員から海外出張の願いを提出させ、教育業務や校務活動に支障が無い場合に限り許可することとしている。また、本学は、カナダのカピラノ大学、中国の北京第二外国語学院、韓国の烏山大学、台湾の慈済科技大学との間でそれぞれ学生と教員の相互交流協定を締結している(備付-規程集63、64、65、66、67)。これら4大学への教員の海外派遣や短期留学については、毎年度、国際交流委員会が協定に基づいて該当者を選考し、校費でそれぞれ派遣している。

FD委員会は、「愛知学泉短期大学FD委員会規程」の下に、年間をとおして教育改善のための全学的・組織的活動を主導している(備付-規程集37)。すなわち、FD委員会は月例

で開催し、その活動は規程第2条の2項で示すように、①教員の教育研究能力向上のための教育技術の開発・向上、授業計画の立案、学習に関する教育方法の研究及び教育評価方法の習得のための活動 ②教育課程の開発・向上のための授業計画の立案、学習と教育に関する理論及び教育評価方法習得のための活動 ③教育目標を達成するための教員組織、単位制、クラス編成、学修支援のための活動 ④IR 委員会との共同による教育改善・教育能力向上の研究 ⑤教員間での教育能力向上及び教育改善に関する認識の共有 ⑥教員の教育能力向上、教育改善のための調査並びに検証及び学修成果の把握等の実施の統括とその分析を踏まえた教育等の開発、改善及び向上 ⑦教員評価の結果改善が必要と指摘された教員に対する支援 ⑧ティーチング・ポートフォリオに関する研究及び研修 ⑨学生による授業評価を含む教育評価に関する点検・評価活動 ⑩その他、教育目標を実現するために必要な教員の教育力を向上させるための研修及び教育に関する研究活動である。例えば、①の教員の授業改善に向けては、毎年、前期・後期末に各教員の担当全科目について、学生による「授業評価アンケート」を実施し、その結果を取りまとめ改善の方策に活用し、教授法に関わる改善の指摘事項は教授会で報告する他、必要な場合には学長あるいは教務部長が教員個別に改善の指導を行っている。各科目のアンケート結果は担当教員に返却して確認させ、教員自らが授業改善の観点から講評書を作成している。さらには、各学科ごとに検証し、講評書は全体を取りまとめ、学生・教職員が自由に閲覧できるよう教務課と図書館で常設すると同時にホームページにて公開している。⑤の専任教員相互による「授業公開」は、評価する教員3人がルーブリック形式による評価作業を授業内で実施し、この結果を確認集計して特に改善を要する場合には該当する教員へ評価内容を示し、授業改善を促している。⑧のティーチング・ポートフォリオに関しても2月に研修会を開催し、教育に対する理念・信念、教育に関わる意識・行動の変化を振り返り、今後の授業内容の改善、向上に繋げている。⑩に関して、本学園ではFD（SD含む）活動の一環として毎年6月の第3土曜日に「安城学園報告討論会」を開催している。ここでは、教育の質の保証や向上に向けて教育を取り巻く喫緊の課題等をテーマに理事長の基調講演の後、各設置校の教育実践報告を受け、互いに議論を深め、改善策を探る機会としている（基準I-C 内部質保証の特記事項 参照）。さらに、毎年、前期と後期で、年2回のFD（SD含む）研修会として、外部講師や内部の担当者による講演会を開催し、教育改革・改善に資する話題の提供を受けている。2019（令和元）年度は、1月にシラバス研修会、2月にティーチング・ポートフォリオ研修会、授業評価アンケート検討会を実施し、教員はこれらのFD活動をとおして各自の授業・教育方法の改善に役立っている（備付-73、134）。

専任教員は「指導教授制」の下、担当する学生の指導・助言を授業や生活全般にわたって日常的に行うこととしており、定例で開催する学科運営会議の中でこれらの状況を互いに報告して教員と助手・研究補助員による情報の共有を図っている。すなわち、学科内では、学生の単位取得（履修）の状況、進路（就職活動）の状況、資格や免許の取得状況の他、学生からの種々の要望（精神面を含めた健康管理の状況、人的・設備等の教育環境等の改善）について意見交換を行っている。一方、学科を越える課題の対応では、学科内の各委員が取りまとめ、教授会の下で組織される各種委員会（教務部委員会、学生部委員会、就職指導委員会、図書委員会、まちづくり委員会、国際交流委員会、潜在能力開発研究所委員会）等で意見集約して、運営委員会や教授会で審議あるいは報告を受けて全教職員が学習成果の向上に

関わる体制として機能している。また、各学科は問題の発生予防と早期発見に努め、問題発生の場合は直ちに学科長及び関係校務分掌委員と連携して対応している。このように、専任の教員と職員は、学生の学習成果獲得の向上と学内外における生活の満足度が向上するように、学内の関係部署と連携して指導に努めている。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) 防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。
- (7) SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 事務職員（専門的職員等を含む）は、SD 活動を通じて職務を充実させ、教育研究活動等の支援を図っている。
- (8) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (9) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>

学校法人安城学園の事務組織は「学校法人安城学園管理規程」に定め、本部、豊田キャンパス（大学事務）、岡崎キャンパス（大学・短期大学事務）、高校事務局、幼稚園事務局を設置し必要な職員を配置している。それぞれの事務分掌についても明確に定めている。

短期大学は家政学部と同一キャンパス内にあることから、家政学部事務と協同体制で業務を行っている。実際には事務局に総務課 6 人（庶務 会計 管理）、教務課 5 人（教務 情報）、学生課 4 人（学生支援 学生相談 学生会担当 保健室）、就職課 4 人（就職支援 キャリアサポート）、入試広報室 6 人（学生募集 広報 入試）、図書館 4 人を配置し事務分掌に基づき業務管理を適切に行っている。

岡崎キャンパス事務局には短期大学事務長を置き、個々の事務処理が円滑に進むように配慮している。岡崎キャンパス事務局全体の統括は大学事務局長が短期大学事務局次長も兼ねて行っている。事務局長・事務長は大学・短期大学管理運営者会議の構成員であり運営委員でもある。運営委員会では、管理運営面での情報を提供し教学と事務が協働できる体制を構築している。また、法人全体の問題に関しては学園事務会議に出席し、理事会・評議員会・法人の重要な決定事項等の伝達を受け、管理運営上の課題について共通理解の下に職員が働けるように指示伝達ができる体制となっている。

教育改革や教育行政改革により、特に大学職員としての専門性が求められていることについて、職員も認識しており、専門知識・技能の修得に努めている。また、本人の資質を見ながら育成にも努めている。すなわち、幅広い事務分野で業務が遂行できるように若い一般職員は原則 3 年程度で異動を行い、専門の知識とスキルを獲得できるよう工夫している。また、

各課を取りまとめる役付き職員は5年を目途に異動を行って、より高度な専門性を付けるように努めている。

事務職員の昇任・異動に関する規程は定めていない。昇任人事においては慣例的にできるだけ多くの職員の意見を聞き、職員の専門的職能も含め日常業務評価を集め、勤務評価を事務長・事務局長が報告書として理事長に報告し、人事委員会で協議し決定している。

各設置校の事務運営は「学校法人安城学園管理規程」に基づき行っている（備付 - 規程集 8）。事務業務に必要な規程は「学校法人安城学園文書取扱規程」「学校法人安城学園公印取扱規程」「学校法人安城学園経理規程」「学校法人安城学園予算編成規程」「学校法人安城学園予算執行規程」「学校法人安城学園固定資産管理規程」「学校法人安城学園施設等管理規程」等を整備し、それに基づき事務を適切に行っている（備付 - 規程集 9、10、11、12、13、14、15）。

事項決裁規程はないが、決裁までの流れは次のように定めている。各部署担当者が起案した書類は担当リーダー、事務長、事務局長を経て学長の決裁に至る。理事長の決裁が必要な場合は、法人事務局長を経由して理事長決裁を行っている。

経理決裁については、「学校法人安城学園予算執行規程」に基づいて（備付 - 規程集 13）、理事長及び法人事務局長が定期的に決裁日を設けて行っている。また、一定額の範囲であれば学長・事務局長の決裁も認められている。学長決裁が必要な勤務に関する願、出張願及び休講願等については、事務長・事務局長を経由して行っている。必要な場合は各学科長や部長・委員長を経由して教育上の問題が発生しないように決裁を行っている。

学籍簿等の重要書類は「学校法人安城学園文書取扱規程」に従って、定められた期間、定められた場所に保管している。保存期間を経過した書類は、断裁、焼却の方法で廃棄して個人情報漏洩防止に努めている（備付 - 規程集 9）。

学内外の変化に対応し業務上必要な新たな規程の作成については、「大学・短期大学管理運営者会議」で検討して理事会において決定している。諸規程の改廃が決まった場合は、法人事務局から規程の差し替え手続きが行われ、常に新しい規程による運営が行われている。

本学園では、教職員一人に1台のパソコンが貸与され、それが学内 LAN システムにより各設置校が共通して利用できるようになっている。また、印刷・コピーが頻繁に必要である総務課、教務課、学生課、就職課、入試広報室、図書館には電話の他に FAX や複写機が整備されており、特に印刷作業の多い総務課と教務課には輪転機を配置している。

これらの機器は、教職員が共同して利用できるようにもなっている。また、学生からの申し出があれば学生も利用できるようにしている。機器については、総務課が管理し、常に正常な状態で使用できるように努めている。

本学園には、消防法第8条第1項に基づき、「消防計画」を作成し（備付 - 規程集 60）、設備等の点検、建築物等の自主点検検査、教育訓練、自衛消防組織等を規定し、自衛消防隊を組織している。

2009（平成 21）年度から「大規模地震対応消防計画」を策定し（備付 - 109）、東海地震・東南海地震に対する震災対策計画を定めた。これは地震災害の予防措置、地震発生時の対応等を規定している。本学の消防・防災を期するために独自に「愛知学泉大学消防・防災計画」を作成し、その対策等について詳細に規定している。これらの規程には責任者が示されていることはもちろんであるが、緊急連絡網も毎年作成し（備付 - 110）、全教職員に周知徹底し

緊急の危機対応ができるようにしている。

避難訓練は、5月に全学教職員・学生によって組織的に行っており、総括は運営委員会や教授会で行い問題点を見直している。また、毎年、10月には消火器・消火栓を使用した実地消火訓練を行っているが、2019（令和元）年度は、台風のため予定を変更し実施した。寮生には、別に避難訓練を実施している。さらに、学生に対しては、災害発生時の心構え、避難方法、災害後の連絡方法等を Campus Life2019（学生便覧）に記載し、オリエンテーション時に説明と啓蒙活動を行っている。

学内の情報管理システムやセキュリティ等については、事務局長が専任のSEに指示を与えて、管理等を行っている。情報システム全体については、情報教育委員会で協議をして管理運営を行っている。教職員各自には、個人情報の管理を含めて、教授会等で学長または事務局長から注意を喚起して、慎重な扱いと厳重な保管が促されている。学生には、情報教育委員会・学生部委員会から情報管理の徹底を指導している。

また、個人情報保護に関しては、個人情報の取り扱いに関する基本事項を定め、学園及び各機関の業務の適正かつ円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護することを目的として「学校法人安城学園個人情報の保護と活用に関する規程」を策定し（備付 - 規程集 16、62）、所属長等及び職員に個人情報の適正な取り扱い、正確性及び安全性の確保を始め、個人情報の取り扱い、個人情報ファイルの保有等、個人情報の開示・訂正等について詳細に規定している。

その他、学校法人安城学園における安全衛生の管理活動を充実し、労働災害の防止、職員の安全と健康を確保するために「学校法人安城学園安全衛生管理規程」及び「学校法人安城学園安全衛生委員会」を設け安全衛生に関する状況把握を行っている（備付 - 規程集 7、61）。

本学のSD活動は学園全体で行う「学園報告討論会」、設置校で行う「職員研修会」、「幹部研修会」等として実施している（備付 - 111）。「愛知県私大事務研修会」、私立短期大学協会や文部科学省が行う研修会等、積極的に参加している。大学の現状や課題、業務に関して必要があると認められたときは、職員からの申し出による学外研修も行っている。各部署の業務遂行に必要な知識・技術の獲得のための研修が主になっている。

事務局各課では、年度当初の事業計画に基づき、その目標を達成するために業務を推進している。年度末には事業報告で計画に対して達成できた点、未達成の点等を確認し、常にPDCAサイクルの視点を持ち業務改善を行っている。また、定例の事務局会議を開催し、業務の確認、課題、調整等について話し合いを行い、日常業務の改善に努めている。担当部署だけではなく、全体で事務を推進するために、担当部署以外との連携・協力体制を取り業務改善に努めている。

事務業務の増大、複雑化に伴い、事務業務の見直しを進めている。事務業務の主要な部分を専任職員で行い、補助的業務は非常勤職員や派遣職員で対応し業務分担の見直し等を行っている。また、毎年、各課において業務点検を行い、問題であった点は次年度の事業計画や事務分担を変更し改善を図っている。

本学は、開学以来、建学の理念に「庶民性」と「先見性」を掲げ人材養成を行ってきた。この目的達成のためには、教員だけでなく職員一人ひとりが「建学の精神」を深く理解し、学習成果を向上させることが求められることと、強く意識して業務に努めている。すなわち、大学運営と教育は教員だけでなく、職員との協同により質の高い大学教育が推進できると考

え、学習効果を向上させるために、各学科に教育支援の職員（研究補助員）を配置し強力なバックアップ体制を整備している。食物栄養学科に3人（助手1人、研究補助員2人）、幼児教育学科に3人（研究補助員2人、非常勤職員1人）、生活デザイン総合学科に7人（助手1人・研究補助員3人、非常勤職員3人）。

本学の事務体制は、事務局に総務課（庶務、会計、管理）、教務課（教務、情報）、学生課（学生支援、学生相談、学生会担当、保健室）、就職課（就職支援、キャリアサポート）、入試広報室（学生募集、広報、入試）、図書館に分かれ職掌に応じて学習・研究支援を行っている。

各種委員会（教務部委員会、学生部委員会、就職指導委員会、入試委員会、図書委員会、その他）には各課の職員が構成員として出席し意見を述べている。職員からの意見も積極的に採り入れ教育研究支援及び学生生活支援等協力体制ができ、円滑に進んでいる。

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

教職員の就業については、就業規則に明確に定め（備付 - 規程集 6、51）、それぞれが自覚の下、勤務に励んでいる。教員の勤務については教育職員勤務時間等内規に従い勤務を行っている。また、任期制教職員、非常勤職員についても就業規則を定めている。

本学では、規程の他に、教授会や事務会議等の場を利用し、法令等の遵守はもとより、各自が自発的に高い規範意識を持って業務・研究するよう自覚を促してきており、人事管理は適切に行っている。

規程集は事務局に備え付けてあり、要望に応じて閲覧できる。さらに、学内のネットワーク上に載せ、教職員各自が常に規程を確認し業務が行えるようにしている。新任者に対しては就業に関する研修を行っている。また、諸規程に関しガイダンスを行い周知している。規程にない管理運営上の問題については、その都度、大学・短期大学管理運営者会議で検討・協議し、結果を教授会・事務会議等で周知し適切な業務が行えるようにしている。

教職員の就業に必要な諸規程は整備し、その規程に基づき勤務を行っている。また、勤務時間に関しては事務職員の就業時間は1年間の変形労働時間制をとり、労働時間の管理を行っている。行事等で時間外に勤務した場合は振替休日取得で対応している。教員は教育職員勤務時間等内規に従って勤務を行い管理ができている。

その他の就業に関しても就業規則に基づき適切に行っている。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

教職員の就業や勤務管理は勤務規程に基づき行っている。サービスの質を向上させ、職員の労働時間管理を行うために、変形労働時間制を導入し対応しているが突発的な業務もあり、

勤務内容や体制の見直し等を進め適切な勤務管理ができるよう取り組んでいる。

＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項＞

特記事項なし

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

＜根拠資料＞

提出資料

- 1 Campus Life2019（学生便覧）P146～P152

備付資料

- 112 図書館平面図

備付-規程集

- 11 学校法人安城学園経理規程 5 - 4
- 14 学校法人安城学園固定資産管理規程 5 - 7
- 15 学校法人安城学園施設等管理規程 5 - 8
- 32 愛知学泉大学・愛知学泉短期大学図書館委員会規程 1 - 14
- 59 備品管理規程 7 - 4

[区分 基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。

＜区分 基準Ⅲ-B-1の現状＞

本学は、2007（平成 19）年度に安城市、岡崎市に分散していたキャンパスを岡崎キャンパスに統合した。統合により、施設設備の集中化を図り、図書館機能、学生のアメニティの充実等を図ってきた。また、共存する家政学部とも施設を共有し、相互のメリットを高めてきた。教育機器や実験機材等も共同使用ができるようになっている。

施設については、教務部委員会、学生部委員会、学生会等各委員会からの意見を大学・短期大学管理運営者会議でまとめ、理事会で計画を検討し、整備を行っている。使用については各委員会からの計画を担当の管理者がまとめ、調整し十分に活用できるようにしている。

短期大学設置基準第 30 条並びに大学設置基準第 31 条による現行の収容定員に基づく基準校地面積は、校地が 6,400 m²である。愛知学泉大学家政学部と共用する校地は 54,280 m²の面積を有し、基準面積に対して十分な余裕を持っている。

愛知学泉大学家政学部と共用する校地の 54,280 m²の面積の内、運動場用地は 30,221 m²、体育館敷地面積は 1,729 m²で適切な面積を有している。

テニスコート 5 面、レクリエーション広場があり、体育の授業での使用以外にサークル活動の場所としても利用している。

岡崎キャンパスの校舎面積は、約 19,000 m²を有し短期大学設置基準面積（6,350 m²）を大きく上回っている。2019（令和元）年度には、旧 3 号館を廃し、6 号館を新築して、アート工房、ラーニングcommons、ワークショップルーム等の教育環境を整備した。

建物は 1 号館～6 号館、音楽棟、セミナー棟からなり、一般講義室の他、情報教室、実験・実習室、音楽ホール、ピアノ指導室及び練習室、体育館等を有し十分な教育研究環境が整備されている。5 号館と 6 号館については、エレベーター 2 基の内 1 基は車椅子使用者及び視覚障害者対応であり、1 階に車椅子使用者が利用できる多用途便所を設置している。また、建物に入る動線から建物内においても段差の少ない構造となっている。音楽棟についても、エレベーターが車椅子使用者及び視覚障害者対応であり、2 階に車椅子使用者が利用できる多用途トイレを設置している。その他の建物についても、段差のある出入口はスロープが用意してあり、必要に応じて対応できるようになっている。

教育課程に応じて行われる授業に合わせた教室は用意されており、主要な講義室にはプロジェクター、DVD 等の視聴覚設備を設置し教育効果の向上に努めている。実験・実習室等は基礎分野から専門分野まで学習できるよう配置しており、必要な備品も設置している（提出 - 1 - P146～152）。

図書館は、短期大学 3 学科と大学家政学部の共用図書館で、閲覧座席数は、2 階 81 席、3 階 141 席で、合計 222 席を有しており、収容定員の 10%を確保することとしている。本学の収容定員数は、短期大学 640 人、大学家政学部 760 人の合計 1,400 人であるので座席数の基準は満たしている。学生 1 人当たりサービス・スペースは 1.33 m²あり、私立大学平均の 0.49 m²を超えることから適切な広さといえる（備付 - 112）。

2013（平成 25）年 9 月には、利用の活性化を図るために改革を行った。ラーニングcommonsの考え方を取り入れ、2 階はオープンゾーン（授業やグループで話し合いながら学習ができる）とし、3 階はプライベートゾーン（静寂な環境の中で個人の学習や読書に集

中できる) とグループ学習用のスタディールームとした。また、カバンやノート、パソコン等の持ち込みもできるようにした。設置パソコンもインターネットだけの利用から、文章作成ソフト等も利用できるようにし、図書館情報(新刊、イベント等)の発信も新たに開始した。尚、2018(平成30)年4月には、ラーニングコモンズの環境をさらに拡充し、2階・3階にプロジェクターとプロジェクター用パソコン、スクリーンを新たに整備し、Wi-Fi環境も整えた。

図書館蔵書数一覧(短期大学・大学家政学部合計)

2020(令和2)年3月31日現在

種別	和書(冊)	洋書(冊)	合計(冊)
専門図書	107,161	7,290	114,451
一般図書	25,837	949	26,786
AV資料	2,434	1,074	3,508
合計	135,432	9,313	144,745

現在の蔵書数は、144,745冊(短期大学、大学家政学部合計)で、開架における資料は約108,000冊で、所蔵資料の7割以上が開架で閲覧できる。特に、基本参考図書や関連図書は学生が利用しやすいように開架中心となっている。また、所蔵する雑誌は、和の学術雑誌147種、洋の学術雑誌57種である。

購入図書の選定については、図書館運営委員会規程によって選出された図書館運営委員と図書館司書によって構成する図書館運営委員会がその任にあたる(備付-規程集32)。選定は、概ね次の基準に従って行われる。①専任教員のカリキュラムに対応する資料②参考文献や白書等継続図書③学生のリクエスト④教職員からの希望図書である。高額な資料については、図書館運営委員会で検討する。図書館資料購入にあたって、短期大学と大学家政学部との区別はあるが、利用上は短期大学、大学家政学部の区別なく利用者にはすべての資料が利用可能である。廃棄システムについては、図書館運営委員会が廃棄基準に従ってその任にあたり、所定の手続きを経て対処している。

開館時間は、平日は8時40分から18時までである。第1・3土曜日についても、9時から14時まで開館している。長期休暇中については、学校閉鎖期間等を除いて9時から17時まで開館し学生利用に努めている。

【区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品(消耗品、貯蔵品等)を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。

(6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

校地校舎及び施設の維持管理については、事務局総務課と法人本部事務局が協力して行っている。施設設備の保守点検については、契約業者が行っているものもある。

建物・構築物の大規模改修工事等については、中長期計画を基に毎会計年度に予算措置を講じて実施している。

教育研究備品等は、関係の教員と大学事務局、さらに法人本部事務局が協議・調整しながら年度事業計画を立案し、改修、買い替え等適切な維持管理を行っている。

学校法人安城学園規程集第 5 章管理において、「学校法人安城学園経理規程」、「学校法人安城学園固定資産管理規程」、「学校法人安城学園施設等管理規程」及び「備品管理規程」を整備している（備付 - 規程集 11、14、15、59）。

「学校法人安城学園施設等管理規程」に基づき、教育及び研究並びに業務が秩序ある環境の基に円滑に行われるように施設設備の維持・管理に取り組んでいる（備付 - 規程集 15）。

「備品管理規程」に基づき、備品を常に良好な状態で管理し、その目的に応じて最も効率的に使用できるよう努めている。物品（消耗品）等についても備品管理規程内で分類し定められており、適切に維持管理が行われている。

消防計画を整備し、災害・防火管理を徹底し災害による人的・物的被害を防ぐことを目的に規程を整備している。

火災予防に努めるため、法令基準に定める自主点検及び検査を定期的に行っている。また、毎年消防訓練として全教職員・学生を対象とした避難訓練を 5 月に 1 回、消火訓練を 10 月に 1 回実施し、日頃から防災に関する知識を持つよう努めている。

コンピュータウィルスの感染を防止するために、学内設置の全てのコンピュータには、アンチウイルスソフトをインストールし、セキュリティパッチは常に最新のものが適用されるように設定している。また、ファイアーウォールを構成し、外部からの不正なアクセスを防止している。

節電については、教室等の照明は授業時に使用点灯し、授業終了後には消灯するよう努めている。空調についても冷房使用は 27℃以上、暖房は 22℃以下設定で利用することを徹底している。また、空調機器基盤を事務局に設け、適切な温度設定が行われている。

2012（平成 24）年度には、1・2 号館全室の空調機器改修を行った。ECO 仕様機器を導入し、節電と地球環境へ配慮した運用ができるようになった。今後、他の建物についても計画的に ECO 仕様機器導入を検討していくこととしている。

節水について、節水コマを設置することで省資源効果が得られている。ゴミ処理は、環境問題の最も身近な問題と考えて分別することを行い、環境教育の一環と考え取り組んでいる。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

2018（平成30）年度に耐震対策事業の一環として、大学及び短期大学の施設となる新校舎（6号館）を岡崎学舎に建設し、これに伴い、耐震性に問題のあった旧3号館を撤去している。このことにより、2019（平成31）年3月31日現在における大学・短期大学が保有す

る学校施設で学生・教職員等が日常的に使用する建物の耐震対策率は100%となった。学校施設の維持管理については、建設年度の古い建物である体育館、1号館、そして、2号館に対する屋上防水シートの張り替え、塗装、バリアフリー化等の実施に向け計画立案中である。

教育研究備品等については、教育現場の要望を聞きながら時代に合った新しい備品に買い替えると同時に年次計画を立て徐々に更新する必要があると考えている。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

特記事項なし

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

備付資料

113 コンピュータ教室等の配置図

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的サービス、専門的な支援、施設、ハードウェアの向上・充実を図っている。すなわち、学内 LAN を整備し、教育遂行上必要な情報の伝達と管理を行っている。また、クリッカーの導入を行い、双方向の授業が行えるようにした。さらに、学生が予習・復習に使えるよう Syllabus をネット上に載

せ、参考図書の紹介も行っている。情報科目、ファッションや調理、実験・実習等の科目においてはハード面の充実はもちろん、専門知識のある助手・研究補助員を配置し、学生が必要とする機器を円滑に使用できるよう対応している。

情報リテラシーについては、全学生がコンピュータ科目を受講できるカリキュラムを編成し、情報活用能力を育成するように図っている。教職員については、情報技術向上のために、SEによる個別指導や情報活用に関する相談ができるよう支援している。また、外部の研修会にも参加できるよう支援している。

本学は、各学科の教育課程編成と実施に基づき、必要な設備を整備してきた。不足する物品や新たな整備が必要な機器は、学科運営会議や各委員会の要望を聞き取り、毎年度の事業計画に基づき新規の整備や補充を行っている。

情報機器はハードウェア、ソフトウェアを含め情報教育委員会で検討し、5年周期で機器の更新を行い、教育効果が上がるようにしている。高額な機器・設備については法人を含め学園全体で中期的計画を検討し整備をしている。

技術的資源の分配については、教員の要求する使用時間を十分確保できるようにカリキュラム編成時に調整している。

学内に情報処理資格者である専任職員を配置し、コンピュータ設備の管理及び整備を行っている。また、問題発生時には速やかな対応処理を図っている。

学内のほぼすべての教室・研究室には1Gbpsの有線LANを整備し、無線LANについては、35の教室に整備している（備付 - 113）。

教育に必要な情報教育機器・教育ソフトウェアについては、情報教育委員会がコンピュータ関連の整備や活用方法等について検討・点検し効果的な授業展開ができるように支援している。新しい情報技術については、SEが教職員個々の相談に応じ、活用技術向上に努めている。

各学科や授業担当の要請により、コンピュータ教室の整備、利用方法や利用技術の検討をしている。また、SEによって情報機器の利用技術の支援や利用上のトラブル対処の要請に即時に対応している。

教員は、各分野の特性に合わせて新しい情報技術を活用して授業を展開しており、既にICTを取り入れた授業等が一部で実施されている。

コンピュータ教室は、情報教室・ラーニングコモンズ・ワークショップルーム等9室を有しており、施設としては十分である。また、そのうち2教室は常時学生に開放し、必要な時間に使うことができ、予習・復習に役立っている。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

全学的な教育機器の利用と活用については、情報教育委員会と各学科運営会議が中心となって進めて、学習成果を上げている。教育機器を活用した教育も進んできている。そのため、情報教室やラーニングコモンズ・ワークショップルーム等の使用頻度は上がっている。

今後は、双方向型の授業が活発になってくることを踏まえて、普通教室でも情報機器やタブレットが自由に使えるように整備していく必要があると同時に、授業で情報教育がより有効に使えるように教員の研修が必要である。

その他、ファッションや食物関連の教育効果が上がるソフトウェアも多数あるので、情報機器の開発に合わせて計画的に整備していく必要がある。

＜テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項＞

特記事項なし

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

＜根拠資料＞

提出資料

- 13 活動区分資金収支計算書（学校法人全体）[書式 1]
- 14 事業活動収支計算書の概要[書式 2]
- 15 貸借対照表の概要（学校法人全体）[書式 3]
- 16 財務状況調べ[書式 4]
- 17 資金収支計算書・資金収支内訳表（平成 29 年度～令和元年度）
- 18 活動区分資金収支計算書（平成 29 年度～令和元年度）
- 19 事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表（平成 29 年度～令和元年度）
- 20 貸借対照表（平成 29 年度～令和元年度）
- 21 財務計画
- 22 2019 年度事業報告書
- 23 令和 2 年度事業計画書
- 24 資金収支予算書

備付資料

- 114 第二期経営改善計画
- 115 財産目録（平成 29 年度～令和元年度）
- 116 計算書類（平成 29 年度～令和元年度）

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の 20%程度を超えている。

- ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
- ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
 - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

<区分 基準Ⅲ-D-1の現状>

短期大学の資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。短期大学は、過去3年間にわたり学生数の減少を主たる要因として資金収入及び事業活動収入の減少が進行したものの、収支は収入超過を維持しており、法人全体の収支に寄与している。このことにより、短期大学の入学定員充足率、収容定員充足率は妥当な水準である。一方、法人全体の資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり支出超過の状況が続いており、収支が均衡していない状況である。これは、本法人が設置する学校の学生数の減少に伴う資金収入及び事業活動収入の減少が進行する中で、人件費の抑制方策が進展せず、支出の縮減が実現していないことが主たる要因である。

「計算書類等の概要（過去3年間）」のとおり、法人全体の活動区分資金収支計算書の教育活動資金収支差額は、過去3年間にわたり支出超過となっている（提出-13[書式1]）。貸借対照表において、財務的な安定度を示す「純資産構成比率」は2019（令和元）年度85.4%である。2018（平成30）年度において86.0%、2017（平成29）年度88.3%で、これは、2019（令和元）年度版『今日の私学財政』における大学法人（医歯系法人を除く）の平均値87.8%と同水準であるので短期大学の存続を可能とする財政を維持しているといえる（参考：2018（平成30）年度87.8%、2017（平成29）年度87.8%）（提出-15[書式3]）。

退職給与引当金は、毎年度適正な引当金を計上している。2019（令和元）年度末の当該引当金13.9億円に対する退職給与引当特定資産は5.0億円で、積立率は36.4%である。2019（令和元）年度末の減価償却引当特定資産は24億円である。これは減価償却額累計額の22%に相当する。2019（令和元）年度末の借入金等返済引当特定資産は、債務負担行為を伴う借入金について、支払利息を含む返済額全額を引き当てている（提出-20）。

資産の管理・運用については、「学校法人安城学園資金運用規程」、「学校法人安城学園資

金運用委員会規程」を整備している。資産の管理・運用は銀行預金が中心であり、満期がなくリスクの高い投資信託等は「資金運用規程」上も保有対象としていない。

短期大学の教育研究経費は過去3年間にわたり経常収入の15%～16%で推移しており、経常収入の20%程度を下回る状況となっている。また、教育研究用の施設設備及び図書等の学習資源についての資金配分は適切に行っている。独立監査人の監査意見に基づき近年は学校法人全体の保護者からの金銭の収受にかかる網羅性の精度向上に努めている。2019（令和元）年度現在、寄付金の募集及び学校債の発行は行っていない。

学校法人及び短期大学は、計画期間を2017（平成29）年度から2021（令和3）年度までの5年間とする「第二期経営改善計画」に基づき、毎年度の事業計画と予算を関係部門の意向を集約して編成し、3月に開催する理事会において決定している（備付-114）。

法人は、決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に配布することにより指示している。年度予算の経費は事業活動収入額の20%の額を上限に編成し、執行にあたっては、予算を超過せぬようにしている。日常的な出納業務は「経理規程」にのっとり、円滑に実施している。出納結果は、各部門の経理責任者をとおして法人部門に月次にて書面報告が行われている。法人部門の経理責任者は、書面報告の内容を承認した後、理事長に報告している。資産は資産管理台帳に記録し管理している。教育研究機器備品をはじめとする有形固定資産は「固定資産管理規程」に基づき年1回棚卸しを実施し、現物と台帳との間に不整合が生じることがないように行っている。資金（有価証券を含む）は、「資金運用規程」に基づき、管理と運用を行っている。そして、学校法人会計基準に基づく会計処理により、資金出納簿に記録している。日常的な出納業務及び資産と資金の管理と運用に関する記録は月次試算表を毎月作成し、法人部門の経理責任者を経て理事長へ報告している。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

[注意]

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

法人全体の日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標は、2017（平成 29）年度は「B0」であり、2018（平成 30）年度及び 2019（令和元）年度は「B3」である。一方、短期大学の経常収支差額は、2017（平成 29）年度は「A2」であり、2018（平成 30）年度及び 2019（令和元）年度は「A3」である。

過去 3 年間にわたり黒字幅が 10%以上であるので「A2」（正常状態）を維持している。従って、2017（平成 29）年度から 2021（令和 3）年度が計画期間である第二期経営改善計画においても、短期大学は現状の入学定員充足率、収容定員充足率を維持することを計画している。そして、今後も現状の入学定員充足率、収容定員充足率を維持していく上で、学科単位の入学定員を見直し、2018（平成 30）年度から実施している。以上のように、短期大学は、これまでも自学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行い、短期大学全体及び学科ごとに適切な定員管理を行い、あわせて経費（人件費・施設設備費）の適正規模を実現することにより収入超過型の収支構造を維持してきた。今後の短期大学を取り巻く環境の変化に対しても同様に対応していくこととしている。

第二期経営改善計画は、教育目標とそれを支える安定的な財政基盤の確立を骨子としている。具体的には、第二期経営改善計画（7）財務改革（7-1）学校規模 において、愛知学泉大学 760 名、短期大学 640 名、安城学園高等学校 1500 名、岡崎城西高等学校 1500 名、3 つの幼稚園合わせて 800 名の学園全体合計 5200 名を当面の学校規模としている。この数値目標を達成することによって今後の厳しい経営環境の下で教育を展開するに足る財政基盤を構築し得るのである。この経営改善計画の進捗状況、目標達成度の点検は理事会が実施している（備付 - 114）。

また、理事長は、毎年度 6 月中旬に行われる法人全体の報告討論会の場において、専任教職員全員に向けて、法人及び短期大学の経営情報の解説を行っている。このように、学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有はできていると判断している。

第二期経営改善計画の概要

○教育に関する目標：できるだけ早期に、『智・徳・体・感・行』（以下、「学びの泉」という）に基づいた自学・共学システムの基礎を構築する。

①ICT 環境の計画的・組織的な整備によって「学びの泉」教育システムにおける自

学・共学プログラム実質化の推進を図る。

②教育目標達成のための教学マネジメント体制の確立を図る。

③教育における内部質保証の強化を図る。

④高大連携【3+2 教育】の強化を図る。

⑤社会貢献・地域貢献の推進を図る。

○管理運営に関する目標：できるだけ早期に、改正私立学校法等の法令及び新寄付行為に基づいた管理運営体制の基盤を構築する。

①新寄付行為の周知徹底を図る。

②行動指針の周知徹底を図る。

③ガバナンスコードの継続した点検作業の推進。

④自己点検・自己評価の実質化を図る。

⑤教職協働の推進を図る。

⑥人材育成の推進を図る。

⑦働き方改革の推進を図る。

○財務に関する目標：できるだけ早期に、本法人の持続可能性を担保しうる財政の基盤を確立する。

①設置する学校規模については、大学 760 名、短大 640 名、2 高等学校各 1500 名、3 幼稚園 800 名 計 5200 名を当面の規模とし、継続的な定員充足を図る。

②人件費予算、特に一時金予算については社会的に妥当な水準に基づいた予算へ移行する。また、定員充足状況を加味して、水準を決定する。

③各設置校は、受益者負担の考え方に基づいて、独立採算制を基本とする。

④賃金と労働時間については、同一労働同一賃金という考え方に基づいて、社会的に妥当な水準へ移行する。

以 上

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

第二期経営改善計画に基づく事業の執行により、法人全体の収支構造の収入超過型を実現し、経常収支差額の黒字幅 10%以上を達成する。すなわち、日本私立学校振興・共済事業団による定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分「A2」を維持していくことが重要である。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

学校法人安城学園は 2010（平成 22）年度に学園全体の中期経営改善計画である財政健全化スキームを策定した。計画期間は 2011（平成 23）年度から 2015（平成 27）年度までの 5 年間であった。現在は第二期経営改善計画を策定し、このスキームの早期実現に向けて諸活動に取り組んでいる。計画期間は、2017（平成 29）年度から 2021（令和 3）年度までの期間である。

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

非常勤講師の採用抑制への対応及び人件費適正化の改善は、今なお、対応途中である。一方、教職協働により一層の連携強化のため全教職員対象に FD・SD 研修会を開催し、共通理解の上、業務の効率化に努めている。SD 活動についても継続して取り組むこととしている。

新しい施設や設備については、要望を聞きながら検討を進め、2018（平成 30）年度に実施した耐震対策事業に伴い耐震性に問題のあった建物（旧 3 号館）を撤去し、これに代わる 6 号館を新築した。なお、2019（平成 31）年 3 月 31 日現在の学園全体の学校施設において学生・生徒・園児・教職員等が日常的に使用する建物の耐震化率は 100%である。

施設については 2017（平成 29）年に教育研究活性化設備整備補助金、2019（令和元）年には 6 号館建築時に普通教室の無線 LAN 敷設を行い、現在学内全体での Wi-Fi 敷設率は 35.0%となっている。設備については、大型電子黒板やタブレットを導入し、授業での活用方法を模索している。2018（平成 30）年度より教育機関向けクラウドサービスである G Suite for Education の ID を新入生に配布し、教員 - 学生間のコミュニケーションや LMS 等について一部の授業で活用を始めている。

計画期間 2011（平成 23）年度から 2015（平成 27）年度までの 5 年間における学生・生徒・園児数の募集状況、学園全体の教職員数は以下のとおりであり、目標数を達成していない。従って、本学独自の教育を展開するに足る財政基盤の構築には至らなかった。

過去 5 年間の学生・生徒・園児の募集状況

計画年度	学生・生徒・園児数（目標）	教職員数（目標）
2011（平成 23）	5,674（6,200）	367（340）
2012（平成 24）	5,768（6,200）	359（340）
2013（平成 25）	5,728（6,200）	355（340）
2014（平成 26）	5,670（6,200）	361（340）
2015（平成 27）	5,567（6,200）	356（340）

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

2019（令和元）年度からは、勤務管理の効率化を図るため、勤怠管理システムを学園全体で導入し、出退勤等の時間を管理している。

調理実習室の調理台が古い教室については、2018 年（平成 30）年度に調理台を新規入れ替え、教室のリニューアルを行った。建設年度の古い建物である体育館、1 号館、そして、2 号館に対する屋上防水シートの張り替え、塗装、バリアフリー化等の実施に向けては計画中である。

2019（平成 31）年 1 月の未来投資会議における構造改革徹底推進会合「初等中等教育における情報教育等の推進」並びに文部科学省による「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策（最終まとめ）」にもあるように、Society5.0 に向けた学校教育（及び社会）を

推進することができる人材の育成が今の大学に求められている。学び方そのものを大きく変える教育イノベーションである「EdTech」や、社会的問題を学習活動により解決策を検討する横断的学習活動「STEAM教育」は、本学が掲げる「教育のイノベーション」や「pisa型学力」との親和性が高い。これまで培った理念を踏襲し、アクティブラーニングや反転学習等、能動的な学習活動へと拡張していくためには、これまでの授業内、学内を中心としていた学習活動を自宅並びに社会へとシームレスに広げることが必要不可欠となる。BYODの受け入れ体制を含め、新しい潮流への対応を踏まえた学内ICT環境の再構築の検討を進めるとともに、教職員におけるICT技術の活用を人的・資金的に支援・推進する体制の整備を急ぐこととしている。

第二期経営改善計画の目標は質的目標と量的目標からなる。質的目標は「できるだけ早期（5年以内）に「智・徳・体・感・行」に基づいた自学・共学システムの基礎を構築する」である。これにあたり、大学から幼稚園まで共通の一貫した教育方針に基づいた教育プログラム、Syllabus、教材を開発し実践していくものとする。ここでの教育プログラムは自学・共学システムを構成する5つのプログラム（智性を鍛えるプログラム、徳性を鍛えるプログラム、身体を鍛えるプログラム、感性を鍛えるプログラム、行動を鍛えるプログラム）のことをいう。

量的目標は、できるだけ早期（5年以内）に持続可能性の基盤の仕組みを構築することである。これにあたっての学生・生徒・園児の募集目標は大学760名、短期大学640名、高等学校3,000名、幼稚園800名の合計5,200名である。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】
【テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ】

＜根拠資料＞

提出資料

- 25 学校法人安城学園寄附行為 1 - 5

備付資料

- 114 第二期経営改善計画
 117 理事長の履歴書
 118 学校法人実態調査表（平成 29 年度～令和元年度）
 119 理事会議事録（平成 29 年度～令和元年度）

備付資料-規程集

- 13 学校法人安城学園予算執行規程 5 - 6
 ※ 諸規程集

【区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
- ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
- ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
- ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

＜区分 基準Ⅳ-A-1 の現状＞

理事長は、建学の精神、教育の理念、教育目的・目標を理解し、7つの教育機関を設置する学校法人安城学園の管理運営及び教学部門を含む経営面の全般にわたり、リーダーシップを適切に発揮している。教学部門については、寄附行為第16条に明記されているように、学園長として建学の精神を継承し、学園全体の教学部門を統括している（提出 - 25、備付 - 規程集 1）。

理事長は「学校法人安城学園寄附行為」に基づいて、理事会を開催し適切に運営している。理事会の構成員である理事は「私立学校法」及び「学校法人安城学園寄附行為」に基づいて選任されている。また、理事長は月例で開催する常任理事会、学園事務会議及び大学・短期大学合同管理運営者会議を主宰して、議長として学園全体の運営・経営方針を提示し議論をリードしている。さらに、設置校の長からの校務報告を受け、適宜、学園の方針に基づく指示を下している。

監事は「私立学校法」及び「学校法人安城学園寄附行為」に基づき学校法人の業務及び財産の状況に対する監査を行っている（提出 - 25、備付 - 規程集 1）。評議員会についても「私立学校法」及び「学校法人安城学園寄附行為」の規定に基づき組織され、運営している。

学校法人安城学園及び短期大学は、毎年度の事業計画と予算計画を関係部門の意向を集約し立案している。3月の理事会で決定される事業計画と予算は学長及び事務長から関係部署に周知している。予算の執行は「学校法人安城学園予算執行規程」に基づき適正に行われている（備付 - 規程集 13）。また、計算書類、財産目録等の財務情報は学校法人の経営状況及び財政状況を適正に表示している。財務情報は学園公報や大学広報への掲載やホームページ上に公表し社会に対する説明責任を果たすとともに、理事長をはじめとする理事は教職員と危機意識を共有している。これらのことからガバナンスは適切に機能している。

理事会等の学校法人の管理運営体制は確立している。理事長をはじめ理事会は創立者の建学の理念「庶民性」と「先見性」を基本理念とし、人は「誰でも無限の可能性を持っている。一人ひとりの未知の可能性である潜在能力をその可能性の限界まで引き出していく」という創立者の教育信条に基づいて学問を地域に還元することに努めている。

また、建学の理念「庶民性」と「先見性」の具現化に努め、時代の変化に柔軟に対応すべく、社会人として活躍できる人材の育成に取り組むとともに、「智・徳・体・感・行」に基づいた学修システムと自学・共学システムを開発し、「建学の精神」と「社会人基礎力」及び「pisa型学力」を核にした教育を推進している。

創立者の教育信条及び建学の精神は、108年の歴史のなかで、今日なお、脈々と受け継がれ、学園の教育を一層活性化させている（提出 - 25、備付 - 規程集 1）。

理事長は、「この法人を代表し、その業務を総理する」として、常に法人の目的である『建学の理念』と『建学の精神』及び『真心・努力・奉仕・感謝』の四大精神の実践をとおして、創立者が目指した『経済的・政治的・文化的に自立できる社会人を育成することによって、地域と国際社会に貢献する』を達成すべく、本法人の設置する学校法人安城学園法人本部、愛知学泉大学、愛知学泉短期大学、安城学園高等学校、岡崎城西高等学校、愛

知学泉短期大学附属幼稚園、愛知学泉大学附属幼稚園、愛知学泉大学附属桜井幼稚園を統括している。理事長は理事会を招集し、議長となり、理事会での審議・決定・承認すべき重要事項について、各設置校の長と連携を図りつつ、法人本部（理事長室、事務局）を指揮し、企画立案・総合調整等を行っている。設置校に関わる重要事項は常任理事会に必ず付議し、慎重かつ徹底した審議を行い、必要に応じ設置校の長に適切に指示を下している。また、短期大学の認証評価にあたっては、理事会は管理運営と教学部門全般にわたって指導と助言を行って責務を果たしている。常任理事会において、設置する学校の長から各校の運営状況（事業計画の進捗状況、予算執行状況、校務報告等）の報告を受け、適宜必要に応じた指示を下している。さらには各設置校を恒常的に訪問し、学長・校長・園長、事務局長・事務長、その他の管理運営者及び教職員と面談するとともに、各校の重要会議、行事等にも出席し現場の教職員と交流を持ち、各設置校の状況把握を積極的に行っている。

月例で開催する学園事務会議と大学・短期大学管理運営者会議には自ら議長を務め、学園の課題解決、各方針の策定を積極的に行っている。学校法人における 10 万円を超える事業に関する経理決裁を行い、内容に関して適切な指導がなされている。

理事長は、各設置校の募集目標数の設定、教員数の適正化、安城学園の高・大（短）教育連携の推進等、“定員充足への取り組み・募集政策の立案”等をとおして、学校教育の再構築・イノベーションに適切なリーダーシップを発揮している。中長期計画として 2017（平成 29）年より、「第二期経営改善計画」を策定し（備付 - 114）、5 ヶ年計画で、学生数と専任教職員数のバランスを図るべく学生募集（定員充足）及び人件費問題（社会的に妥当性のある賃金水準）に取り組んでいる。

現実の諸問題に冷静かつ的確に対応し、今後の人口動態を見越した少子高齢化社会における持続可能な私学経営のあり方を構想し、建学の理念「庶民性」と「先見性」に先立って強力なリーダーシップを発揮している。

学校法人安城学園の業務又は財産の状況については、監事による監査を受け、理事会において議決し、評議員会に決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を報告し、評議員にその意見を求めている。

寄附行為第 25 条に「この法人に理事会をおき、法人の業務を決定し、理事の職務の執行を監督する。」と定めており、適正に実施されている。

3 月の理事会においては、事業計画・予算に関する審議を、11 月の理事会においては、事業計画実施状況の中間報告・補正予算に関する審議、次年度の予算編成方針の策定について、さらに、5 月の理事会においては、事業報告・決算について審議している。

その他については、寄附行為第 25 条に「この法人の業務に関する重要事項以外の事項については、常任理事会にその審議及び決定を委任することができる。」と定めており、常任理事会を原則毎月 1 回開催している。

議事録については寄附行為第 28 条に定められているとおり、開催場所、日時及び議決事項を記録し、法人事務局に備え置いている。尚、常任理事会の開催状況は学外の理事及び監事に、その都度、常任理事会審議内容の概要及び資料等を送付し報告している。寄附行為第 25 条の定めのとおり「理事会は随時理事長が招集」し、「理事会に議長をおき、理事長をもって充て」行っている。理事会にかかわる諸手続きは、法人事務局長が遺漏なく適正かつ適切に遂行している。

法令及び寄附行為第 17 条に定めているように、理事は「学園長、大学学長・短期大学学長・高等学校校長・幼稚園長、評議員、学識経験者」の中から適切に選任されている。理事の選任は寄附行為及び法令に基づき行われている。

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの課題>

理事は法人役員として、法人全体をマネジメントしている。歴代理事長が言うところの「安城学園は、『運命共同体』である」旨を肝に銘じ、学校法人安城学園の管理運営にあたり、設置校の得失にこだわらず、法人の経営全体の責任を果たすことができるように努めている。法人経営に権限と責任があることを自覚して、業務に当たらなければならない。

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

理事長は、7 つの設置校を統括する学園長であり、愛知学泉大学学長を兼任している。法人及び大学の各管理運営機関並びに各設置校間のコミュニケーションとリーダーシップの下、学園全体の意思決定を行っている。

毎月開催の大学・短期大学管理運営者会議では、大学・短期大学の現状と課題を把握し、大学運営が円滑に実施できるようにリーダーシップを発揮している。

毎年、学園報告討論会を開催し、理事長が基調講演を行う。学園を取り巻く課題、学園の現状、本学の使命と取り組み等を分かりやすくまとめ報告している。

この様に理事長のリーダーシップにより、学園の使命・目的の達成に向けて法人の戦略的意思決定ができる体制を整備し推進している。

また、地域貢献活動では、理事長のリーダーシップと広い人脈を活用し地域の連携活動の推進を行っている。

[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]

<根拠資料>

備付資料

- 120 学長の履歴書
- 121 学長の教育研究業績書（平成 27 年度～令和元年度）
- 122 大学・短期大学運営委員会議事録
- 123 大学・短期大学連絡会議議事録
- 124 教授会議事録（平成 29 年度～令和元年度）
- 125 教務部委員会議事録
- 126 学生部委員会議事録
- 127 就職指導委員会議事録
- 128 国際交流委員会議事録
- 129 図書館委員会議事録
- 130 研究所委員会議事録
- 131 まちづくり委員会議事録
- 132 カリキュラム委員会議事録

- 133 入試委員会議事録
- 134 FD 委員会議事録
- 135 社会人基礎力委員会議事録
- 136 自己点検評価委員会議事録
- 137 3 ポリシー策定委員会議事録
- 138 食物栄養学科運営委員会議事録
- 139 幼児教育学科運営委員会議事録
- 140 生活デザイン総合学科運営委員会議事録
- 141 2019（令和元）年度教授会開催状況

備付資料-規程集

- 19 愛知学泉大学・愛知学泉短期大学管理運営者会議規程 1 - 1
- 21 愛知学泉短期大学運営委員会規程 1 - 3
- 22 愛知学泉短期大学教授会規程 1 - 4
- 23 愛知学泉短期大学の「学長が定める教授会の意見を聴くことが必要な学校教育法上の教育研究に関する事項」に関する規程 1 - 5
- 45 愛知学泉短大学学長適任者選考に関する規程 2 - 5
- ※ 各種委員会規程

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定し

ている。

- ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
- ⑤ 教授会の議事録を整備している。
- ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
- ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準IV-B-1の現状>

学長は、「愛知学泉短期大学学長適任者選考に関する規程」第2条の選考基準に示すように、「学園の建学の理念・建学の精神に基づいた教育を強力に推進し、教育モデル『智・徳・体・感・行』を核にした教育を推進する強力な意思と能力を有し、教育と経営に対する優れた見識を持ち、本学の発展のためにリーダーシップを発揮する者」として、人格・学識・大学運営の見識等の要件を満たして選出されている（備付-規程集 45）。

学長は、教学の管理に関して、教授会等の運営並びに校務を司り、所属する教職員を統括する最高責任者である。「学長適任者選考規程」にあるように、「建学の精神」を核とする教育をはじめ、本学の教育方針に基づく教育・研究を推進して本学の向上・充実に努めている。学長は本法人の理事でもあり、本学を代表して理事会で意思の疎通を図っている。また、学長は正規の講義科目の授業を担当しており、学生の目線を踏まえた教学上の課題の解決や管理体制の改革・改善に努めている。すなわち、関係法令や設置基準を踏まえた学則や規則の遵守、授業時間数の確保、カリキュラム編成、組織編成上の有機的な人事配置等のあり方、学生募集、進路開拓や地域貢献に係る調整活動等、先頭に立って策を講じ、学内外の関係者の了解を取り付けている。一方、本学は併設の家政学部とキャンパスを共用していることから、大学教授会とも密接に連携を取るよう努めている。また、学長は、理事長、大学学長、大学副学長、学部長、事務局次長や事務長で構成する「大学・短期大学管理運営者会議」に出席して、併設大学の家政学部と現代マネジメント学部との協働や種々の調整を行っている（備付-規程集 19）。短期大学運営委員会は、愛知学泉大学と合同で定例教授会に先立ち「運営委員会」を開催している（備付-規程集 21）。これを受けて、次週に開催される家政学部との「連絡会議」及び短期大学教授会での審議は順調に経過している。学長は、学生に対する懲戒（退学・停学等）の手続きを学則第55条で定めて、適切に運用している。このように、学長は本学の運営全般にわたり、リーダーシップを発揮している。

学則第58条並びに「愛知学泉大学教授会規程」（備付 - 規程集 22）及び「愛知学泉短期大学の『学長が定める教授会の意見を聴くことが必要な学校教育法上の教育研究に関する事項』に関する規程」（備付 - 規程集 23）により、学長は教授会議事録を整備して（備付 - 124）、教育課程の修了、卒業・学位の授与、その他の教育・研究に関する重要事項については、教授会の意見を聴取した上で決定している。また、入学試験の合否判定会議は臨時に招集して行い、厳格・厳正な合否の審議を貫いている。学長は、月例で本学教授会を主宰し、「三つの方針」に示す本学の教育目的・目標及び学習成果に対する認識を構成員が共有するよう努めている。議案の内容によっては学長がその場で決裁を行い、円滑に業務が遂行できるように努めている。併せて、学長は本学の運営を円滑に遂行する観点から規程に基づいて教授会

の下に教育上の各分掌に委員会を置き（備付 - 規程集 24、27、28、29、30、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41、42、43、備付 - 125～140 議事録）、様々な事項の諮問を行い、その上で教授会に諮っている。このように、学生及び教職員の円滑な教育・研究活動並びに管理運営のため、教授会を適切に運営している（備付 - 141）。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの課題>

愛知学泉短期大学「本学学長適任者選考に関する規程」第2条で示す選考基準に関して、学園の建学の理念・建学の精神に基づいた教育を一層強力に推進すること、教育モデル「智・徳・体・感・行」の下に、とりわけ「建学の精神」と「社会人基礎力」及び「pisa型学力」を核にした教育を一層強力に推進すること、教育と経営に関して学内外の情勢を的確に把握し、本学教職員並びに本学の発展に向けて有為な見識を発揮すること等が学長に課せられた責務であると認識している。また、本学を取り巻く社会的な教育環境は厳しく、かつ教育の内部質保証の推進が求められる中、これらを踏まえて着実な本学教育の実践で、教職員の先頭に立って努力することが必要と考えている。さらに、学長は業務の効率化や働き方改革についても、改善に努めることが課題であると認識している。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの特記事項>

短期大学の置かれている環境は厳しい。本学では、学長のリーダーシップの下、時代の変遷やニーズに合わせて、学科の教育内容の点検や定員の適正化等を進め定員充足に努めている。

また、懸案であった幼児教育学科の男女共学については、本学の教員、事務職員、ステークホルダーから、賛否の様々な意見が出された。学長のリーダーシップと調整力を発揮し、理事長とともに意見集約し丁寧な説明に心掛け、理解を取り付け課題であった男女共学化を実現した。

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

<根拠資料>

備付資料

- 68 2019（令和元）年度教学監査議事録
- 142 監事の監査報告書（平成29年度～令和元年度）
- 143 評議員会議事録（平成29年度～令和元年度）

[区分 基準IV-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

＜区分 基準Ⅳ-C-1 の現状＞

本学の監事は、「私立学校法」及び「学校法人安城学園寄附行為」に基づき 2 人が就任している。監事は非常勤監事として年 4 回（5 月、8 月、11 月、3 月）開催する理事会と年 6 回開催する評議員会に出席し、学園の事業計画に基づいた事業の履行状況を点検するとともに、毎月行われる常任理事会の会議資料に基づき、学校法人の業務又は財産の状況について定期点検を行っている。財産の状況の監査のうち、決算に関する監査は、例年 5 月に法人部門の決算業務担当者との対面による監査を実施している（備付 - 142）。また、9 月には教学監査を行い、研究費、教職員研修、教学コンプライアンス、進路状況、学生意識満足度調査と活用等について審査し報告書を作成している（備付 - 68）。

さらに、監事は、理事会及び評議員会において、学校法人安城学園の業務又は財産の状況について意見を述べている。5 月に行われる理事会及び評議員会において、監事は毎会計年度の監査報告書をもって学校法人の業務又は財産の状況について報告している（備付 - 143）。また、監事と監査法人及び学校法人職員による連絡会を毎年 5 月に実施している。

[区分 基準Ⅳ-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

＜区分 基準Ⅳ-C-2 の現状＞

本学の理事定数は相対数（10 人以上 17 人以内）により定められており、理事現員数は 2019（令和元）年 5 月現在で 12 人である。一方、同年月現在の評議員現員数は 26 人であり、評議員現員は理事現員の 2 倍を超えている。従って、評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって組織している（備付 - 143）。

また、評議員会は、私立学校法第 41 条及び第 42 条、そして、「学校法人安城学園 寄附行為」第 4 章の規定にのっとり適正に運営している。

[区分 基準Ⅳ-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法の規定に基づき、財務情報を公開している。

＜区分 基準Ⅳ-C-3 の現状＞

短期大学が公表すべき教育情報は、学校教育法施行規則に基づき、ホームページ上に公表している。また、同様の教育情報は私学事業団の大学ポータルサイトに掲載し、定期的に掲載内容を更新している。一方、法人の財務情報は、私立学校法の規定に基づき、ホームページに公表している。さらに、本学は従来から法人の財務情報を教職員・学生・保護者

をはじめとするステークホルダーに対して広報媒体にて公開している。具体的には、教職員に対しては、「学園公報」により財務情報を公開している。また、学生・保護者に対しては、「大学広報」で財務情報を公開しており、何れの場合においても説明責任を果たしている。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>

監事は寄附行為に基づき、学校法人の業務・財務の状況について監査を行い、5月には財産の状況について監査をした上で公認会計士との意見交換を行っている。また、私立学校法に従い監査報告書を作成し、理事会、評議員会で報告をしている。

評議員会は理事定数の2倍を超える人数の評議員をもって構成し、理事会、理事長を含め諮問機関として適切に運営している。

教育研究上の基礎的な情報、修学上の情報、財務情報などをウェブサイト公表・公開している。

学校法人のガバナンスは、「理事会」の下「短期大学の各種会議体」により、意思決定の明確化、敏速化がなされ、機能強化と向上に取り組んでいる。

学内理事をもって構成する常任理事会は、法人の日常業務の他、理事会から付託された事項を審議、決定している。決定事項については理事会に報告し、承認決定を受けている。

理事会、監事、評議員会は、法人と大学の業務執行状況の報告を受け、適正に業務を遂行しているかチェックしている。

ガバナンス強化の為に、監事による大学運営全般についての教学監査を今後も継続実施し、ガバナンス機能の点検と評価を実施して行く。また、IR室による情報の一本化共有化を進め、PDCAサイクルによる継続的な検証・改善をより組織的かつ効率的に行うことにより、意思決定及び運営機能の更なる質の向上と効率化を図っていく。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項>

特記事項なし

<基準IV リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

理事会の機能の強化に向けて、理事会とは別に理事会の業務に資する本学を取り巻く教育環境や社会状況の動向の確認と情報収集を目的とする理事懇談会を発足させて、月例で開催し、理事会での議論の活性化に結び付けている。

学園は、創立 105 周年（2017（平成 29）年）を機に、従来の「知・徳・体・行」を発展させて「智・徳・体・感・行」の教育モデルを策定した。学長は、この教育モデル「智・徳・体・感・行」の下に、とりわけ「建学の精神」を核にした教育、「社会人基礎力」を核にした教育、「pisa 型学力」を核にした教育モデルを推進して、自学・共学システムが機能すべく、教職員をリードし取り組んでいる。また、学園憲章に示すように、“三河のまちづくり”に貢献できるよう各学科の教育並びに研究資源を活用して地域との連携した事業を推進している。

2011（平成 23）年度から 2015（平成 27）年度までの 5 ヶ年にわたる第一期財政健全化計画スキームでは、学生・生徒・園児数の募集目標を 6,200 人以上とし、学園全体の教職員数を適正規模である 340 人以下とすることとした。すなわち、これらの指標を設定して、「帰属収入内での支出及び予算内での支出に努める、人件費の適正化に努める、学生・生徒・園児の確実な募集（充足）等に努める」とした。しかし、各指標の達成は困難であるとの理事会の判断を受けて、新たに第二期経営改善計画（計画期間：2017（平成 29）年度から 2021（令和 3）年度）を策定し、継続して経営改善の実現に努めることとしている。第二期経営改善計画では、(7) 財務改革（7-1）学校規模において、愛知学泉大学 760 名、愛知学泉短期大学 640 名、安城学園高等学校 1500 名、岡崎城西高等学校 1500 名、3 つの幼稚園を合わせて 800 名の学園全体で合計 5200 名を当面の学校規模としている（○基準Ⅲ - D 財的資源の現状の再掲）。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

理事会の機能の強化にあたり、理事会とは別に理事会の業務に資する本学を取り巻く教育環境や社会状況の動向の確認と情報収集を目的とする「理事懇談会」を月例で開催し、理事会での議論の活発化に結び付けている。

学長は、「智・徳・体・感・行」の教育モデルの下に、とりわけ「建学の精神」を核にした教育、「社会人基礎力」を核にした教育、「pisa 型学力」を核にした教育モデルを推進して自学・共学システムが機能すべく、継続して教職員をリードし取り組んでいる。また、学園憲章に示すように、“三河のまちづくり”に貢献できるよう各学科の教育並びに研究資源と地域との連携事業の推進に継続して取り組んでいる。また、働き方改革については、事務局長らとともに、先頭に立って会議時間の見直しや業務の一層の効率化を図るべく努めている。

ガバナンス強化の為に、監事による大学・短期大学運営全般についての教学監査を今後も継続実施し、ガバナンス機能の点検と評価を実施して行く。また、IR室による情報の一本化共有化を進め、PDCAサイクルによる継続的な検証・改善をより組織的かつ効率的に行うことにより、意思決定及び運営機能の更なる質の向上と効率化を図っていく。